

# やまとの環境

—環境基本計画年次報告書—

令和7年度版(令和6年度実績)



大 和 市



## 「やまとの環境」（大和市環境基本計画年次報告書令和7年度版(令和6年度実績)）

### 1. 今年度の特徴

#### (1)本市における気候変動とその影響

令和6年は、年最高気温が37.6℃となり、これまでで最高となっています(2ページをご覧ください)。

#### (2)「散乱ごみの少ないきれいなまちだ」と思う市民の割合の回復

「散乱ごみの少ないきれいなまち」だと思ふ市民の割合の上昇がみられました。コロナ禍で中止されていた「清掃の日」や市民によるボランティア清掃が再開され、散乱ごみが減少したと実感する市民が増えたと考えられます(詳しくは21ページをご覧ください)。

#### (3)本市の温室効果ガス排出量削減の順調な進展

国などの統計に基づき、最新値となる令和5年度の温室効果ガス排出量を算定しました(この度の算定では、算定の基礎となる国統計に過去にさかのぼって修正があったため、2013年以降すべての年度の排出量と削減率を見直しています)。

その結果、令和5年度の排出量は、基準年度である平成25年度と比較して32.8%削減となり、令和4年度の30.0%削減から、さらに削減が進んでいます。全国の同期間での23.3%削減と比べても、削減が進んでいると言えます(詳しくは57ページと58ページをご覧ください)。

工場の減少などの影響が大きいとともに、市民の皆様に日々多大なご協力をいただいている住宅太陽光発電設備の設置やごみの分別回収による容器包装プラの全量資源化などが温室効果ガス排出量削減に大きく表れているのが本市の特徴です。

本市は「大和市地球温暖化対策実行計画」をもとに、令和9年度(2027年度)までに平成25年度から40%削減を、令和12年度(2030年度)までに同46%削減を目指しています。

現在の削減状況は、こうした本市と国の削減目標の達成が現実的に可能なペースとなっています。今後も、市民や事業者の皆さまのご協力をいただき、国や県などと連携しながら、より一層の排出量削減を進め、目標達成を目指してまいります。

## 2. 各環境要素の数値目標と達成状況

i

色付き部分は未達成

環境要素	数値目標	令和9年度 目標値	令和5年度 数値	令和6年度 数値	備考
空気	二酸化窒素濃度	0.04ppm 以下	0.026ppm	0.023ppm	目標達成を維持
水	BOD (生物化学的酸素要求量)	境川 3.0mg/ℓ以下 引地川 2.0mg/ℓ以下	境川 1.4mg/ℓ 引地川 1.1mg/ℓ	境川 1.4mg/ℓ 引地川 1.0mg/ℓ	目標達成を維持
音	市内全調査地点で環境基準をクリア	100%	50%	83%	基準をクリアできなかった地点は減少
美化	「散乱ごみの少ないきれいなまち」 だと思う市民割合	50%	市民 56% 事業者 49%	市民 62% 事業者 70%	市民・事業者ともに 目標達成 アンケート結果
緑	保全緑地契約面積等	26.2ha	26.5ha	26.5ha	目標達成を維持
生物	「身近に多くの種類の動植物とのふれ あいのあるまち」だと思う市民割合	50%	市民 35% 事業者 39%	市民 42% 事業者 55%	事業者については 目標達成 アンケート結果
	市内でミンミンゼミの生息が 確認されていること	生息を確認	生息を確認	生息を確認	目標達成を維持
景観	「魅力ある街並みを持っているまち」 だと思う市民割合	40%	市民 29% 事業者 28%	市民 44% 事業者 56%	市民・事業者ともに 目標達成 アンケート結果
安全	各環境中の基準濃度を超過した 有害化学物質数	0種類	3種類	3種類	横ばい傾向
産業	環境に配慮した事業活動を行 っている事業者割合	50%	61%	69%	目標達成 アンケート結果
基地	航空機騒音に係る環境基準の 達成率	100%	60%	60%	横ばい傾向
	航空機騒音を減減させるよう 取り組む	取り組んでいる	取り組んでいる	取り組んでいる	目標達成を維持
都市空間	一人当たりの都市公園等面積	6.8m <sup>2</sup> 以上	6.83 m <sup>2</sup>	6.81 m <sup>2</sup>	目標達成を維持
地球環境	温室効果ガス排出量削減率 (2013年度比)	40%削減	32.8%削減	*一年遅れで 公表	順調に進展
水循環	雨水貯留槽購入費補助申請 累積件数	650件	481件 (4件)	488件 (7件)	横ばい傾向
資源	資源化率	25.7%	25.1%	24.7%	資源の軽量化 により率は低下
	市民一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	438g未満	405g	396g	目標達成を維持
エネルギー	住宅用太陽光発電 システム補助累積件数	2,500件	2,031件 (79件)	2,113件 (82件)	補助によらない 導入が増えている
環境保全 活動	やまと みどりの学校プログラム への参加校	市内小中学校 全校 28校	20校	25校	コロナ禍による 減少から回復傾向
	「環境に配慮したり、環境保全活動に 取り組む人が多い」と感じる市民割合	50%	市民 38% 事業者 32%	市民 30% 事業者 45%	市民は減 事業者は増 アンケート結果

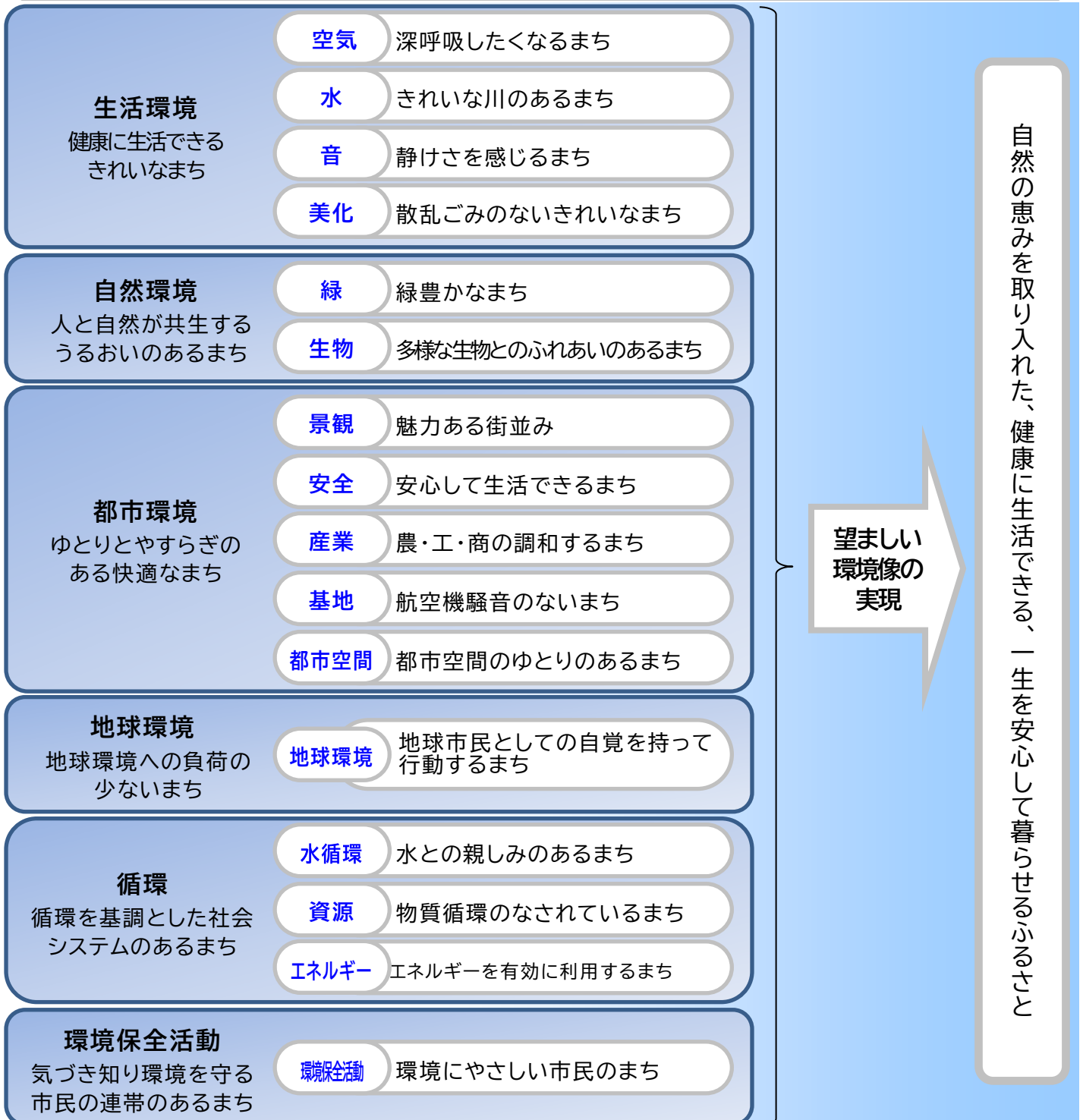
※( )内の数字は単年当たりの件数

## やまとの環境(大和市環境基本計画年次報告書)について

大和市では、平成10年2月に施行された「大和市環境を守り育てる基本条例(以下、「基本条例」という。)」第8条に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成10年度に「大和市環境基本計画(以下、「環境基本計画」という。)」を策定し、平成29年度には2回目の改定をしました。

本年次報告書は、基本条例第13条に基づき、本市の環境の現況や環境基本計画に基づく施策の進行状況を明らかにするため、毎年とりまとめ、発行しているものです。

### 大和市環境基本計画 計画の体系と目指すべき望ましい環境像



# 目 次

ページ

## 「やまとの環境」

(大和市環境基本計画年次報告書令和7年度版(令和6年度実績))

1. 今年度の特徴	i
2. 各環境要素の数値目標と達成状況	ii
やまとの環境(大和市環境基本計画年次報告書)について	iii

## 第1章 地域の概要

1. 気候	2
2. 人口・世帯数	3
3. 土地利用	3
4. 産業構造	4
5. 環境の現況と課題	5

## 第2章 施策の進行状況

1. 空気	8
2. 水	13
3. 音	17
4. 美化	21
5. 緑	25
6. 生物	32
7. 景観	36
8. 安全	39
9. 産業	44
10. 基地	47
11. 都市空間	52
12. 地球環境	57
13. 水循環	62
14. 資源	66
15. エネルギー	74
16. 環境保全活動	78

	ページ
第3章 重点施策の進行状況	
I 地球温暖化対策の推進	84
II 循環型社会の構築	90
III 緑の保全・創出	91
IV 環境保全活動の推進	93
第4章 資料	
1. 環境政策等の変遷	98
2. 大和市環境審議会	100
3. 環境に関する市民アンケート調査の結果(概要)	101
4. 環境に関する事業者アンケート調査の結果(概要)	102
5. 大和市環境を守り育てる基本条例	105
6. 大和市環境基本計画	107
7. 用語集	108



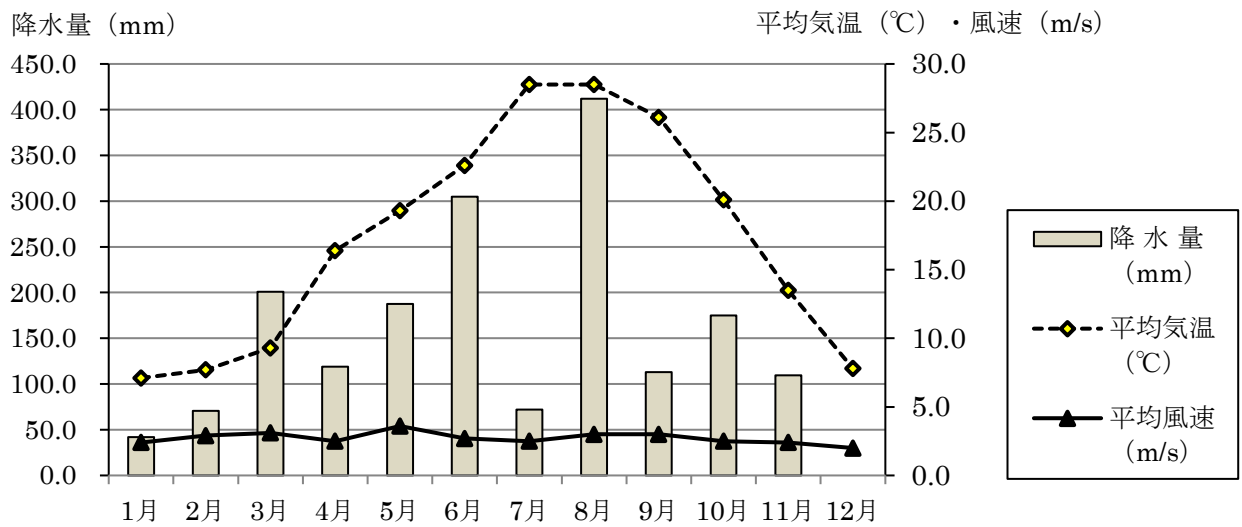
# 第1章

## 地域の概要

ここでは、地域の概要について、最新の情報を含めた経年変化を記載しています。

# 1 気候

令和6年の大和市の気象観測結果は、次のとおりです。



(資料:消防本部指令課)

市制施行以来の大和市の年平均気温、年最高気温、年最低気温の推移は、次のとおりです。

令和6年には、年最高気温がこれまで最高となりました。地球温暖化による影響であると考えられます。

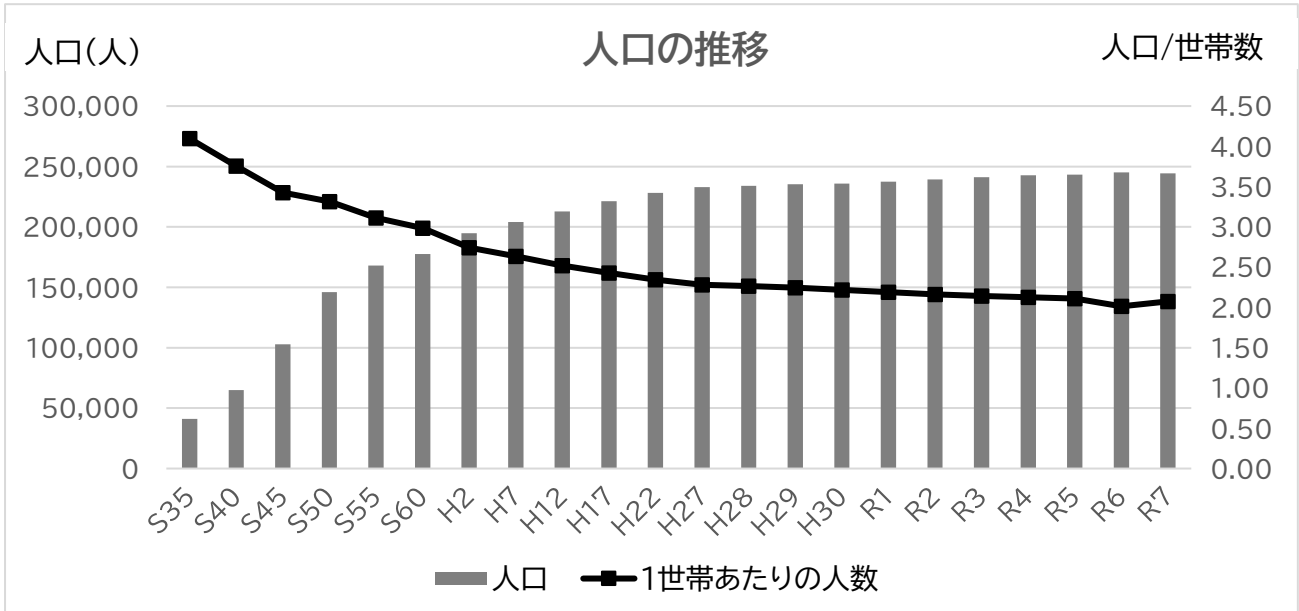
	S34	S44	S54	H1	H11	H21	R1	R2	R3	R4	R5	R6
年平均気温 (°C)	15.9	15.1	16.2	15.4	16.2	16.2	16.2	16.4	16.4	16.3	17.6	17.2
年最高気温 (°C)	35.5	34.2	33.7	34.3	34.6	34.1	35.5	36.0	36.2	35.6	36.6	37.6
年最低気温 (°C)	-7.0	-2.6	-0.7	-5.0	-3.9	-1.5	-1.2	-1.7	-2.4	-2.8	-3.6	-1.6

(資料:消防本部指令課)

## 2 人口・世帯数

市制施行当時3万6千人だった人口は、令和3年に24万人を越えました。

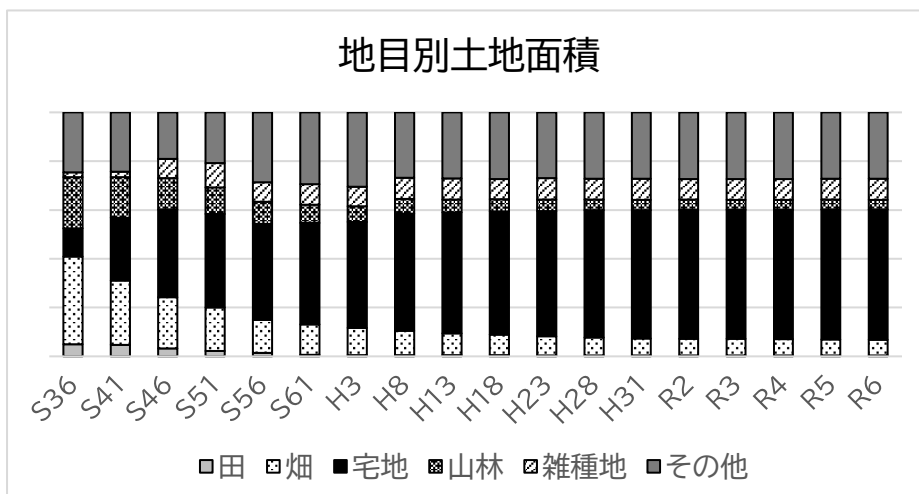
令和7年4月1日現在の人口・世帯数は、244,280人・117,638世帯です。1世帯当りの人員が減少傾向にあるほか、少子化、高齢化が進んでいる状況です。



(資料：総務部総務課)

## 3 土地利用

急激な都市化による農地や山林の宅地化は鈍化していますが、工場や事業所の跡地が高層のマンションに変わるなど、土地利用の状況は大きく変化しています。都市計画法で定める市街化区域面積は 20.19 k m<sup>2</sup>で全体の約 75%を占めており、残る6.9 k m<sup>2</sup>が市街化調整区域となっていますが、市域全体の市街化が進んでいます。



昭和36年(単位:k m <sup>2</sup> )	
総面積	28.60
田	1.42
畑	10.30
宅地	3.30
山林	5.98
雑種地	0.58
その他	7.02

令和6年(単位:k m <sup>2</sup> )	
総面積	27.09
田	0.09
畑	1.75
宅地	14.46
山林	1.08
雑種地	2.33
その他	7.38

(資料：総務部資産税)

## 4 産業構造

事業所数は、平成8年までは増加していましたが、平成13年の調査では、すべての産業において減少していることが分かりました。特に、令和3年の調査では、新型コロナウイルスの影響のためか、第3次産業の事業所数が大きく減少しています。

### 産業別事業所数の経年変化

産業の種類	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成24年	平成28年	令和3年
第1次産業 (農・林・漁業)	5 (0.06%)	4 (0.04%)	7 (0.08%)	5 (0.06%)	4 (0.05%)	5 (0.07%)	7 (0.09%)	5 (0.07%)
第2次産業 (建設・製造業)	1,700 (19.65%)	1,761 (19.62%)	1,611 (17.90%)	1,438 (16.83%)	1,227 (16.17%)	1,289 (17.00%)	1,187 (15.87%)	1,155 (16.75%)
第3次産業 (卸売・小売業等)	6,945 (80.29%)	7,212 (80.34%)	7,383 (82.02%)	7,099 (83.11%)	6,358 (83.78%)	6,286 (82.93%)	6,285 (84.04%)	5,736 (83.18%)
総数	8,650	8,977	9,001	8,542	7,589	7,580	7,479	6,896

(資料：総務部総務課「事業所・企業統計調査」「経済センサス-活動調査」)

従業者数も、平成8年までは増加していましたが、平成13年の調査では、すべての産業において減少しています。平成18年以後は、第2次産業の従業者の減少が目立っていましたが、令和3年の調査では、第2次産業の従業者が大きく増加し、構成比も上昇しています。

### 産業別従業者数の経年変化

産業の種類	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成24年	平成28年	令和3年
第1次産業 (農・林・漁業)	23 (0.03%)	99 (0.12%)	48 (0.05%)	20 (0.02%)	14 (0.02%)	42 (0.06%)	40 (0.05%)	28 (0.04%)
第2次産業 (建設・製造業)	29,103 (39.81%)	32,687 (39.07%)	28,443 (32.65%)	23,778 (28.95%)	18,966 (23.29%)	17,094 (22.40%)	16,610 (21.63%)	17,585 (22.46%)
第3次産業 (卸売・小売業等)	43,987 (60.16%)	50,872 (60.81%)	58,627 (67.30%)	58,355 (71.03%)	62,434 (76.69%)	59,180 (77.55%)	60,149 (78.32%)	60,664 (77.50%)
総数	73,113	83,658	87,118	82,153	81,414	76,316	76,799	78,277

(資料：総務部総務課「事業所・企業統計調査」「経済センサス-活動調査」)

## 5 環境の現況と課題

### (1) 生活環境(空気・水・音・美化)

市内の大気状況は、ほぼ環境基準を下回っており、概ね良好な状態が保たれています。低公害車の普及などにより二酸化窒素濃度は改善傾向にあります。

下水道の普及等により、市内の河川の水質は維持されています。今後も工場・事業場に対して指導を行うとともに、市民参加の河川清掃などを通じて、自然の浄化機能の回復を図っていきます。

近年の公害苦情では、幹線道路の交通騒音のほか、店舗などの営業騒音や日常的な生活騒音に関する内容が多くなっています。営業騒音については、実態調査を実施し、事業者に指導を行います。また、生活騒音については、広報等で意識啓発活動を行います。

不法投棄ごみは増加傾向にあり、特に人目につきにくい場所へのポイ捨てや不法投棄があります。「清掃の日」の美化活動などを通じて、美化意識の向上やポイ捨てなどの未然防止に向けた意識啓発を行い、状況の改善を目指していきます。

### (2) 自然環境(緑・生物)

首都圏に位置し、交通などの利便性が高い本市では、これまでの人口増加に伴い農地や樹林等の宅地化が進行したため、緑地が減少しており、かつてほどの多くの種類の動物は見られなくなりました。

近年は、外来生物による生態系への影響などが問題になっており、本市においても特定外来生物の捕獲や情報収集に努めています。

### (3) 都市環境(景観・安全・産業・基地・都市空間)

都市化の進展により、樹林や田園などが織り成す自然景観は減少しつつあります。本市では景観形成方針を定め、地域環境と調和した景観づくりに取り組んでいます。

安全に関しては、大規模地震や大雨・洪水への備えとして、公共施設の耐震補強や避難場所の確保など、災害に強い街づくりを進めています。

### (4) 地球環境

地球温暖化対策はパリ協定に基づく国際的な取組みが進められていましたが、2021年(令和3年)のグラスゴー気候合意によりその取組みは更に加速することになりました。

本市でも令和4年に「大和市気候非常事態宣言」を行うとともに、「大和市地球温暖化対策実行計画」を改定し、地域脱炭素に向けた取組みをより一層推進しています。

### (5) 循環(水循環・資源・エネルギー)

都市部では宅地化が進み、道路整備に伴うアスファルト舗装によって水循環のバランスが失われている可能性があります。本市では、雨水浸透柵の設置促進や雨水貯水槽の購入補

助などを行い、雨水の有効利用を促進しています。

ごみの分別収集を徹底し、ごみの減量化・資源化と適正処分に取り組んでいます。

また、省エネルギーを推進する一方で、再生可能エネルギー利用設備を公共施設に導入するほか、家庭への太陽光発電システム等の導入の支援を行っています。

#### (6) 環境保全活動

社会経済システムに環境配慮を織り込んでいくため、国連が提唱する「持続可能な開発のための教育」の動きや学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、より環境教育を充実させる必要があります。

# 第2章

## 施策の進行状況

ここでは、16の環境要素について、全体の「数値目標」、  
「個別指標」、「市の役割」の進行状況を報告します。

- 全体の「数値目標」や「個別指標」の数値について適宜見直しを行っていただきますので、過年度の報告結果と異なる場合があります。
- 「達成状況」の欄内の【円】は決算額を表しています。また、それ以外に参考となる実績も、その旨と共に記載しています。（例：【新規登録団体数7団体】）
- 「取組計画」の欄内の【円】は予算額を表しています。

## 1. 空気

目 標 : 深呼吸したくなるまち

数値目標 : 二酸化窒素濃度 0.04ppm 以下

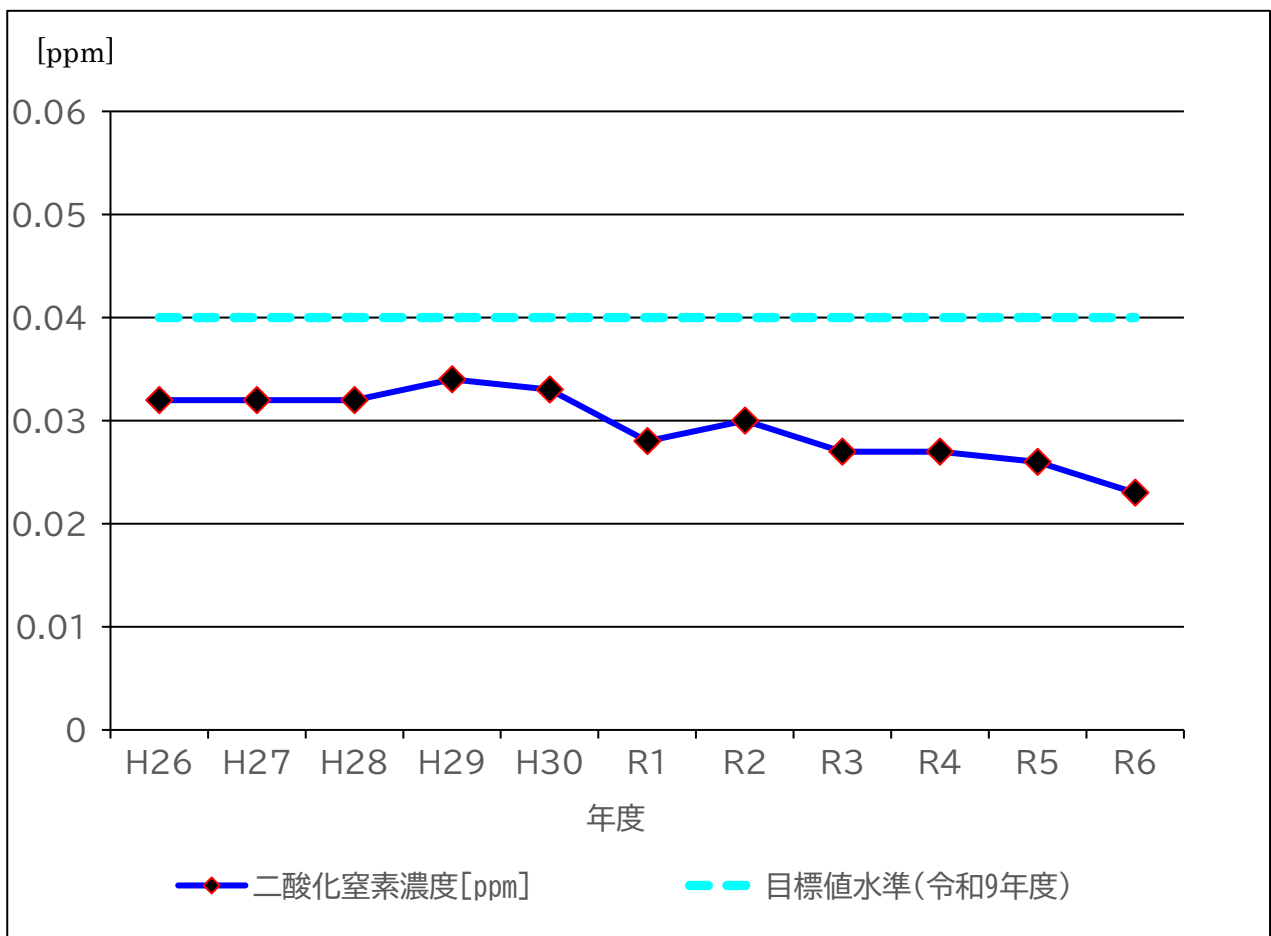
人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい国の環境基準を基に設定したもので、環境基準同様に、日平均値を一年分並べて低い方から98%に相当する値

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
二酸化窒素濃度[ppm]	0.030	0.027	0.027	0.026	0.023	0.04

【本年度の評価】 目標を達成した。

【評価について】 低公害車やハイブリッド車、電気自動車等の普及により、低減傾向にあると考えられる。

【目標の確認方法】 常時監視測定局の大和市役所における二酸化窒素濃度年間98%値（環境基準）の経年変化を測定



(1) 自動車交通に伴う大気汚染の防止

■自動車交通量低減対策の推進

○公共交通機関の利用促進、自転車や徒歩による交通への移行を進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標1【総務課】 登録自動車台数[台]	112,523	112,782	113,356	113,829	114,531
指標2【市民生活あぜん課】 各駅駐輪場の収容台数[台]	23,428	22,950	22,531	21,119	20,768

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その1【まちづくり総務課】 コミュニティバスをはじめとした公共交通機関の利用を促します。	コミュニティバス「のろっと」及び「やまとんGO」の運行を継続することにより、交通利便性の向上が図られた。【469,338,057円】 西鶴間・上草柳地域の協働事業「のりあい」の運行を継続することにより、交通利便性の向上が図られた。【41,437,000円】	コミュニティバス「のろっと」及び「やまとんGO」の運行を継続する。【481,060,000円】 西鶴間・上草柳地域の協働事業「のりあい」の運行を継続する。【54,983,000円】
その2【道路整備課】 歩行者空間の整備を進めます。	歩行者空間の整備のための用地買収を進めた。【159,470,000円】	歩行者空間の整備のための用地買収を進める。【308,782,000円】
その3【環境総務課】 自転車の利用促進や徒歩の交通を促します。	環境配慮指針に掲載し、市HPや環境に関する事業者アンケート等での周知を通じて、自転車や徒歩による移動を推進した。	環境配慮指針の周知を通じ、自転車や徒歩による移動を推進する。
その4【市民生活あぜん課】 乗り入れ状況に応じた駐輪場の整備を行います。	駐輪場シェアサービス「みんちゅう」を利用した実証実験を行った。【登録台数129台】	駐輪場シェアサービス「みんちゅう」を利用した実証実験を継続する。
その5【まちづくり総務課】 国、県などに働きかけ、自動車総量抑制、交通量抑制の推進を図ります。	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、鉄道事業者に対し、利便性や安全性に係る要望を行った。また、鉄道駅の安全性向上のためホームドア設置の補助を行った。【100,416,000円】	鉄道利用を促進すべく、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、利便性や安全性の向上に係る要望を鉄道事業者に対し行う。

■自動車の利用方法の転換促進

○次世代自動車等への転換を促進し、自動車から排出される汚染物質を減らします。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標3【管財課】 省エネルギー型車両導入率[%]	91.3	95.3	96.0	100.0	100.0

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その6【管財課】 低公害車や次世代自動車等の導入を進めます。	令和5年度までの代替により、低公害車の割合は100%となっている。	低公害車の割合は100%となっている。 次世代自動車等(電気自動車)の導入については、車両価格や充電設備の初期費用が非常に高額なことなどから、慎重な判断を要するため、今後、国や自動車業界等の動向等を注視し、検討を進めていく。
その7【環境・公害対策課】 低公害車や次世代自動車の導入を促します。	市で所有している消防車などの特殊車両を含めた全車両のうち、低公害車は223台となり、低公害車の保有率は100%となった。 更新の際は、次世代自動車等への切り替えを検討するよう、関係機関へ周知を図った。	低公害車の割合は100%となった。 低公害車の保有台数の調査を終了し、公用車の更新の際は、次世代自動車等の導入を検討するよう、関係機関へ周知を図る。

○エコドライブなど自動車の適正使用、効率的な使用についての啓発に努めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その8【環境・公害対策課】 エコドライブ運動を進めます。	11月に上草柳トラックステーションにてアイドリングストップのチラシとカイロを配布し、啓発活動を実施した。 また、開発協議会で27件の駐車場管理者に対し、アイドリングストップの周知について指導した。	上草柳トラックステーションにおいて、アイドリングストップの啓発を実施する。開発協議会で神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、一定規模以上の駐車場管理者に対し、アイドリングストップの周知について指導する。市民に広報・キャンペーン等を通じて、啓発する。
その9【環境総務課】 カーシェアリングの導入促進に努めます。	やまとEMSを通じて公用車の効率的な運用を推進した。	環境配慮指針の周知を通じ、車両の相乗りを促す。

○交通の流れをスムーズにします。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標4【道路整備課】 交差点改良件数[件]	0	0	0	0	0
指標6【市民生活あんぜん課】 交通安全要望件数[件]	356	280	728	557	528

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その10【道路整備課】 ラダーパターンの幹線道路の整備を進めます。	歩行者空間の整備のための用地買収を進めた。【159,470,000円】	歩行者空間の整備のための用地買収を進める。【308,782,000円】
その11【道路整備課】 渋滞解消・緩和のための道路整備を進めます。	整備なし。	渋滞解消・緩和のために道路整備を行う。【109,791,000円】
その12【市民生活あんぜん課】 交通実態に適合した交通規制を要請します。	要望内容を正確に理解し、要望者の視点に立って、適切に対応することができた。【1,196,802円】	交通実態に適した交通規制を要請する。【2,181,000円】

■道路周辺の大気の監視

○道路周辺の大気汚染の状況を把握し、浄化に努めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標7【道路整備課】 植樹した街路延長[m]	20,707	20,707	20,707	20,707	20,707

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その13【環境・公害対策課】 主要な幹線道路沿いでの、 窒素酸化物の簡易測定を行います。	簡易測定法による窒素酸化物濃度の測定を年2回市内16か所で実施した。【37,180円】	簡易測定法(PT10法)による市内の窒素酸化物調査を行う。 屋外設置型窒素酸化物測定装置により、市内の大気汚染の状況を把握する。【63,000円】
その14【道路整備課】 大気汚染に考慮し、主要な幹線道路に街路樹を設けるように努め、樹種選定においては大気浄化機能を考慮します。	整備なし。	令和7年度は該当する工事はなし。

(2) 事業活動に伴う大気汚染の防止

■ばい煙等大気汚染物質対策の推進

○ばい煙等大気汚染物質の排出を抑制します。

■悪臭や粉じん対策の推進

○悪臭・粉じん被害の発生を防止します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標8【環境・公害対策課】 悪臭に係る公害苦情件数[件]	14	5	15	12	15
指標9【環境・公害対策課】 粉じんに係る公害苦情件数[件]	3	1	1	1	0

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その15【環境・公害対策課】 悪臭や粉じんの排出状況の 指導・監視を継続します。	特定建設作業の届出(振動)41件に対し、指導を行った。 また、工場・事業所及び工事に伴う悪臭・粉じん苦情に対し指導を行った。	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく許可申請時や、解体工事に伴う特定建設作業の届出時において悪臭・粉じん防止対策等について指導する。また、悪臭・粉じん苦情に対し、事業者を指導する。

(3) 大気環境の監視と適切な情報提供

■大気の状態の把握・情報提供

○国や県との連携・協力の下で、市内の大気汚染の状況を把握し、情報を提供します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 10【環境・公害対策課】 大気環境基準が定められている 物質の濃度					
二酸化窒素(一般局・日平均値の 年間 98%値) [ppm]	0.030	0.027	0.027	0.026	0.023
二酸化硫黄(一般局・年平均値) [ppm]	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
二酸化硫黄(一般局・日平均値の 年間 2%除外値) [ppm]	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
浮遊粒子状物質(一般局・年平均 値) [mg/m <sup>3</sup> ]	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010
浮遊粒子状物質(一般局・日平均 値の年間 2%除外値) [mg/m <sup>3</sup> ]	0.028	0.024	0.024	0.023	0.026
微小粒子状物質(一般局・年平均 値) [μg/m <sup>3</sup> ]	7.6	7.5	8.1	7.7	8.1
微小粒子状物質(一般局・日平均 値の年間 98%値) [μg/m <sup>3</sup> ]	20.4	18.4	17.6	18.3	21.9
光化学オキシダント(一般局) [ppm]	0.044	0.044	0.043	0.046	0.048
二酸化窒素濃度(自排局・日平均 値の年間 98%値) [ppm]	0.033	0.033	0.032	0.030	0.032
浮遊粒子状物質(自排局・年平均 値) [mg/m <sup>3</sup> ]	0.012	0.011	0.011	0.012	0.012
浮遊粒子状物質(自排局・日平均 値の年間 2%除外値) [mg/m <sup>3</sup> ]	0.034	0.023	0.025	0.025	0.032
微小粒子状物質(自排局・年平均 値) [μg/m <sup>3</sup> ]	9.4	8.3	8.6	8.4	8.3
微小粒子状物質(自排局・日平均 値の年間 98%値) [μg/m <sup>3</sup> ]	23.3	20.2	18.8	19.2	20.2
一酸化炭素(自排局・年平均値) [ppm]	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3
一酸化炭素(自排局・日平均値の 年間 2%除外値) [ppm]	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
指標 11【環境・公害対策課】 光化学スモッグ発令日数[日]	0	3	1	1	3

※一般局：一般大気測定局（市役所）・自排局：自動車排出ガス測定局（深見台交差点）

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その 16【環境・公害対策課】 市内の大気を代表する地点で、窒素 酸化物の簡易測定を行うとともに、 県等と連携し、必要に応じて市民等 に情報を提供していきます。	常時監視 2 地点は県が測定を行 った(2 地点で二酸化窒素、浮遊 粒子状物質及び微小粒子状物質・ 大和市役所のみで光化学オキシ ダント及び二酸化硫黄・深見台の みで一酸化炭素)。 また、市が道路沿い及びそれ以外 の 16 地点について行った PT10 法 による地域別の二酸化窒素濃度 は、市道沿い>国県道幹線沿い> その他となった。	常時監視 2 地点は県が測定を行 う(2 地点で二酸化窒素、浮遊粒 子状物質及び微小粒子状物質・大 和市役所のみで光化学オキシダ ント及び二酸化硫黄・深見台のみ で一酸化炭素)。 また市が、二酸化窒素の簡易測定 を市内 16 地点で行う。

## 2. 水

目 標 : きれいな川のあるまち

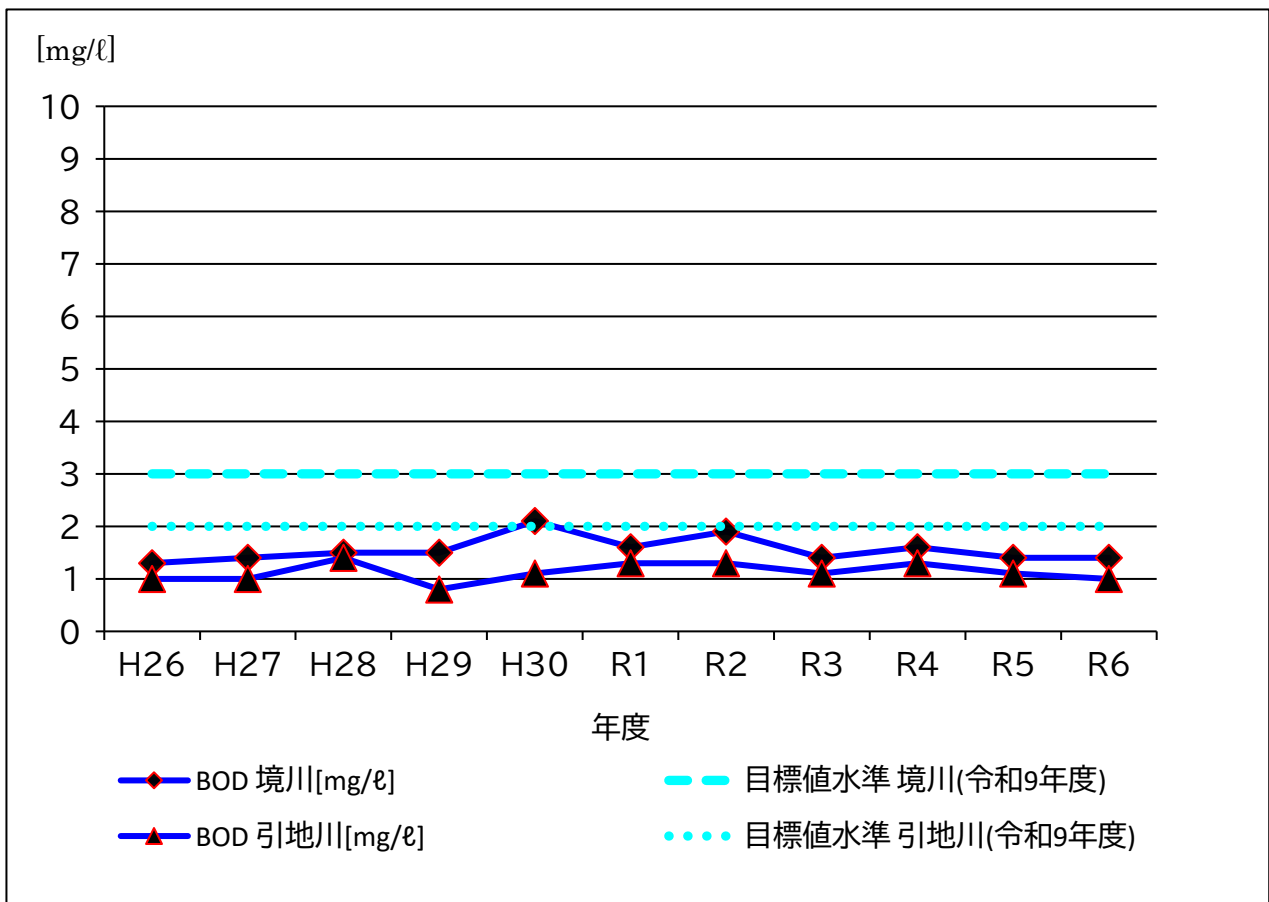
数値目標 : BOD(生物化学的酸素要求量)境川 3.0mg/ℓ 以下・引地川 2.0mg/ℓ 以下  
生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい国の環境基準を基に  
設定したもので、市が独自に行う水質調査の平均値による値

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
BOD 境川[mg/ℓ]	1.9	1.4	1.6	1.4	1.4	3.0
BOD 引地川[mg/ℓ]	1.3	1.1	1.3	1.1	1.0	2.0

【本年度の評価】 目標を達成した。

【評価について】 高い下水道普及率や事業者への指導等により、環境基準を達成する水質を維持できていると考えられる。

【目標の確認方法】 河川の水質測定



(1) 事業活動に伴う水質汚濁の防止

■工場・事業場排水対策の推進

○水質汚濁物質の排出を抑制します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 12【環境・公害対策課】 工場排水の採水検査回数[回]	17	19	18	17	16

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その 17【環境・公害対策課】 工場・事業場への水質汚濁負荷物質の指導・監視を継続します。	水質基準違反のあった事業所がのべ1件あったため、指導を行った。 【1,105,060 円】	工場の排水の水質検査を実施する。 【1,661,220 円】

○公共下水道等による適切な工場・事業場排水処理を行います。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 13【水質管理センター】 下水処理場放流水の BOD (北部浄化センター) [mg/l]	2.2	2.5	3.5	2.0	2.0
指標 14【水質管理センター】					
下水処理場放流水の窒素濃度 (北部浄化センター) [mg/l]	10.0	10.0	9.0	9.0	9.0
下水処理による窒素除去率[%]	78	80	81	81	82
指標 15【水質管理センター】					
下水処理場放流水のりん濃度 (北部浄化センター) [mg/l]	0.62	0.73	0.82	0.62	0.65
下水処理によるりん除去率[%]	88	86	84	89	88

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その 18【下水道・河川施設課】 公共下水道施設の質的向上に努めます。	適正な計画・管理・運営をすることにより、公共下水道の質的向上に努めた。	適正な計画・管理・運営をすることにより、公共下水道の質的向上に努める。
その 19【下水道経営課】 工場・事業場排水の公共下水道への接続を促します。	特定事業場等への立入検査を 147 件実施するとともに、事業場排水に関する監視及び指導を行った。	引き続き事業場排水に関する監視及び指導を行う。

(2) 生活排水による水質汚濁の防止

■生活排水対策の推進

○公共下水道による適切な生活排水処理を行います。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 16【下水道・河川施設課】 処理区域内水洗化人口率[%]	99.7	99.7	99.8	99.8	99.8

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その20【下水道経営課】 生活排水の公共下水道への接続を促します。	公共下水道供用開始区域の下水道未接続家屋へ下水道への接続依頼通知を送付した。	引き続き下水道への接続依頼通知を行う。
その18・再掲【下水道・河川施設課】 公共下水道施設の質的向上に努めます。	適正な計画・管理・運営をすることにより、公共下水道の質的向上に努めた。	適正な計画・管理・運営をすることにより、公共下水道の質的向上に努める。

○生活排水や下水道の役割についての意識を高めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標17【下水道経営課】 下水道ポスター展応募点数[点]	開催中止	1,307	1,225	1,304	783

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その21【下水道経営課】 下水道に関するイベントや学校教育等により、生活排水や下水道の役割についての意識啓発を進めます。	下水道出前授業の実施。 【19校1,907人】 教材等を配布し、学校の教員による授業の実施。【1校72人】 大和市下水道ポスター展の開催。 【応募数8校783点】	下水道出前授業の実施及び下水道ポスター展の開催を行う。
その22【下水道経営課】 家庭からの生活排水による下水処理の負荷軽減に向けた啓発を進めます。	下水道の日に合わせて、広報やまと(9/1号)へ啓発記事を掲載するとともに、環境フェアにおいて下水道の正しい利用を呼びかけた。	下水道の日(9/10)に合わせて、広報やまとへ啓発記事を掲載するとともに、環境フェアにおいて下水道の正しい利用を呼びかける。

○公共下水道が整備されていない地域での適切な排水処理を図ります。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標18【下水道・河川施設課】 合併処理浄化槽の設置基数[基]	5	8	29	10	19
指標19【下水道・河川施設課】 合併処理浄化槽の累積設置基数(公共下水へ移行は除く)[基]	563	571	600	610	629

※上記数値は、大和市公共下水道事業計画区域外での浄化槽の数としています。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その23【建築指導課】 し尿汲み取り式便槽、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促します。	届出によるものであり、数値による目標設定が出来ないが、適正に処理をし、該当物件がない旨を確認した。	公共下水道未整備地区内における建築確認申請については、合併処理浄化槽の設置が法により義務付けられている。よって、市街化調整区域の建築確認申請については、環境・公害対策課との連絡調整のなかで、合併処理浄化槽の設置を指導していく。
その23【環境・公害対策課】 し尿汲み取り式便槽、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促します。	合併処理浄化槽の補助制度対象物件数は2件だった。	既設単独処理浄化槽及び汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換対象者に限り、合併処理浄化槽の補助制度を継続する。 【746,000円】
その24【資源循環推進課】 し尿浄化槽放流水・生活雑排水の汲み取りを継続します。	し尿浄化槽放流水・生活雑排水の汲み取り申込に対し、全ての汲み取りを実施できた。	し尿浄化槽放流水・生活雑排水の汲み取り申込に対し、汲み取りを実施する。 【11,990,000円】

(3) さらなる河川水質の向上

■自然浄化機能の回復

○河川の自浄作用を高めるため、多自然川づくりを検討します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その25【下水道・河川施設課】 河川の生態系に配慮した変化に富む多自然型改修に努め、関係機関へ要請します。	神奈川県河川協会を通じて国へ要望した。	神奈川県河川協会を通じて国へ要望する。【127,000円】
その26【下水道・河川施設課】 上流・下流自治体との広域的な連携を図ります。	神奈川県河川協会を通じて連携を図った。	神奈川県河川協会を通じて連携を図る。

○道路側溝や排水路の定期的な清掃を行います。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標20【道路管理課】 側溝土砂清掃延長[m]	2,526	2,173	2,668	2,415	3,322

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その27【道路管理課】 側溝や河川の清掃を継続します。	側溝や集水桝の清掃を実施した。【側溝土砂清掃延長3,322m】	側溝や集水桝の清掃を継続する。
その27【下水道・河川施設課】 側溝や河川の清掃を継続します。	河川の清掃を実施した。【河川清掃延長5,664m】	河川の清掃を実施する。

■健全な水循環の推進（「水循環」を参照してください。）

■水域の状態の把握

○公共用水域の水質汚濁の状況を把握します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標21【環境・公害対策課】 人の健康の保護に関する 環境基準項目超過検体数[個]	0	0	0	0	0

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その28【環境・公害対策課】 境川・引地川の水質の測定・評価を継続します。	河川水質調査（境川3地点、引地川2地点）を実施した（水質汚濁防止法測定計画に基づくものを含む）。【8,250,000円】	河川水質調査（境川3地点、引地川2地点）を実施する（水質汚濁防止法測定計画に基づくものを含む）。【9,108,000円】
その29【環境・公害対策課】 水質汚濁の原因の把握に努めます。	その17、その28参照。【9,355,060円】	その17、その28参照。【10,769,220円】

### 3. 音

目 標 : 静けさを感じるまち

数値目標 : 市内全調査地点で環境基準をクリア

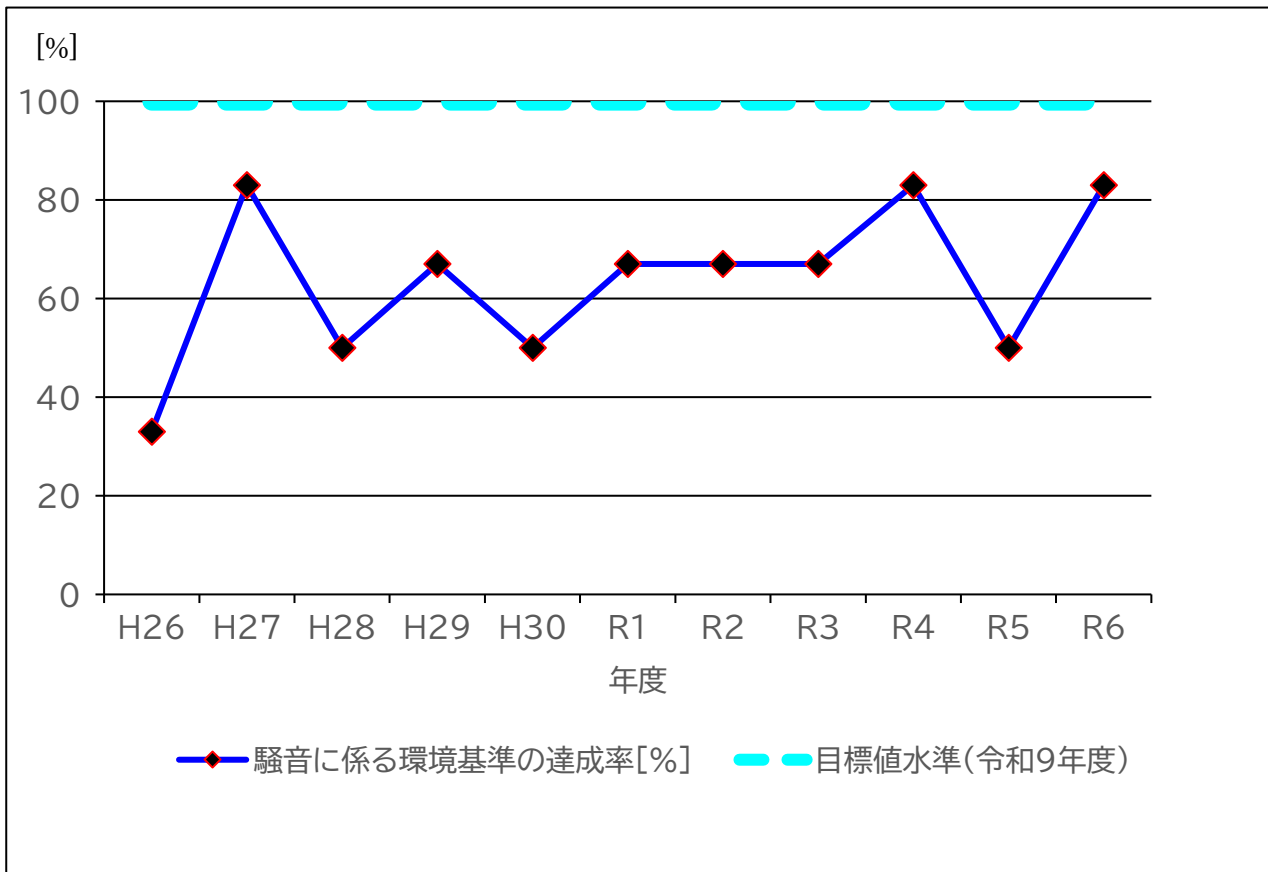
市内全道路騒音調査地点における、騒音に係る環境基準の達成率

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
騒音に係る環境基準の達成率 [%]	67	67	83	50	83	100

【本年度の評価】 目標は未達成である。

【評価について】 交通量による影響が考えられる。

【目標の確認方法】 幹線交通を担う道路における騒音測定



(1) 事業活動等に伴う騒音・振動の防止

■工場・事業場の騒音・振動防止対策の推進

○工場・事業場での騒音・振動防止対策を進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 22【環境・公害対策課】 工場・事業場からの騒音・振動公害苦情件数[件]	5	2	3	8	15
指標 23【環境・公害対策課】 工場・事業場からの騒音・振動公害苦情改善指導件数[件]	5	2	3	8	15

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その30【環境・公害対策課】 工場・事業場への騒音の指導・監視を継続します。	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく許可申請等において、事業者に対し、騒音・振動防止対策を指導した。 また、工場・事業所から発生した騒音・振動苦情 15 件について事業者に指導を行った。	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく許可申請等において、事業者に対し、騒音・振動防止対策を指導する。 また、苦情が発生した場合、必要に応じ騒音・振動防止対策を指導する。

■屋外作業に伴う騒音・振動防止対策の推進

○屋外作業に伴う騒音・振動防止対策を進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 24【環境・公害対策課】 物流拠点等からの騒音・振動公害苦情件数[件]	1	1	0	1	2
指標 25【環境・公害対策課】 物流拠点等からの騒音・振動公害苦情改善指導件数[件]	1	1	0	1	2

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その31【環境・公害対策課】 屋外作業に伴う騒音の指導・監視を継続します。	屋外作業に伴う騒音・振動苦情 39 件に対して事業者に指導を行った。	開発協議において事業者を指導する。また、屋外作業に伴う騒音・振動苦情に対して事業者を指導する。

■建設作業の騒音・振動防止対策の推進

○周辺環境に配慮して建設工事を行います。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 26【環境・公害対策課】 建設作業に伴う騒音・振動公害苦情件数[件]	9	22	16	20	29
指標 27【環境・公害対策課】 特定建設作業の届出件数[件]	74	89	92	129	106

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その32【環境・公害対策課】 騒音・振動を発生する建設作業への指導を行います。	開発協議等において45事業所に対し特定建設作業の届出の指導を行った。	開発協議等において、事業者に対し特定建設作業の届出の指導をする。
その33【環境・公害対策課】 必要に応じ建設作業騒音・振動の実態調査を行います。	建設作業に伴う騒音・振動苦情29件について実態を調査し、事業者を指導した。	建設作業に伴う騒音・振動苦情について、実態を調査し、事業者を指導する。

## ■営業騒音防止対策の推進

○営業騒音の防止対策を進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標28【環境・公害対策課】 飲食店・卸売小売業からの騒音苦情件数[件]	11	8	10	9	13

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その34【環境・公害対策課】 必要に応じ営業騒音の実態調査を行います。	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、飲食店等への騒音苦情5件について、実態調査を実施し、事業者に指導を行った。	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、飲食店等への騒音苦情に対して必要に応じて実態調査を実施する。
その35【環境・公害対策課】 音響機器を使用する営業店等への指導を行います。	苦情のあった音響機器(カラオケ)を使用した営業店8件について事業者を指導した。	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、飲食店等への騒音苦情に対して指導する。

## ■生活騒音防止対策の推進

○日常の生活に伴い発生する騒音の防止に関する意識啓発を行います。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
(その36)【環境・公害対策課】 生活騒音防止に関する意識啓発活動を行います。	広報や市HPで生活騒音防止に関する意識啓発活動を行った。	広報や市HPで生活騒音防止に関する意識啓発活動を行う。

○健康リスクに関する情報収集と提供を行います。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その37【環境・公害対策課】 低周波音などの環境問題についての情報収集及び提供を行います。	低周波音について、情報収集及び提供を行った。	生活騒音防止対策として、低周波音に関する情報を収集する。

(2) 交通に伴う騒音・振動の防止

■道路交通騒音・振動防止対策の推進

- 自動車交通対策を進めます。(「空気」を参照してください。)
- 自動車の利用に伴う騒音・振動への配慮を進めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その38【環境・公害対策課】 自動車の利用に伴う騒音・振動の実態調査を行い、対策の要請を行います。	騒音測定委託により、環境基準の達成状況を把握し、自動車利用者へ意識啓発を図った。	自動車利用者の意識啓発を図る。

- 道路交通騒音・振動の状況を把握し、緩和対策を行います。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標29【環境・公害対策課】 道路に面する地域の騒音					
国道246号・昼の騒音レベル(LAeq)[dB(A)]	68	66	68	76	63
国道246号・夜の騒音レベル(LAeq)[dB(A)]	66	66	65	75	61

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その39【環境・公害対策課】 主要な幹線道路沿いでの、騒音・振動の測定・評価を継続するとともに、必要に応じて対策の要請を行います。	市内6地点で道路交通騒音の測定を実施した。【1,177,000円】	市内6地点で道路交通騒音測定を実施し、環境基準の達成状況を把握する。【1,660,725円】
その40【道路整備課】 主要な幹線道路に低騒音舗装(排水性舗装等)、植樹帯の整備に努めます。	整備なし。	主要な幹線道路に低騒音舗装(排水性舗装等)を整備する。【109,791,000円】

■鉄道騒音・振動防止対策の推進

- 新幹線鉄道等の騒音・振動の調査を行い、関係機関へ対策を要請します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その41【環境・公害対策課】 鉄道会社への適切な騒音・振動対策の要請を継続します。	鉄道に関する騒音・振動の苦情はなかったため、関係機関への対策を要請は行わなかった。	個別苦情について、調査を行い、関係機関へ対策を要請する。
その42【環境・公害対策課】 必要に応じ鉄道騒音・振動の実態調査を行います。	実態調査は行わなかった。	必要に応じ鉄道騒音・振動の実態調査を行う。

#### 4. 美化

目 標 : 散乱ごみのないきれいなまち

数値目標 : 「散乱ごみの少ないきれいなまち」だと思ふ市民・事業者割合 50%  
市が行う環境に関するアンケート調査結果

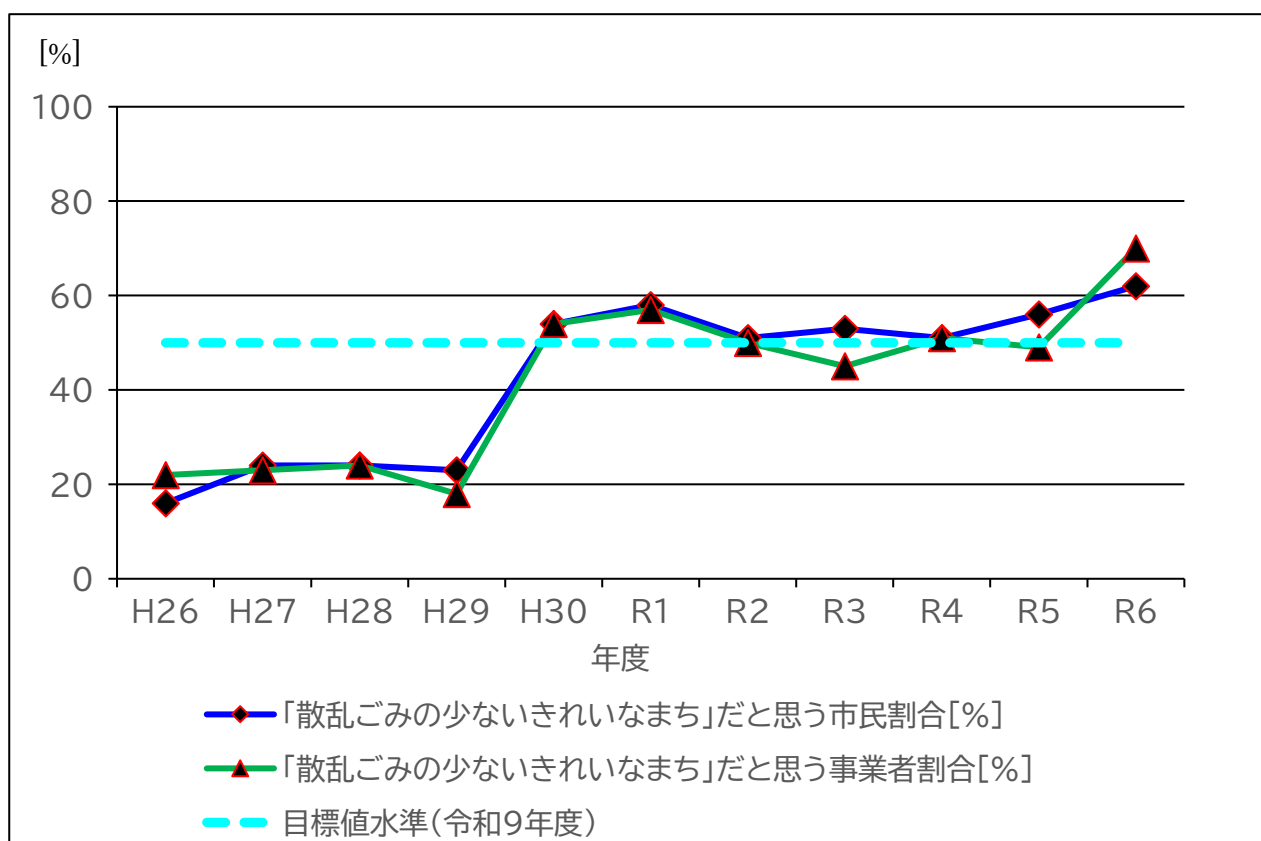
(市民の割合については、令和6年度以降は「大和市政世論調査」において調査を実施)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
大和市の「美化」に関する環境が良いと思う市民の割合[%]	51	53	51	56	62	50
大和市の「美化」に関する環境が良いと思う事業者の割合[%]	50	45	51	49	70	50

【本年度の評価】 市民割合、事業者割合ともに目標を達成した。

【評価について】 コロナ禍により中止されていた「清掃の日」や市民によるボランティア清掃が再開されるとともに、啓発活動の結果、散乱ごみが減少したと実感する市民が増加したと考えられる。

【目標の確認方法】 市民・事業者アンケートの実施



(1) 地域美化のさらなる推進

■不法投棄・ポイ捨ての防止

○不法投棄のない環境づくりを進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 31【資源循環推進課】 不法投棄回収量[t]	226.92	204.12	147.61	127.79	126.14

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その43【環境・公害対策課】 不法投棄防止に関する意識啓発を行います。	不法投棄防止の啓発看板等の作成やパトロールを行うとともに、ボランティア袋を市民に配布し散乱ごみや不法投棄防止のための意識啓発を行った。 【1,184,780円】	不法投棄防止の啓発看板等の作成やパトロールを行うとともに、ボランティア袋を市民に配布し、散乱ごみや不法投棄防止のための意識啓発を図る。 【1,079,000円】
その43【資源循環推進課】 不法投棄防止に関する意識啓発を行います。	パトロールを定期的に行い、不法投棄防止の意識啓発を図る事で、まちがきれいになった。	パトロールを定期的に行い、不法投棄防止の意識啓発を図る事で、まちをきれいにする。
その44【環境・公害対策課】 定期的なパトロールを行います。	定期的な不法投棄パトロールを行った。 【4,154,622円】	定期的な不法投棄パトロールを行い、散乱ごみや不法投棄を未然に防止する。 【4,581,000円】
その44【資源循環推進課】 定期的なパトロールを行います。	定期的なパトロールを行い、ルール違反ごみや不法投棄物を監視し、排出者を特定できる場合は、個別に指導を行った。	定期的なパトロールを行い、ルール違反ごみや不法投棄物を監視し、排出者を特定できる場合は、個別に指導を行う。
その45【環境・公害対策課】 悪質な不法投棄に対し厳正に対応します。	悪質な不法投棄者に対しては、警察と協力して対応した。	悪質な不法投棄者に対しては、警察と協力して対応する。

○ポイ捨てを防止します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その46【環境・公害対策課】 ポイ捨て防止に関する意識啓発を行います。	小学校全学年に対して環境美化ポスターを募集し、優秀作品の表彰及び展示等を行った。 【330,275円】	環境美化ポスターを募集することで、子どもたちに美化意識を高めてもらう。また、最優秀作品をポスター化し、市内公共機関などの人が多く集まる場所に掲示することで市民への美化意識啓発を行う。 【369,000円】
その47【環境・公害対策課】 「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」の周知啓発を行います。	「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」の周知啓発活動を行った。	「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」の周知啓発を行う。

## ■美化活動の推進

○美化活動を進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 32【環境・公害対策課】 清掃の日のごみ収集量[t]	開催中止	開催中止	開催中止	48.67	45.42
指標 33【環境・公害対策課】 例月まち並み清掃のごみ収集量[t]	25.67	21.91	19.81	14.19	14.82
指標 34【環境・公害対策課】 美化推進月間の参加者数[人]	1,225	1,543	1,536	1,691	1,854
指標 35【環境・公害対策課】 清掃の日の参加者数[人]	開催中止	開催中止	開催中止	47,377	44,663

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その48【環境・公害対策課】 美化活動を推進する団体を支援します。	年間クリーンキャンペーンとして、清掃の日、例月まち並み清掃及び美化推進月間を行い、市民、自治会、事業者、団体に対して支援した。 【5,927,095円】	年間クリーンキャンペーンとして、清掃の日、例月まち並み清掃、美化推進月間を通じて市民、自治会、事業者、団体の清掃活動を支援する。 【6,749,000円】
その49【環境・公害対策課】 ボランティア活動を促進するなどの対応を検討します。	年間クリーンキャンペーンとして、清掃の日、例月まち並み清掃及び美化推進月間を行い、市民、自治会、事業者、団体に対して支援した。 【5,927,095円】	年間クリーンキャンペーンとして、清掃の日、例月まち並み清掃、美化推進月間を通じて市民、自治会、事業者、団体の清掃活動を支援する。 【6,749,000円】
その50【まちづくり推進課】 きまりを守らない看板等を撤去します。	職員及び大和市違反屋外広告物除却協力員にて、違反屋外広告物除却活動を進めた。 【除却実績161件】 【活動実施回数16回】	大和市違反屋外広告物除却協力員制度を運用し、除却活動を実施する。
その50【道路管理課】 きまりを守らない看板等を撤去します。	違法看板を見つけ撤去した。 【24回、2,004,200円】	委託業務により、市道に違法に掲出された張り紙、張り札、立て看板を撤去する。 【1,914,000円】
その51【道路管理課】 公共用地の美化を進めます。	アダプト団体の登録を行った。 【新規登録数3団体】	アダプト団体の登録を行う。

○アダプトプログラムを推進します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 36【道路管理課】 アダプトプログラム参加者数[人]	510	530	569	596	562

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その52【道路管理課】 アダプトプログラムへの支援を行います。	アダプト団体へ花苗等の提供を行った。 【38件、1,040,577円】	花苗等の提供を行う。

(2) 市民・事業者の美化意識の向上

■美化意識の普及・啓発

○美化活動に関する情報を共有します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その53【環境・公害対策課】 広報等で美化に関する市内の取組等の情報を発信します。	広報やまことやSNSなどで美化に関する取組を発信した。	広報やまことやSNSなどで美化に関する取組を発信する。

○市民や事業者の美化意識を育みます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標37【環境・公害対策課】 大和市環境美化ポスターコンクールへの応募数[点]	募集中止	1,356	1,269	1,098	712

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その54【環境・公害対策課】 美化意識の啓発を進めます。	不法投棄防止の啓発看板等の作成やパトロールを行うとともに、ボランティア袋を市民に配布し散乱ごみや不法投棄防止のための意識啓発を行った。 【1,184,780円】 若年層を含めた幅広い年代が参加しやすい新規イベントを開催した。(スポGOMIやまどカップ2024を大和駅、中央林間駅周辺で実施) 【528,000円】	不法投棄防止の啓発看板等の作成や、パトロールを行うとともに、ボランティア袋を市民に配布し、散乱ごみや不法投棄防止のための意識啓発を図る。 【1,079,000円】 若年層を含めた幅広い年代が参加しやすい清掃イベントを開催する。 【1,122,000円】

## 5. 緑

目 標 : 緑豊かなまち

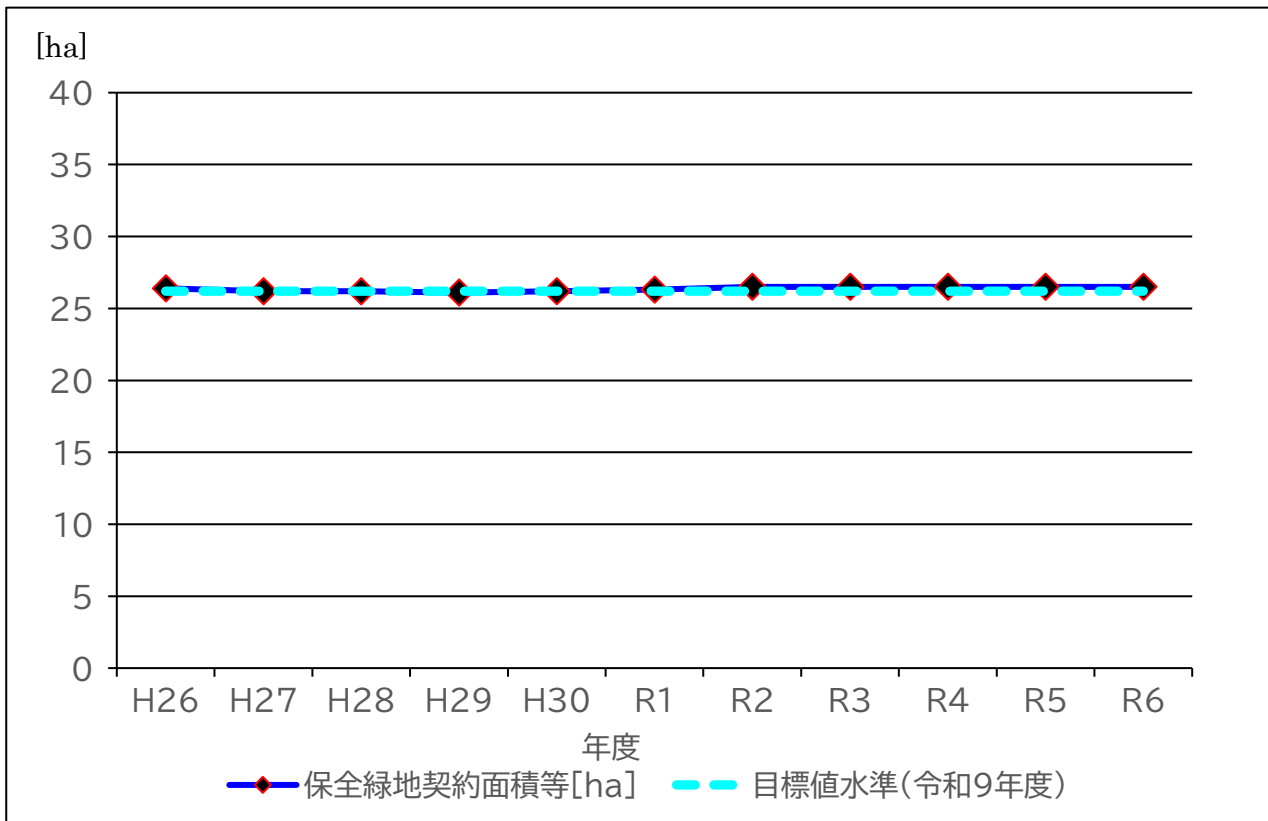
数値目標 : 保全緑地契約面積等 26.2ha

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
保全緑地契約面積等[ha]	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.2

【本年度の評価】 目標を達成した。

【評価について】 緑の拠点となる保全緑地の契約を継続し、保全できている。

【目標の確認方法】 保全緑地契約面積等の把握



(1) 既存の良好な緑の保全

■緑の拠点づくり

○大和市の緑の拠点である「6つの森」及びふるさと軸(境川・引地川沿い)の緑地を保全、整備します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その55【みどり公園課】 大和市緑の基本計画に基づく「保全緑地」を確保します。	令和5年度と同等の保全緑地面積(賃貸借契約面積+市有地面積)を確保した。 【面積 306,945.35 m <sup>2</sup> 】	令和6年度と同等の保全緑地面積を確保する。 【面積 306,945.35 m <sup>2</sup> 】
その56【みどり公園課】 緑地保全契約等により「保全緑地」の確保に努めます。	土地所有者と引き続き保全緑地の賃貸借契約を締結。賃貸借料を支払い、敷地内の緑の保全と管理を行った。深見歴史の森の一部を取得した。 【賃貸借料 25,023,138 円】 【樹木の病害虫防除、間伐 18,655,340 円】 【取得に必要な手続き 2,631,500 円】 【深見歴史の森の一部取得金額 43,085,167 円】	土地所有者と引き続き保全緑地の賃貸借契約を締結する。賃貸借料を支払い、敷地内の緑の保全と管理を行う。令和7年度は、緑地の取得予定はない。 【賃貸借料 25,193,000 円】 【樹木の病害虫防除、間伐 27,856,000 円】

■樹林地の保全と活用

○市街化区域内樹林、社寺林を保全するとともに、雑木林を復元し、鳥と虫の棲む森を創出します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 38【みどり公園課】 保存樹林面積[ha]	8.5	8.4	7.7	6.7	6.6

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その57【みどり公園課】 保存樹林、市民緑地制度の活用により緑地の保全を進めます。	広報やまことや市HPで制度の取組を発信したが、保存樹林と市民緑地いずれも新規指定は0件であった。 山林所有者と引き続き協定等を締結し、緑地の保全に努めた。 【保存樹林の協定件数 79 件】 【保存樹林の緑化奨励金 22,627,139 円】 【市民緑地の箇所数 2 か所】	山林所有者と引き続き協定等を締結し、緑地の保全に努め、制度の周知を図る。 【保存樹林の協定件数 79 件】 【保存樹林の緑化奨励金 25,112,000 円】 【市民緑地の箇所数 2 か所】

## ■農地の保全と活用

○田園風景及び農地を保全するとともに、市民農園や観光花農園を拡充します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 39【農業応援課】 市民農園・観光花農園の状況					
市民農園面積[m <sup>2</sup> ]	29,436.6	29,436.6	29,436.6	27,476.6	27,476.6
市民農園数[か所]	966	965	956	897	897
観光花農園面積[m <sup>2</sup> ]	10,596	10,596	10,596	10,596	10,596
観光花農園数[か所]	6	6	6	6	6
指標 40【農業応援課】 研修会参加者数[人]	開催中止	開催中止	30	162	91

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その 58【農業応援課】 農地の集約化や農業基盤整備により優良農地を確保し、良好な田園風景を保全していきます。	意欲的な農業者に対し、積極的に農地の貸し借りを推進し、農地の集約化等を図ることで良好な農業景観を保全した。	意欲的な農業者に対し、積極的に農地の貸し借りを推進し、農地の集約化等を図ることで良好な農業景観を保全する。【244,000円】
その 59【農業応援課】 立地条件及び地権者や周辺住民の意向により、農地を市民農園や観光花農園として利用していきます。	市が設置する市民農園のほか、民間事業者が運営する市民農園も市内に開設され、選択の幅が広がった。	市が設置する農園を維持していくとともに、民間事業者が開設する市民農園の区画数を考慮した上で、農園数の維持等に努める。【4,332,000円】

○地域内資源循環につながる地産地消のシステムづくりへの取組を進めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その 60【農業応援課】 地産地消の啓発を進めます。	米作文コンクールや親子農業見学会、料理教室等のイベントを通じて、地場農産物の普及を行うことができた。	農業体験や料理教室、大和地場野菜使用店認証制度等の事業を実施し、地場農産物の普及啓発を図る。【1,261,000円】

## (2) 緑豊かな都市空間の創出

### ■緑の動脈の形成と公共施設の緑化推進

○緑の拠点やふるさと軸をつなぐ緑の動脈を整備します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 41【道路整備課】 都市計画道路の緑化延長率[%]	74.5	74.5	74.5	74.5	74.5

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その14・再掲【道路整備課】 大気汚染に考慮し、主要な幹線道路に街路樹を設けるよう努め、樹種選定においては大気浄化機能を考慮します。	整備なし。	令和7年度は該当する工事はなし。
その61【みどり公園課】 大和市緑の基本計画に基づく、ビオトープを意識した緑のネットワークの形成を行います。	草刈りや剪定等の継続した維持管理により、保全緑地を現状維持することができた。 【保全緑地の管理等 104,988,000円】	緑の拠点となる保全緑地の維持管理を行う。 【保全緑地の管理等 108,179,000円】
その62【みどり公園課】 境川、引地川の水辺空間を活用した緑化に努めます。	草刈りや剪定等の継続した維持管理により、保全緑地を現状維持することができた。 【保全緑地の管理等 104,988,000円】	緑の拠点となる保全緑地の維持管理を行う。 【保全緑地の管理等 108,179,000円】

○公共施設の緑化を進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標42【みどり公園課】 都市公園等の状況					
都市公園等の面積[ha]	167	166	166	166	166
都市公園等の数[か所]	289	289	288	287	287
指標43【みどり公園課】 公共施設緑化面積[ha]	105	105	105	105	105

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その63【みどり公園課】 都市公園等の公共施設において、市街地内の良好な環境形成に寄与する積極的な緑化を進めます。	都市公園等の公共施設において自主的な緑化活動を行う公園愛護会とみどりの愛護会に対し花苗を配布するなど、活動を支援することにより、市街地内の良好な環境形成に寄与した。新規登録は公園愛護会1件、みどりの愛護会0件であった。 【公園愛護会の登録115件】 【みどりの愛護会の登録17件】 【公園愛護会交付金 4,400,000円】 【愛護会の花苗2,509,545円】	都市公園等の公共施設において自主的な緑化活動を行う公園愛護会やみどりの愛護会に対し花苗を配布するなど、活動を支援する。また、高齢化により、登録団体数が減少傾向にある中、団体数を維持する。 【公園愛護会の登録115件】 【みどりの愛護会の登録17件】 【公園愛護会交付金 4,510,000円】 【愛護会の花苗3,142,000円】

## ■住宅地・商工業地の緑化推進

○緑視を重視した生垣などの緑化を進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 44【みどり公園課】 保存生け垣延長[m]	6,124	5,915	5,858	5,673	5,629

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その64【みどり公園課】 住宅地の緑化を進めるにあたり、市民が行う緑化に対して技術的及び物的支援を行います。	住宅地における接道部緑化(生垣等設置)に対する助成を実施し、この制度を広報やまとや市HP等でPRしたが、申請件数は0件であった。 グリーンアップセンター内にみどりの相談コーナーを設け、市民からの緑化の相談に対して助言を行った。【相談件数367件】 【相談業務委託費2,123,000円】	住宅地における接道部緑化(生垣等設置)に対する助成は令和6年度で終了とする。 グリーンアップセンター内にみどりの相談コーナーを設け、市民からの緑化の相談に対して助言を行う。【相談件数200件】 【相談業務委託費762,000円】
その65【みどり公園課】 工業地緑化に際しては、緑化技術の指導・支援を行い、企業と協力し緑化を進めます。	工業・準工業地域の開発事業者に対し、開発面積に応じた緑化における指導を行った。 【指導件数4件】 「やまとの環境をよくする会」への補助金等の活動支援を通じて、会員事業者に工業地の緑化のほか、緑化に関する普及啓発や技術習得を行ってもらうよう努めた。 【補助金99,000円】	工業・準工業地域の開発事業者に対し、開発面積に応じた緑化における指導を行う。【指導件数5件】 「やまとの環境をよくする会」への補助金等の活動支援を通じて、会員事業者に工業地の緑化のほか、緑化に関する普及啓発や技術習得を行ってもらうよう努める。 【補助金95,000円】

○開発に伴う緑地を確保します。また、駅前空間、商店街の緑化を進めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その66【みどり公園課】 開発に伴い緑地を設けるよう促します。	大和市開発事業の手続及び基準に関する条例により、開発協議案件に対し、緑地の確保について指導・協力依頼をすることができた。 【開発協議件数45件】	大和市開発事業の手続及び基準に関する条例により、開発協議案件に対し、緑地の確保について指導・協力依頼をする。 【開発協議件数70件】

## ■都市型緑化の推進

○都市型緑化を推進します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その67【みどり公園課】 公共建築物やその他の構造物等における壁面緑化、屋上緑化を進めます。	大和市開発事業の手続及び基準に関する条例により、開発協議案件に対して指導・協力依頼をしたが、壁面・屋上緑化を行う案件が無かった。 【開発協議件数 壁面0件・屋上0件】	大和市開発事業の手続及び基準に関する条例により、開発協議案件に対して指導・協力依頼をし、壁面・屋上緑化を推進する。 【開発協議件数 壁面・屋上合計10件】

### (3) 市民・事業者との連携・協力

#### ■緑の意識啓発

○緑化関連事業を開催します。また、緑に関する情報を提供します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 45【みどり公園課】 グリーンアップセンターでの 講座参加人数[人]	88	105	110	129	96

※令和4年度からは、市の委託事業ではなく、委託事業者の自主事業として全講座を開催。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その68【みどり公園課】 緑化教室、緑化イベント、シンポジウムなどを開催します。	市内緑地の間伐材を利用した環境学習教室、動植物の観察会など、緑化に関する啓発イベントを実施した。 【環境学習教室 138,053 円】 【ボランティア講師謝礼 105,000 円】	市内緑地の間伐材を利用した木製玩具を製作し、イベントで活用する。市内緑地の動植物の観察会など、緑化に関する啓発イベントを実施する。 【木製玩具製作業務委託 110,000 円】 【ボランティア講師謝礼 105,000 円】
その69【みどり公園課】 緑に関する情報を積極的に発信します。	緑に関する情報について、市HPや広報やまと、メディアなど、さまざまな方法による情報発信を積極的に行った。 【市HP、広報やまと、LINE、大和市スポーツ・よか・みどり財団HP、広報誌、X】	緑に関する情報について、市HPや広報やまと、メディアなど、さまざまな方法による情報発信を積極的に行う。 【広報やまとなど 5媒体以上の活用】

#### ■参加のシステム・ネットワークづくり

○参加により公共緑化を進めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その70【みどり公園課】 市民参加による緑化活動を積極的に進めます。	愛護会に対し、花苗を配布するなど、活動を支援することにより、公共緑化に努めた。 【公園愛護会交付金 4,400,000 円】 【愛護会の花苗 2,509,545 円】	愛護会に対し、花苗を配布するなど、活動を支援することにより、公共緑化に努める。 【公園愛護会交付金 4,510,000 円】 【愛護会の花苗 3,142,000 円】
その71【みどり公園課】 市民の自主的な緑化活動を支援します。	愛護会に対し、花苗を配布するなど、活動を支援することにより、公共緑化に努めた。 【公園愛護会交付金 4,400,000 円】 【愛護会の花苗 2,509,545 円】 緑化ボランティア「トコロジスト」の意識向上を図るため、会議や発表会を開催したほか、新たな人材育成にも取り組んだ。 【トコロジスト 972,400 円】	愛護会に対し、花苗を配布するなど、活動を支援することにより、公共緑化に努める。 【公園愛護会交付金 4,510,000 円】 【愛護会の花苗 3,142,000 円】 緑化ボランティア「トコロジスト」の意識向上を図るため、会議や発表会を開催するほか、新たな人材育成にも取り組む。 【トコロジスト 972,400 円】

○市民相互をつなげる情報システムを構築します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 46【みどり公園課】 みどりの愛護会登録数[団体]	23	21	19	19	17

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その72【みどり公園課】 緑化ボランティアリーダーを育成します。	しらかしのいえボランティア協議会会員やトコロジストを対象とした研修会、トコロジストの養成講座を開催するなど、ボランティアリーダーの育成を図った。 【研修会 30,000 円】 【トコロジスト 972,400 円】	しらかしのいえボランティア協議会会員やトコロジストを対象とした研修会、トコロジストの養成講座を開催するなど、ボランティアリーダーの育成を図る。 【研修会 30,000 円】 【トコロジスト 972,400 円】
その73【みどり公園課】 緑化ボランティアを育成し、相互をつなぐネットワークを作ります。	しらかしのいえボランティア協議会会員やトコロジストに対し研修会や発表会等を行い、相互交流を行うことで緑化ボランティアの意識向上を図った。 【研修会 30,000 円】 【トコロジスト 972,400 円】	しらかしのいえボランティア協議会会員やトコロジストに対し研修会や発表会等を行い、相互交流を行うことで緑化ボランティアの意識向上を図る。 【研修会 30,000 円】 【トコロジスト 972,400 円】

## 6. 生物

目 標 : 多様な生物とのふれあいのあるまち

数値目標 : 「身近に多くの種類の動植物とのふれあいのあるまち」だと思う  
市民割合 50%

市が行う環境に関するアンケート調査結果

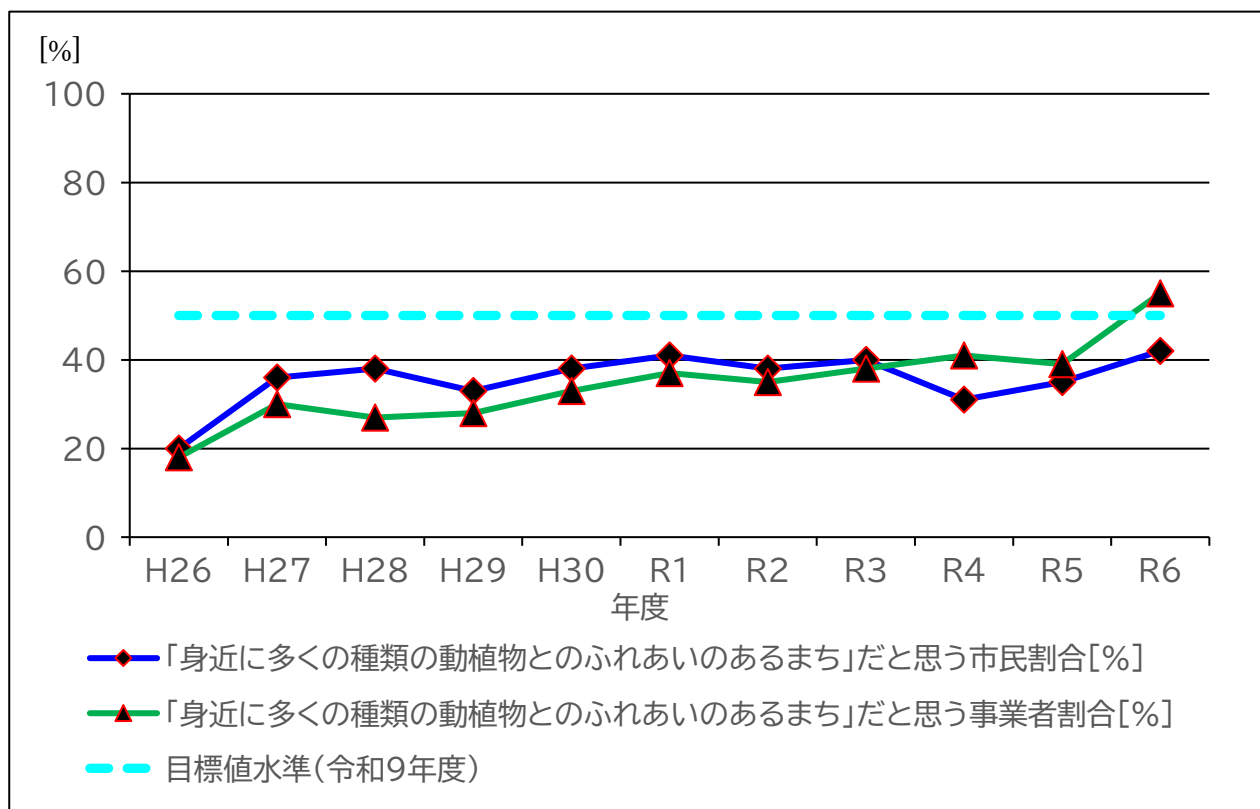
(市民の割合については、令和6年度以降は「大和市政世論調査」において調査を実施)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
大和市の「生物」に関する環境が良いと思う市民の割合[%]	38	40	31	35	42	50
大和市の「生物」に関する環境が良いと思う事業者の割合[%]	35	38	41	39	55	50

【本年度の評価】 市民割合、事業者割合ともに増加し、事業者割合については目標を達成した。

【評価について】 緑地保全等により、動植物の生息環境の維持に努めた結果、市民や事業者の回答が改善したものと考えられる。

【目標の確認方法】 市民・事業者アンケートの実施



目 標 : 多様な生物とのふれあいのあるまち  
 数値目標 : 市内でミンミンゼミの生息が継続的に確認されていること  
 自然度を表す生物であるミンミンゼミの生息がぬけがら採取から確認できたかどうか

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
市内でミンミンゼミの生息が継続的に確認されていること (ミンミンゼミが全体に占める割合[%])	生息を 確認 (-)	生息を 確認 (-)	生息を 確認 (25.9)	生息を 確認 (28.3)	生息を 確認 (20.3)	生息を 確認

※ 令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により調査は中止し、ミンミンゼミの生息確認は市職員が行いました。

【 本 年 度 の 評 価 】 目標を達成した。

【 評 価 に つ い て 】 セミのぬけがら調査を実施し、多くのミンミンゼミのぬけがらが観察された。

【 目 標 の 確 認 方 法 】 やまと市環境調査（セミのぬけがら調査）による把握

## (1) 豊かな都市生態系の保全

### ■野生動植物の保護

○市内に生息・生育する野生動植物についての調査を継続して行います。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 47【環境総務課】 セミのぬけがら調査による 自然度調査数[個]	調査中止	調査中止	1,379	1,781	1,137
指標 48【環境総務課】 ツバメ情報調査による巣立った 雛の数[羽]	調査中止	7~10※ <sup>1</sup>	不明※ <sup>2</sup>	不明※ <sup>2</sup>	※ <sup>3</sup>

※<sup>1</sup> 巣立った雛の数に幅があるのは、調査の報告において、雛の数が正確に特定されていなかったため。

※<sup>2</sup> 雛を育てている姿は確認されたが、雛の数は未確認。

※<sup>3</sup> 令和5年度で調査を終了

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その74【環境総務課】 生息・生育場所の調査を 継続します。	セミのぬけがら調査を実施した。 33人の市民環境調査員と1保育園が参加し、6種5,615個のぬけがらが発見された。	セミのぬけがら調査等により、市内に生息・生育する生物の状況把握に努める。

○市内に生息・生育する野生動植物の保護に努めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 49【みどり公園課】 保存樹木数[本]	38	38	38	37	37
指標 50【みどり公園課】 傷病鳥獣保護件数[件]	1	1	0	1	1

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その75【みどり公園課】 野生動植物の継続的な保護を図ります。	野生動植物の保護の観点から、市内の大規模緑地を適正に管理した。これにより、希少種の住処を守り、生物多様性に寄与した。 【保全緑地の管理等 104,988,000円】	野生動植物の保護の観点から、市内の大規模緑地を適正に管理する。 【保全緑地の管理等 108,179,000円】
その76【みどり公園課】 野生動植物の保護に関する意識啓発を行います。	市HPや自然ハンドブック等を利用し、野生動植物の保護に関する普及啓発を継続的に行った。	市HPや自然ハンドブック等を利用し、野生動植物の保護に関する普及啓発を継続的に行う。

○外来生物対策を推進します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 51【みどり公園課】 外来種の捕獲個体数[個体]*	9	19	17	17	11

\*特定外来生物（アライグマ、台湾リス）の委託による捕獲個体数。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その77【みどり公園課】 外来種による在来生態系への影響について情報収集とその提供に努めます。	外来種の影響について、市HPや広報やまと、リーフレット等を利用し、市民へ積極的に周知した。	外来種の影響について、市HPやリーフレット等を利用し、市民へ積極的に周知する。 【広報やまとなど 2媒体以上活用】

(2) 野生動植物の生息・生育状況の把握

■野生動植物の生息・生育場所に関する情報の蓄積

○野生動植物の生息・生育場所を調査し、それらに関する情報を整理・蓄積していきます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その78【環境総務課】 市民環境調査を継続し、調査結果を整理・蓄積し、市民・事業者と情報を共有します。	セミのぬけがら調査の結果を「令和6年度 セミのぬけがら調査実施報告書」としてまとめ、市HPで公開した。	セミのぬけがら調査を継続して実施し、結果を市HP等で公開する。

## ■野生動植物の生息・生育場所の確保

○野生動植物の生息・生育場所に関する情報を共有し、保全活動に活用します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その79【みどり公園課】 緑地保全地区等の指定の措置により生息場所・生育場所としての緑を保全します(詳しくは「緑」を参照してください)。	野生動植物の生息・生育場所となる大規模緑地について、賃貸借契約により保全緑地として確保し、管理を適切に行った。 深見歴史の森の一部を取得した。 【賃貸借料 25,023,138 円】 【樹木の病虫害防除、間伐 18,655,340 円】 【取得に必要な手続き 2,631,500 円】	野生動植物の生息・生育場所となる大規模緑地について、賃貸借契約により保全緑地として確保し、管理を適切に行う。大規模緑地の取得の予定はない。 【賃貸借料 25,193,000 円】 【樹木の病虫害防除、間伐 27,856,000 円】
その78・再掲【環境総務課】 市民環境調査を継続し、調査結果を整理・蓄積し、市民・事業者と情報を共有します。	セミのぬけがら調査の結果を「令和6年度 セミのぬけがら調査実施報告書」としてまとめ、市HPで公開した。	セミのぬけがら調査を継続して実施し、結果を市HP等で公開する。
その80【みどり公園課】 野生動植物が、より生息・生育しやすい環境にするための維持・管理を行います。	大規模緑地における草刈り、剪定等の管理を計画的に実施した。 【保全緑地の管理等 104,988,000 円】	大規模緑地における草刈り、剪定等の管理を計画的に実施する。 【保全緑地の管理等 108,179,000 円】

○野生動植物の新たな生息・生育地の創出に努めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その61・再掲【みどり公園課】 大和市緑の基本計画に基づく、ビオトープを意識した緑のネットワークの形成を行います。	草刈りや剪定等の継続した維持管理により、保全緑地を現状維持することができた。 【保全緑地の管理等 104,988,000 円】	緑の拠点となる保全緑地の維持管理を行う。 【保全緑地の管理等 108,179,000 円】
その25・再掲【下水道・河川施設課】 河川の生態系に配慮した変化に富む多自然型改修に努め、関係機関へ要請します。	神奈川県河川協会を通じて国へ要望した。	神奈川県河川協会を通じて国へ要望する。 【127,000 円】
その81【みどり公園課】 新たな生息・生育場所の確保を行います。	大規模緑地で間伐を実施し、成長した高木や老木を伐採することにより森が更新され、動植物の新たな生息・生育場所を確保することができた。 【間伐 18,204,340 円】	大規模緑地で間伐を実施し、成長した高木や老木を伐採することにより、森を更新する。 【間伐 14,710,000 円】
その82【みどり公園課】 緑の創出にあたっては、野生動植物情報をもとに生物の生息・生育に適した空間となるように配慮します。	大規模緑地を管理することで生息・生育する生物に適した空間となるように配慮することができた。 【保全緑地の管理等 104,988,000 円】	生息・生育する生物に適した空間となるよう、大規模緑地の管理に努める。 【保全緑地の管理等 108,179,000 円】

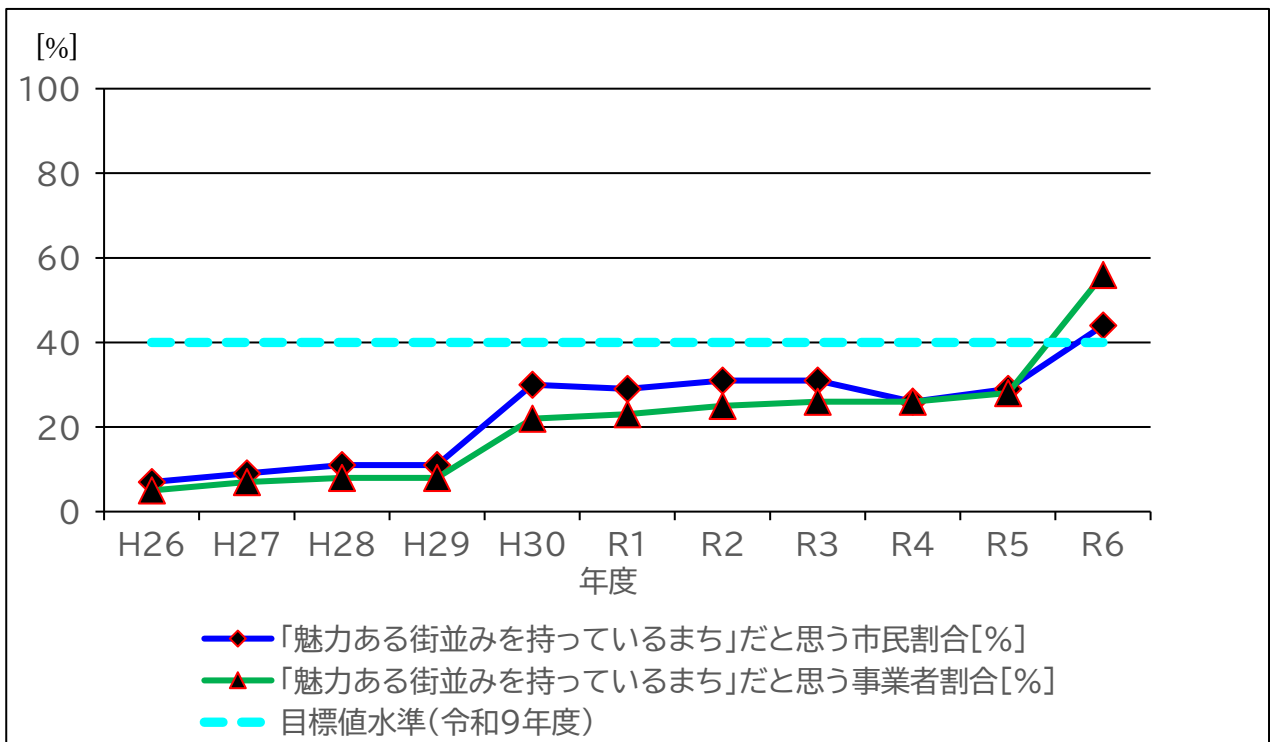
## 7. 景観

目 標 : 魅力ある街並み

数値目標 : 「魅力ある街並みを持っているまち」だと思ふ市民・事業者割合 40%  
 市が行う環境に関するアンケート調査結果  
 (市民の割合については、令和6年度以降は「大和市政世論調査」において調査を実施)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
大和市の「景観」に関する環境が良いと思う市民の割合[%]	31	31	26	29	44	40
大和市の「景観」に関する環境が良いと思う事業者の割合[%]	25	26	26	28	56	40

- 【本年度の評価】 市民割合、事業者割合ともに増加し、目標を達成した。
- 【評価について】 景観法の通知に際して、大和市景観計画に定められた景観形成方針に適合するように調整するといった対応をしており、例年行っている取組であることから、地道な取組の成果が表れているとも考えられる。
- 【目標の確認方法】 市民・事業者アンケートの実施



(1) 残された自然景観の保全・活用

■自然環境と共生した景観づくり

- 6つの森や斜面林、まとまった農地・公園など良好な緑を保全し、活用していきます。（「緑」を参照してください。）
- 引地川・境川においては、周辺の緑や街並みと一体となった水辺の景観づくりを進めます。（「都市空間」を参照してください。）

(2) 良好な街並み景観の形成

■緑豊かな落ち着いた住宅地の景観づくり

- 美しい街並みの積極的な保全・継承に努め、さらに街並みとしての連続性を図ります。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 52【まちづくり推進課】 建築協定区域面積[m <sup>2</sup> ]	60,193.41	60,193.41	62,470.37	51,671.22	51,671.22
指標 53【まちづくり推進課】 地区計画区域面積[m <sup>2</sup> ]	1,213,000	1,213,000	1,213,000	1,328,000	1,328,000
指標 54【まちづくり推進課】 街づくり協定区域面積[m <sup>2</sup> ]	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その 83【まちづくり推進課】 地区ごとの景観づくりやルール（地区計画、建築協定、街づくり協定等）について、市民等の理解促進を図るとともに、専門家の派遣などを支援します。	市民の自主的な街づくり活動を推進し、地域・地区における計画・ルールづくりにより良好な街並み形成を目指すため、市民の街づくり活動への支援を実施した。	市民の街づくり活動への支援を行う（補助金交付、専門家派遣、技術支援）。
その 84【まちづくり推進課】 景観づくりに関する普及啓発を進めます。（表彰制度の展開等）	街づくり学校の開催及び街づくり賞の事例募集を実施した。	街づくり賞の事例募集を実施する。

■個性と活力ある都心の景観づくり

- 個性的な表情を持ちながらも全体として調和がとれた統一感のある街並みの創出に努めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その 85【まちづくり推進課】 公共施設等のデザイン向上に努めます。	景観法の通知に際して、大和市景観計画に定められた景観形成方針に適合するように調整した。	景観法の通知に際して調整を図る。
その 86【まちづくり推進課】 公共事業を行う国・県等の関係機関へ協力を要請します。	景観法の通知に際して、大和市景観計画に定められた景観形成方針に適合するように調整した。	景観法の通知に際して調整を図る。
その 87【まちづくり推進課】 民間建築物等の景観づくりを促します。	大和市景観条例に基づく事前協議を実施し、景観法に基づく届出を23件受理した。	大和市景観条例に基づく事前協実施し、景観法に基づく届出を受理する。

○緑やオープンスペースなどの空間を生かした、快適で安全な街並みの創出に努めます。（「都市空間」を参照してください。）

■安全で市民にやさしい景観づくり

○歩行者空間を豊かにする景観づくりを進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 55【道路整備課】 2m以上の歩道幅員の延長[m]	41,166	41,310	41,355	41,355	41,355

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その88【道路整備課】 ゆとりある歩道の確保や歩道と車道の区画部の改善、誘導用床材の使用やわかりやすいサインの設置と街並みとの調和を進めます。	整備なし。	ゆとりある歩道の確保や歩道と車道の区画部の改善、誘導用床材の使用やわかりやすいサインの設置と街並みとの調和を進めます。【109,791,000円】

○景観ネットワークの構築を推進します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その89【まちづくり総務課】 歩行者系ネットワークの整備を進めます。	大和駅周辺や市役所周辺の歩行者専用道3か所にベンチの整備を行った。 【1,782,000円】	令和7年度は該当する工事はなし。

(3) 歴史を物語る景観資源の保全・活用

■歴史と文化を生かした景観づくり

○歴史と文化を生かした景観づくりを進めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その90【文化振興課】 歴史的資源、文化的資源の保全と継承及び普及に努めます。	文化財案内板の劣化したものの更新を2か所行った。 また、シラカシ林やケヤキのうち枯死などで落下の危険性の高い枝を剪定した。【1,488,780円】	市の所有となった下和田ケヤキ保存用地の整備、文化財保護助成事業、文化財保護活動等を実施する。 【4,318,000円】

## 8. 安全

目 標 : 安心して生活できるまち

数値目標 : 環境中の基準濃度を超過した有害化学物質数 ゼロ

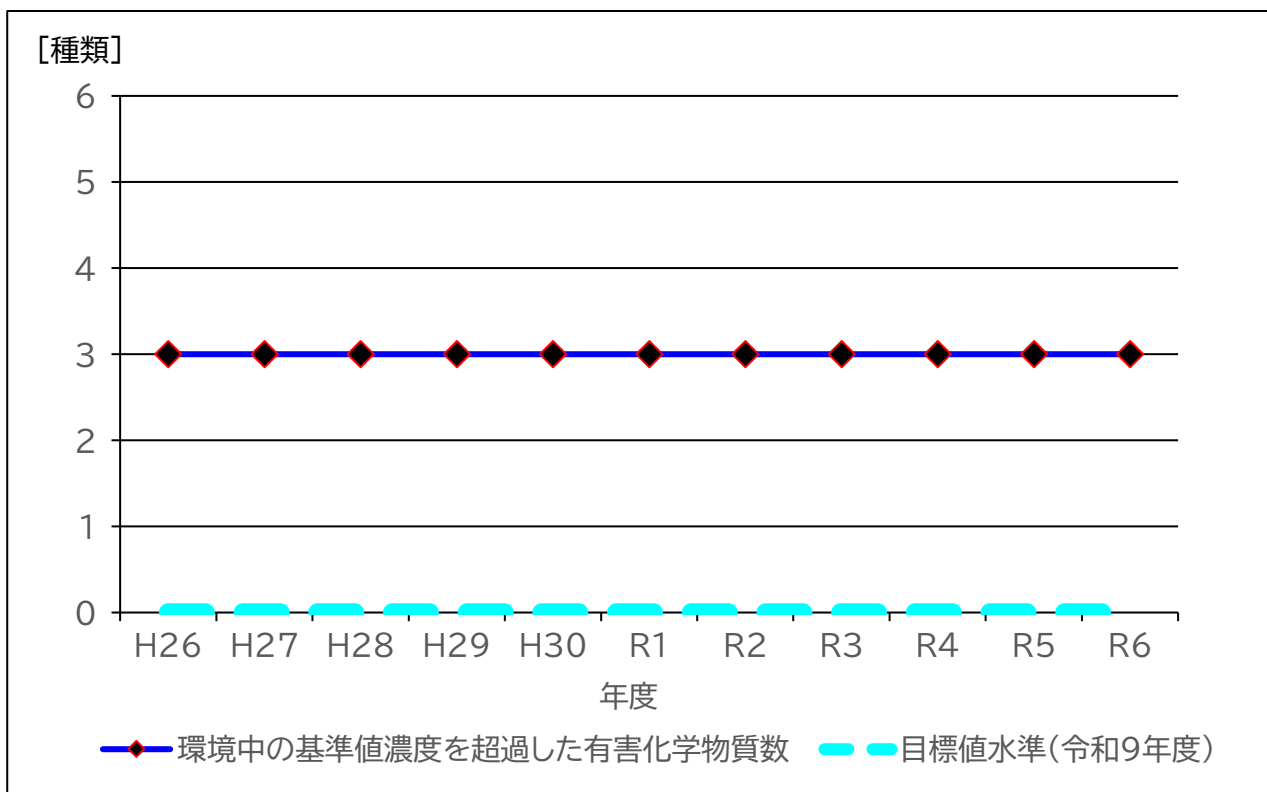
人の健康を守るために望ましい環境基準等を定められた有害物質を対象に  
市の大気、水質、地下水についての調査で環境基準等を超過した物質の数

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
環境中の基準濃度を超過した有害化学物質数 [種類]	3	3	3	3	3	0

【本年度の評価】 目標は未達成で、昨年度と同等だった。

【評価について】 事業所について立入調査を実施し、化学物質に関する情報提供や使用者に対する指導を実施したが、状況を改善するまでには至らなかったことが考えられる。

【目標の確認方法】 各環境中の基準濃度と超過した有害化学物質数の測定



(1) 地震や異常気象に伴う自然災害への対応

■自然災害対策

○総合的な治水対策を推進します。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 56【下水道・河川施設課】 引地川(市内)一次改修率[%]	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7
指標 57【下水道・河川施設課】 雨水整備率[%]	70.0	70.1	70.1	69.8	69.8

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その91【下水道・河川施設課】 河川の洪水対策を進めます。	平成24年度で終了。	
その92【下水道・河川施設課】 雨水整備を進めます。	0.71haの雨水整備を行った。	雨水整備を進める。

○建築物や屋内の安全確保に努めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その93【建築指導課】 住宅の耐震化を促進します。	耐震化の必要性の周知を図るとともに、住宅の耐震診断、耐震改修の補助により、耐震化を進めた。 【3,974,000円】	耐震に関する普及啓発を行うとともに、住宅の耐震診断、耐震改修の補助により、耐震化を進める。 【7,810,000円】

○災害に対する意識を高め、事前の備えに努めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 58【危機管理課】 防災講話の実施回数[回]	22	17	15	26	51

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その94【危機管理課】 防災マップなどを活用し、災害に関する情報提供に努めるとともに、防災に関する意識啓発を行います。	防災マップを市民に提供したほか、防災講話、防災セミナー、防災協力員研修の実施やスポーツフェスタ2024の出展等により、防災に関する意識啓発を行った。	防災マップを市民に提供するほか、防災講話、防災セミナー、防災協力員研修の実施により、防災に関する意識啓発を行う。
その95【危機管理課】 災害時飲料水の供給対策として、耐震性貯水槽の維持管理を行います。	市内11か所の100トン水槽の巡回点検を水道局とともに年2回実施し、災害時の飲料水確保に努めた。	市内11か所の100トン水槽の維持管理により、災害時の飲料水確保に努める。

○自主防災活動の充実強化を図ります。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 59【危機管理課】 自主防災組織編成率[%]	99	100	100	100	99

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その96【危機管理課】 自主防災組織を育成・指導します。	防災セミナー及び防災協力員研修を年度内に3回ずつ実施した。	防災セミナー、防災協力員研修により、自助、共助を育む。

○異常気象による災害対策を推進します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その97【危機管理課】 異常気象による災害情報を提供します。	台風や集中豪雨時に、PSメール、大和市公式LINE、ヤマトSOS支援アプリ等で情報を提供した。	大和市公式LINE、ヤマトSOS支援アプリ等により、気象や災害の情報を提供する。

## (2) 有害化学物質等による環境リスクの最小化

### ■ダイオキシン類への対応

○廃棄物等の焼却に伴う発生を抑制するよう努めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標60【施設課】 ごみ焼却施設の排ガス中 ダイオキシン類濃度[ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> ]	0.069	0.011	0.020	0.025	0.031
指標61【水質管理センター】 下水処理場焼却施設の排ガス中 ダイオキシン類濃度[ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> ]	0.00216	0.000515	0.0220	0.000480	0.0000013

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その98【施設課】 ダイオキシン類の発生抑制に留意して施設を運転します。	廃棄物等の焼却に伴う発生を抑制できた。【7人日/770,000円】	ダイオキシン類分析は委託で実施。適切な燃焼管理にて発生を抑制する。【968,000円】
その98【水質管理センター】 ダイオキシン類の発生抑制に留意して施設を運転します。	汚泥焼却炉 800℃以上で運転を行った。【194,440,400円】	汚泥焼却炉 800℃以上で運転を行う。【160,600,000円】
その99【環境・公害対策課】 国・県等の関係機関と連携を取り、ダイオキシン類の発生抑制のための指導等を行います。	苦情のあった焼却炉の設置事業所2件に立ち入り調査を行った。	苦情のあった焼却炉設置事業所に立ち入り調査を実施する。

○総合的なモニタリングを推進します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標62【環境・公害対策課】 市内環境中のダイオキシン濃度					
大気[pg-TEQ/m <sup>3</sup> ]	0.013	—	—	—	—
水質[pg-TEQ/l]	—	—	—	—	—
土壌[pg-TEQ/g]	—	—	—	—	—

※令和3年度よりダイオキシン類の測定を廃止している。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その100【環境・公害対策課】 ダイオキシン類のモニタリングを行います。	今までダイオキシン類が環境基準を超過したことがないことから、令和3年度より調査を廃止した。	

■有害化学物質など環境リスクへの対応

○化学物質の適正な管理を行い、有害なおそれのある物質の使用と排出を低減します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 63【環境・公害対策課】 大和市における PRTR 法対象物質の 環境排出量[t]	272	250	224	266	※

※令和6年度は、作成時点で未発表（神奈川県 PRTR データ）。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その101【環境・公害対策課】 化学物質に関する情報提供や使用者 に対する指導を行います。	16 事業所について立入調査を実施し、化学物質に対する情報提供や、使用者に対し指導を実施した。	事業所立入調査時に化学物質に関する情報提供や使用者に対し指導を実施する。
その102【環境・公害対策課】 事業所における化学物質の使用状況を把握します。	工場立入時に 16 事業所について調査を実施した。	工場立入時に使用状況の調査を実施する。

○製品の使用及び廃棄などに伴い、有害物質が発生しないよう努めます。

○環境リスクに関する情報の共有化に努めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その103【施設課】 廃棄物処理施設、最終処分場等における環境調査を行います。	薬品使用量及び消耗品の削減並びに有害化学物質排出基準値以下に管理した。 すべての検体で排出基準値内となった。【18人日/3,667,356円】	薬品使用量及び消耗品の削減並びに有害化学物質排出基準値以下に管理する。【4,125,000円】
その103【水質管理センター】 廃棄物処理施設、最終処分場等における環境調査を行います。	焼却灰、脱水ケーキ及び廃砂等の分析を行った。 また、汚泥処分地の発生ガス及び周辺地下水の調査も実施した。 【6,055,390円】	焼却灰、脱水ケーキ及び廃砂等の分析を行う。 また、汚泥処分地閉鎖後の安全管理のため、発生ガス及び周辺地下水について調査を実施する。 【7,354,820円】
その104【環境・公害対策課】 廃棄物処理施設の周辺の環境調査を行います。	平成10年度から調査を実施しているが、今までダイオキシン類が環境基準を超過したことがないことから、令和3年度より調査を廃止した。	
その105【環境総務課】 環境リスクについての情報収集と提供に努めます。	「やまとの環境」等を通じて、本市の環境の状況について情報提供をした。	「やまとの環境」等を通じて、本市の環境の状況について情報提供をする。
その106【建築指導課】 有害化学物質による健康被害防止に向けて、適切な対応方法などについての情報提供を行います。	審査事務や設計者指導により、建築物の居室換気が適切に行われた。	建築確認審査を通じて、建築物の適切な居室換気が行われるよう、設計者及び建築主に対し、換気計画・使用方法についての審査・指導を行う。
その106【環境・公害対策課】 有害化学物質による健康被害防止に向けて、適切な対応方法などについての情報提供を行います。	有害化学物質に関する情報収集や市HPにより市民に情報提供した。	有害化学物質に関する情報を収集し、市民に提供する。
その107【農業応援課】 食の安全を阻害する環境要因に関する情報の収集と提供を行います。	関係機関及び団体から農業に関する情報を収集し、生産者へ情報の提供を行った。	関係機関及び団体から農業に関する情報を収集し、生産者へ情報の提供を行う。
その107【市民相談課】 食の安全を阻害する環境要因に関する情報の収集と提供を行います。	啓発資料をみんなの消費生活展や出前講座等の啓発イベントで配架・配布を行うことにより、情報提供を行った。	みんなの消費生活展等の消費啓発に係るイベントにおいて、食の安全を阻害する環境要因の表示に関する情報提供を行う。
その108【農業応援課】 食の安全に関する表示の啓発を行います。	関係機関及び団体から情報を収集し、生産者へ情報の提供、啓発を行った。	関係機関及び団体から情報を収集し、生産者へ情報の提供を行う。
その108【市民相談課】 食の安全に関する表示の啓発を行います。	食の安全に関する情報収集と提供を行った。	みんなの消費生活展等の消費啓発に係るイベントにおいて、食の安全に関する情報提供を行う。
その109【環境・公害対策課】 環境放射線量を定期的に把握し、適切な対応に努めます。	これまで、市の目標値である0.19μSv/hを超える地点は無いことから、令和3年度から定期的な測定は休止し、依頼があった際に測定を行うことにしている。 令和6年度の依頼はなかった。	依頼があった際に測定を行う。

## 9. 産業

目 標 : 農・工・商の調和するまち

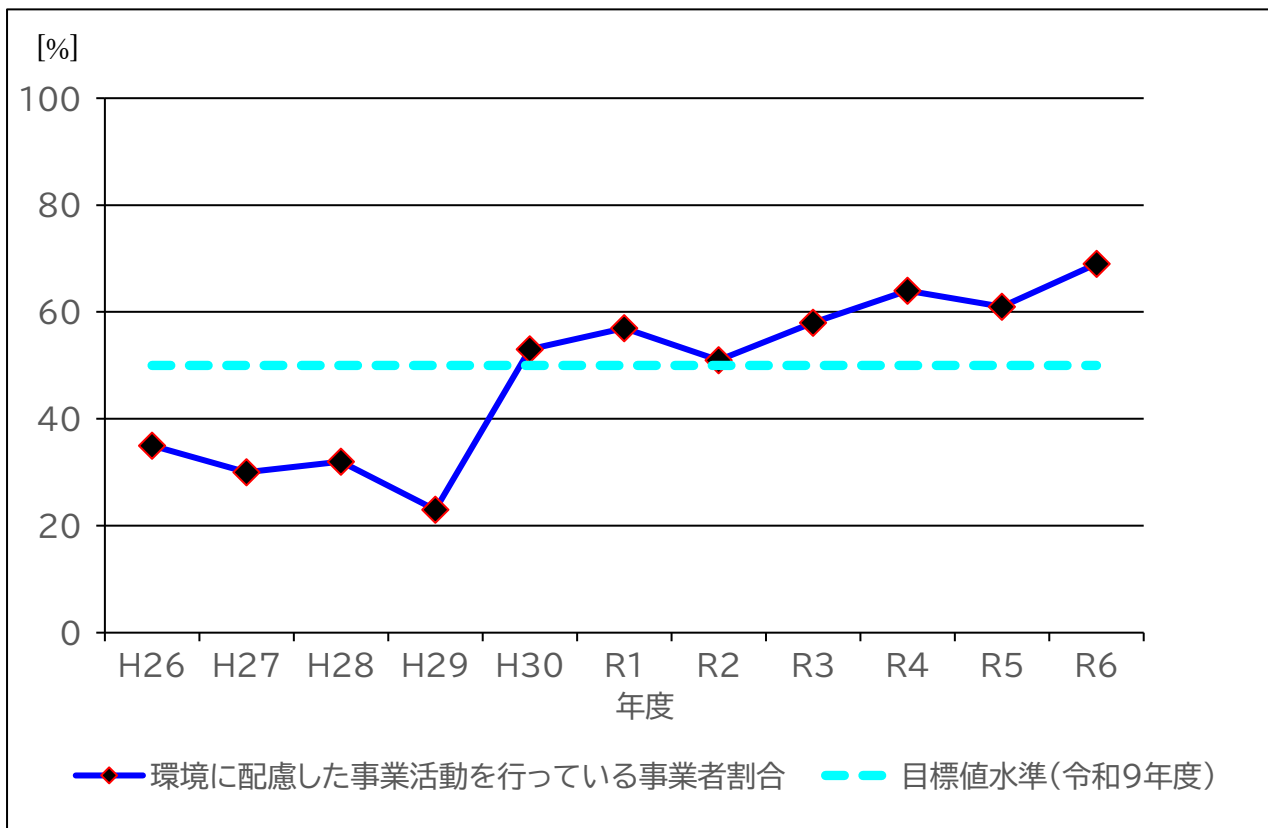
数値目標 : 環境に配慮した事業活動を行っている事業者割合 50%  
市が行う環境に関するアンケート調査結果

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
環境に配慮した事業活動を行っている事業者割合 [%]	51	58	64	61	69	50

【 本 年 度 の 評 価 】 割合が増加し、目標を達成した。

【 評 価 に つ い て 】 近年、環境に配慮した事業活動が求められる中で、事業者の意識が高まっているものと考えられる。

【 目 標 の 確 認 方 法 】 事業者アンケートの実施



(1) 農業における環境対策の促進

■環境保全型農業の推進

○耕作等に伴う環境負荷を低減します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その110【農業応援課】 環境に配慮した農業を促します。	土づくり等を通じて化学肥料や農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進した。	環境に配慮した農業を行う農家を支援する。

○輸配送等に伴う環境負荷を低減します。

■農地の保全と活用

○市民農園等の拡充を図ります。(「緑」を参照してください。)

○二次的自然環境としての農地の保全に努めます。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標64【農業応援課】 総農家数[戸]	374	366	365	353	344
指標65【農業応援課】 農地面積[ha]	196.0	194.5	193.0	187.7	183.8

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その111【農業応援課】 農業後継者の育成に努めます。	農業経営改善を進める認定農業者や、認定を受けようとする農業者などに対して、経営の相談、各種研修会の周知等を行い、農業者の育成に努めた。 【認定農業者の認定1件】	農業経営改善を進める認定農業者や、認定を受けようとする農業者などに対して、経営の相談、各種研修会の周知等を行い、農業者の育成に努める。

(2) 工業における環境対策の促進

■環境共生型工業の推進

○環境マネジメントシステムの構築を進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標66【環境総務課】 環境マネジメントシステム導入事業所数[事業所]	49	48	50	49	50

※ IS014001 導入事業所数、やまとエコアクション21登録事業所数、エコアクション21登録事業所数、KES(京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)登録事業所数、エコステージ登録事業所数の合計

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その112【産業活性化課】 環境マネジメントシステムの普及に努めます。	事業者向けに「やまとエコアクション21」の登録手続きに関する資料を窓口で配架していたが、事業者からの相談はなかった。	引き続き、「やまとエコアクション21」の資料を産業活性化課窓口で配架するなど、事業者に勧めていく。

○環境負荷を低減します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その113【産業活性課】 ライフサイクルアセスメントなど環境負荷低減のための意識啓発を行います。	相談者に「やまとエコアクション21」を通じて、ライフサイクルアセスメントなど環境配慮の考え方を勧める考えでいたが、相談はなかった。	相談者に「やまとエコアクション21」を通じて、ライフサイクルアセスメントなど環境配慮の考え方を勧める。

○省エネ法に基づいて、エネルギーの使用合理化を図ります。

(「エネルギー」を参照してください。)

○環境保全型企業を育てます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その114【産業活性課】 積極的な環境対策のために必要な支援を行います。	事業者向けに「やまとエコアクション21」の登録手続きに関する資料を窓口に配架していたが、事業者からの相談はなかった。	引き続き、「やまとエコアクション21」の資料を産業活性課窓口に配架するなどの取組によって、事業者に勧めていく。
その115【産業活性課】 優れた環境保全活動についての情報を収集し、提供します。	「やまとエコアクション21」やグリーン購入など、環境情報の収集、提供方法を検討した。環境情報を収集し、窓口に配架した。	引き続き、環境情報の収集・提供方法の検討に努める。

(3) 商業における環境対策の促進

■環境配慮型商業の推進

○環境マネジメントシステムの構築を進めます。(「工業における環境対策」を参照ください。)

○環境に配慮した商品の販売利用を推進します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その116【産業活性課】 商店間の環境対策の連携を促します。	「やまとエコアクション21」などを通じて、環境対策と連携した商業活動を勧める考えでいたが、具体的な相談はなかった。	引き続き、「やまとエコアクション21」などを通じて、環境対策と連携した商業活動を、産業活性課窓口配架などを通して勧める。

○輸配送等に伴う環境負荷を低減します。

○環境に配慮した商店を育てます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その117【産業活性課】 環境に配慮した商店や優れた環境保全活動についての情報を収集し、提供します。	グリーン購入などのパンフレット及び啓発用パンフレットの配架等により、情報提供を行った。	グリーン購入など啓発用パンフレットを配架する。

## 10. 基地

目 標 : 航空機騒音のないまち

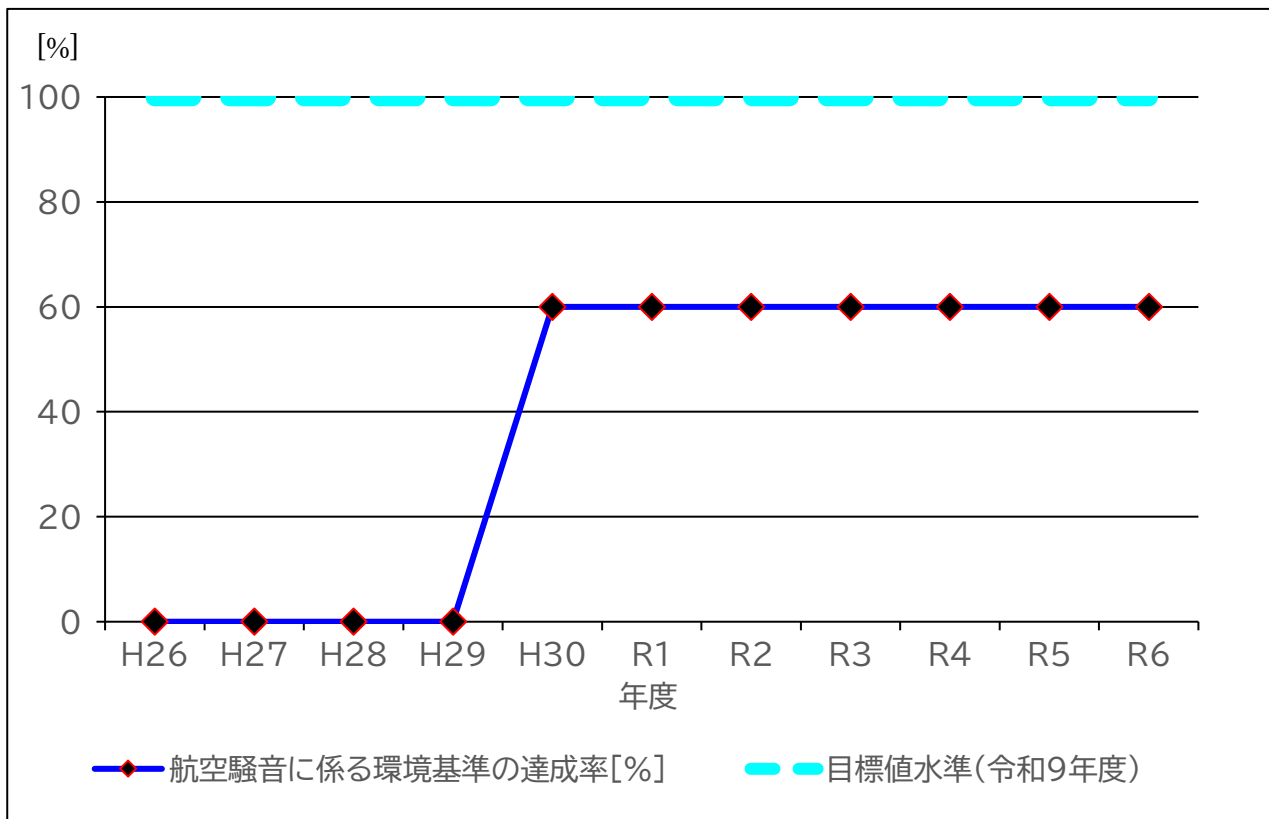
数値目標 : 航空機騒音に係る環境基準の達成率 100%  
市内全域での「航空機騒音に係る環境基準」の達成率

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
航空機騒音に係る 環境基準の達成率[%]	60	60	60	60	60	100

【本年度の評価】 目標は未達成で、昨年度と同等だった。

【評価について】 空母艦載機の移駐により甚大な騒音は減少したが、今なお市内では航空機騒音が生じており、基地近傍地域では国が定める環境基準を満たしていない。

【目標の確認方法】 航空機騒音の測定



目 標 : 航空機騒音のないまち  
 数値目標 : 航空機騒音を逡減させるよう取り組む  
 航空機騒音を逡減させるよう取り組んだかどうか

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値
航空機騒音を逡減させるよう取り組む	取り組んでいる	取り組んでいる	取り組んでいる	取り組んでいる	取り組んでいる	取り組んでいる

【本年度の評価】 目標を達成した。

【評価について】 例年同様に航空機騒音を逡減させるよう取り組んでいる。

【目標の確認方法】 航空機騒音の軽減に向けたはたらきかけ

(1) 航空機騒音の軽減に向けたはたらきかけの継続

■着陸訓練の中止要請

○NLPの硫黄島への全面移転など空母艦載機の着陸訓練を厚木基地で実施しないよう求める取組を進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 67【基地政策課】 NLPなど厚木基地における 空母艦載機の着陸訓練実施期間中の 騒音測定回数[回]	0	0	0	0	0

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その118【基地政策課】 NLPの硫黄島全面移転など空母艦載機の着陸訓練を厚木基地で実施しないよう求める取組を継続します。	大和市、大和市基地対策協議会、厚木基地騒音対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による要請活動を行った。	大和市、大和市基地対策協議会、厚木基地騒音対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による要請活動を行う。 【1,090,000円】
その119【基地政策課】 NLPなど厚木基地での空母艦載機の着陸訓練実施による騒音影響の把握を継続します。	県と市で設置した騒音計による騒音測定を継続実施している。	県と市で設置した騒音計による騒音測定を継続実施する。 【5,159,000円】

■基地の機能縮小・返還への取組

○基地機能の縮小化を要請します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その120【基地政策課】 基地機能の縮小化への働きかけを、近隣市と連携し継続して行います。	大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和6年度の要請内容に盛り込んだ。	大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和7年度の要請内容に盛り込む。(予算は基地協補助金と県市協負担金) 【1,060,000円】

○基地の全面返還に向けて、取組を進めます。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 68【基地政策課】 航空機騒音Lden (市内測定点か所)[dB]	北1km: 58.6	北1km: 61.6	北1km: 60.6	北1km: 60.4	北1km: 58.6
	北2km: 57.5	北2km: 58.4	北2km: 59.2	北2km: 59.1	北2km: 57.4
	北3km: 54.4	北3km: 56.0	北3km: 55.7	北3km: 56.0	北3km: 53.9
	南500m: 56.7	南500m: 59.1	南500m: 56.4	南500m: 59.1	南500m: 58.0
	東800m: 48.3	東800m: 51.5	東800m: 50.4	東800m: 51.7	東800m: 47.9
	指標 69【基地政策課】 航空機騒音に係る 苦情件数[件]	155	248	370	288

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その121【基地政策課】 県や近隣市と連携し、基地の全面返還に向けて取組を継続して行います。	大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和6年度の要請内容に盛り込んだ。	大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和7年度の要請内容に盛り込む(予算は基地協補助金と県市協負担金)。【1,060,000円】

## ■航空機騒音の監視

○航空機騒音の状況を把握します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標70【基地政策課】 航空機騒音測定回数[回]	13,578	14,809	14,089	12,795	11,492

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その122【基地政策課】 航空機騒音の測定を継続します。	県と市で設置している騒音計による騒音測定データを得ることができた。	県と市で設置した騒音計による騒音測定を継続実施する。【5,159,000円】

## ■障害の防止・軽減対策の推進

○公共的施設の障害防止対策の取組を進めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その123【基地政策課】 公共的施設の障害防止対策をさらに進めます。	大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和6年度の要請内容に盛り込んだ。	大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和7年度の要請内容に盛り込む(予算は基地協補助金と県市協負担金)。【1,060,000円】

(2) 基地に係る安全性の確保

■基地に係る環境汚染の防止

○基地に係る環境汚染の未然防止を図ります。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その124【基地政策課】 汚染物質が周辺環境に排出されることのないよう要請します。	大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和6年度の要請内容に盛り込んだ。	大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和7年度の要請内容に盛り込むとともに、市としても適宜把握等に努める(予算は基地協補助金と県市協負担金)。 【1,060,000円】
その125【基地政策課】 基地周辺の地下水汚染の状況把握に努めます。	大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和6年度の要請内容に盛り込んだ。	大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和7年度の要請内容に盛り込む(予算は基地協補助金と県市協負担金)。 【1,060,000円】
その125【環境・公害対策課】 基地周辺の地下水汚染の状況把握に努めます。	基地周辺(2か所)で地下水調査を実施したところ、環境基準を満たしていた。 【990,000円】	基地周辺で地下水調査を実施する。 【1,505,020円】
その126【基地政策課】 基地周辺の大気汚染状況の把握に努めます。	大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和6年度の要請内容に盛り込んだ。	大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和7年度の要請内容に盛り込む(予算は基地協補助金と県市協負担金)。 【1,060,000円】
その126【環境・公害対策課】 基地周辺の大気汚染状況の把握に努めます。	基地周辺(2か所)で窒素酸化物の簡易測定を実施し、状況の把握をした。 【37,180円】	基地周辺で大気中の窒素酸化物の簡易測定を実施する。 【63,000円】

■災害時の対策

○航空機事故等の対策を進めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その127【基地政策課】 災害時の対応体制を確立します。	大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和6年度の要請内容に盛り込んだ。	大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和7年度の要請内容に盛り込むとともに、市においても災害時の対策について適宜検討等を行う(予算は基地協補助金と県市協負担金)。 【1,060,000円】

## 1 1 . 都市空間

目 標 : 都市空間のゆとりのあるまち

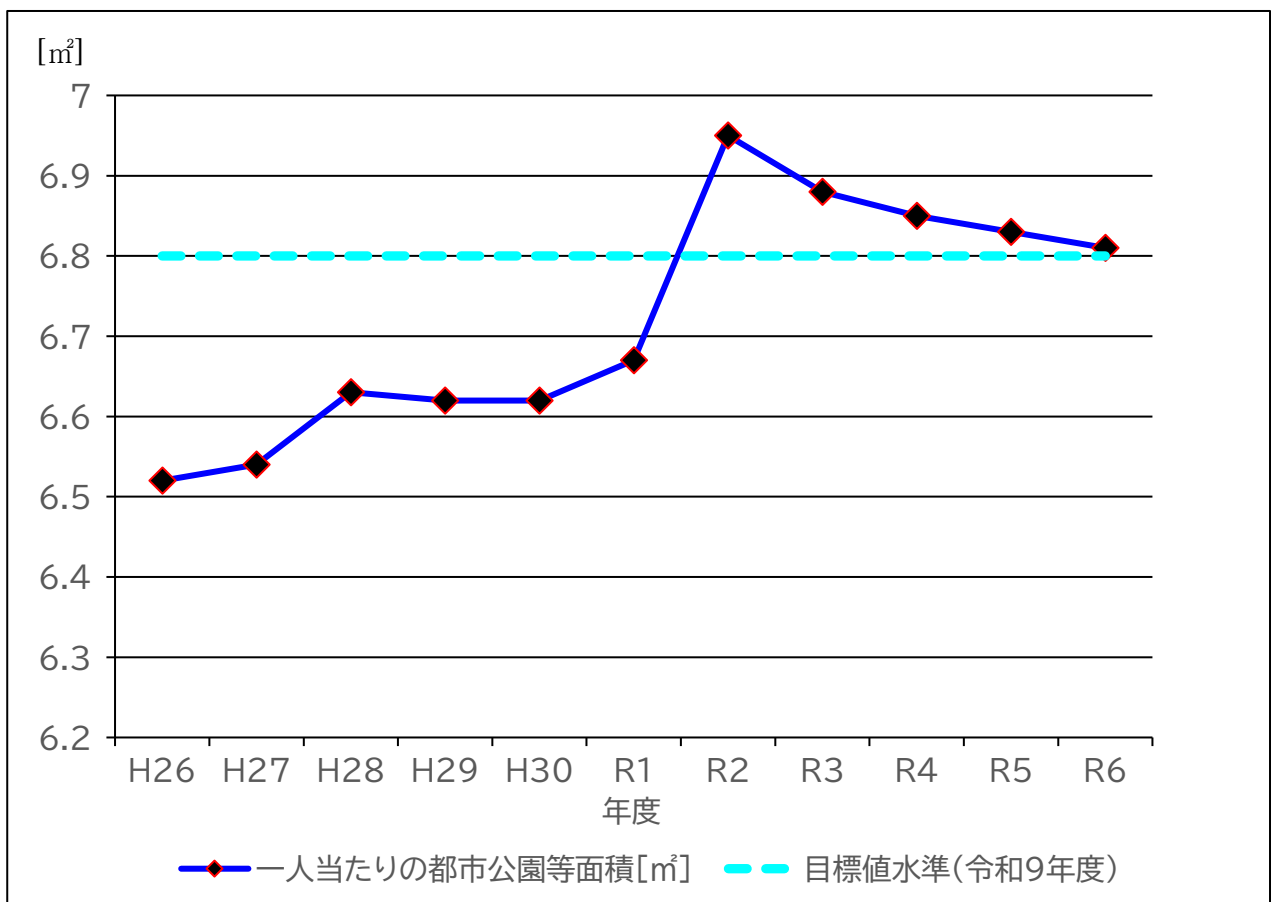
数値目標 : 一人当たりの都市公園等面積 6.8 m<sup>2</sup>以上

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
一人当たりの都市公園等面積 [m <sup>2</sup> ]	6.95	6.88	6.85	6.83	6.81	6.8

【 本 年 度 の 評 価 】 目標を達成した。

【 評 価 に つ い て 】 人口増加の影響で一人当たりの公園等面積は減少しているが、公園の整備を進め、基幹公園の面積は増加している。

【 目 標 の 確 認 方 法 】 公園等の面積の把握



(1) 基盤整備による環境負荷の低減

■人と環境にやさしい社会基盤の整備

○歩行者や自転車利用者が安心して移動できる空間を確保します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 71【市民生活あんぜん課】 駐輪場の稼働率[%]	38.7	42.4	47.4	47.5	48.9

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その128【市民生活あんぜん課】 乗り入れ状況に応じた駐輪場の整備を促します。	駐輪場シェアサービス「みんちゅう」を利用した実証実験を行った。【登録台数 129台】	駐輪場シェアサービス「みんちゅう」を利用した実証実験を継続する。
その129【道路整備課】 市内道路網の骨格をなす道路において、自転車通行帯を整備、維持し、歩行者・自転車利用者双方の安全性を高めます。	整備なし。	令和7年度は該当する工事はなし。
その130【道路整備課】 生活道路などにおいて、歩行者と車の共生化や車のスピードを落とすような仕組みを工夫します。	交通安全対策を58か所実施した。	要望箇所の交通安全対策を順次実施する。【137,429,000円】

○高齢者や障がい者等に配慮した施設づくりを進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 55 再掲【道路整備課】 2m以上の歩道幅員の延長[m]	41,166	41,310	41,355	41,355	41,355
指標 72【建築指導課】 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、公共的施設として協議及び審査した件数[件]	32	23	27	27	28

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その88・再掲【道路整備課】 ゆとりある歩道の確保や歩道と車道の区画部の改善、誘導用床材の使用やわかりやすいサインの設置と街並みとの調和を進めます。	整備なし。	ゆとりある歩道の確保や歩道と車道の区画部の改善、誘導用床材の使用やわかりやすいサインの設置と街並みとの調和を進めます。【109,791,000円】
その131【まちづくり総務課】 交通バリアフリー化を推進します。	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、鉄道事業者に対し、駅施設のバリアフリー化や心のバリアフリーの啓発について、鉄道事業者へ要望を行った。また、鉄道駅の安全性向上のためホームドア設置の補助を行った。【100,416,000円】	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、駅施設のバリアフリー化や心のバリアフリーの啓発について、鉄道事業者へ要望を行う。
その132【道路整備課】 道路のバリアフリー化を推進します。	歩道セーフティーアップ工事にて260mを整備した。【深見地内(セーフティー)、16,004,000円】	整備計画に従い整備を実施する。【福田地内(セーフティー) 13,000,000円】

○都市間交通を担うラダーパターンの幹線道路の整備を進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 73【道路整備課】 ラダーパターン整備率[%]	60.3	60.6	60.6	60.6	60.6
指標 74【道路管理課】 道路率 [%]	11.85	11.85	11.87	11.87	11.88

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その10・再掲【道路整備課】 ラダーパターンの幹線道路の整備を進めます。	歩行者空間の整備のための用地買収を進めた。【159,470,000円】	歩行者空間の整備のための用地買収を進める。【308,782,000円】

○道路を安心して利用できるように配慮します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その133【市民生活あんぜん課】 交通安全思想の普及啓発に努めます。	啓発活動等により、市民の交通ルールやマナーへの意識向上を図ることができた。【11,443,664円】	各季における啓発運動及び自転車安全利用の啓発活動を実施する。【12,879,000円】

## (2) 都市空間の質の向上

### ■公園等の整備

○緑豊かな公園の整備を進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 75【みどり公園課】 基幹公園面積[ha]	81.89	81.90	82.40	82.58	82.58

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その134【みどり公園課】 住区内に街区公園又はそれに準じる機能を持つ公園の整備を進め、緑化を推進します。	整備なし。	開発行為により市に帰属される公園について、事業者と整備内容の協議を行う。
その135【みどり公園課】 まとまった面積での公園の整備や緑のネットワーク化を図ります。	整備なし。	開発行為により市に帰属される公園について、事業者と整備内容の協議を行う。

### ■親水性の確保

○水辺とふれあえる空間の保全と創造に努めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 76【下水道・河川施設課】 境川(市内)の親水性護岸の整備済延長[m]	178	178	178	178	178
指標 77【下水道・河川施設課】 引地川(市内)の親水性護岸の整備済延長[m]	821.8	821.8	821.8	821.8	821.8

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その136【下水道・河川施設課】 親水護岸、親水空間の整備を進めます。	平成24年度で終了。	

## ■光害対策

○光害対策の推進に努めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標78【環境・公害対策課】 光害に関する苦情件数【件】	0	0	0	0	0

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その137【環境・公害対策課】 環境省「光害対策ガイドライン」に基づき対応に努めます。	光害に関する苦情はなかった。	苦情があった場合は、「光害対策ガイドライン」に基づき対応する。

## ■ヒートアイランド対策

○ヒートアイランド現象の緩和に努めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標79【道路整備課】 保水性舗装道路整備延長【km】	0	0	0	0	0

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その138【まちづくり総務課】 オープンスペースの確保に努めます。	本取組に係わる基本方針となる都市計画マスタープランの進行管理の指標を設定し、モニタリングを実施した。	本取組に係わる基本方針となる都市計画マスタープランの進行管理を行う。
その138【みどり公園課】 オープンスペースの確保に努めます。	契約期間が満了する緑の広場2件の賃貸借契約を更新した。 【緑の広場15か所、 16,043,310円】	緑の広場の賃貸借契約を5年ごとに更新する。 【緑の広場15か所、 16,076,809円】
その139【みどり公園課】 敷地、屋上、壁面の緑化を進めます。	大和市開発事業の手續及び基準に関する条例により、開発面積に応じた緑地の確保について適正に指導、協力依頼することができた。 【開発協議件数 (敷地・壁面・屋上) 45件】	大和市開発事業の手續及び基準に関する条例により、開発面積に応じた緑地の確保について適正に指導、協力依頼をする。 【開発協議件数 (敷地・壁面・屋上) 70件】
その140【みどり公園課】 風の通り道を確保します。	市街化区域内の市民緑地を適正に維持・管理することができた。 【市民緑地2か所】	市街化区域内の市民緑地を適正に維持・管理する。 【市民緑地2か所】
その141【道路整備課】 保水性舗装道路の整備を進めます。	整備なし。	令和7年度は該当する工事はなし。

### (3) 土地利用における環境対策の推進

#### ■開発等に伴う環境配慮

○開発等に伴う環境問題の発生を未然に防止します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その142【まちづくり計画課】 地域住民の良好な生活環境を確保するため、開発事業等に対する指導を継続します。	地域住民の良好な生活環境を確保するため、開発事業等に対する適正な指導により、環境問題の発生を未然に防止し、良好な生活環境を確保できた。 【協議件数：45件】	開発事業に対する指導を十分に行う。 【協議件数：50件】

#### ■土地利用における共生

○土地利用用途が共存する地域での環境への配慮を進めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その143【まちづくり計画課】 新たに大規模土地利用転換が行われる場合には、地域の環境を阻害しないよう、土地利用誘導を推進します。	大規模土地利用の転換に関して、地域の環境を阻害しないよう、土地利用誘導を推進した。	大規模土地利用の転換が行われる場合には、地域の環境を阻害しないよう、土地利用誘導を推進する。

### (4) 快適な歩行者空間づくり

#### ■歩行者空間の整備

○歩いて楽しく移動できる仕組みづくりを進めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その144【まちづくり総務課】 歩行者系ネットワークの整備を進めます。	大和駅周辺や市役所周辺の歩行者専用道3か所にベンチの整備を行った。 【1,782,000円】	令和7年度は該当する工事は無し。
その145【まちづくり総務課】 公共交通機関を利用しやすい環境づくりの推進に努めます(結節点での乗り換えの容易性を確保します)。	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、鉄道事業者に対し、利便性や安全性に係る要望を行った。また、鉄道駅の安全性向上のためホームドア設置の補助を行った。【100,416,000円】 小田急中央林間駅総合改善事業による鉄道駅の利便性増進に対する支援を行った。【75,000,000円】	鉄道利用を促進すべく、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、利便性や安全性の向上に係る要望を鉄道事業者に対し行う。

## 12. 地球環境

目 標 : 地球市民としての自覚を持って行動するまち

数値目標 : 温室効果ガス排出量削減率 40.0% (2013 年度比)

地球温暖化を抑制するため「温室効果ガス排出量」を指標とし、2013 年度 (平成 25 年度) を基準とした削減率

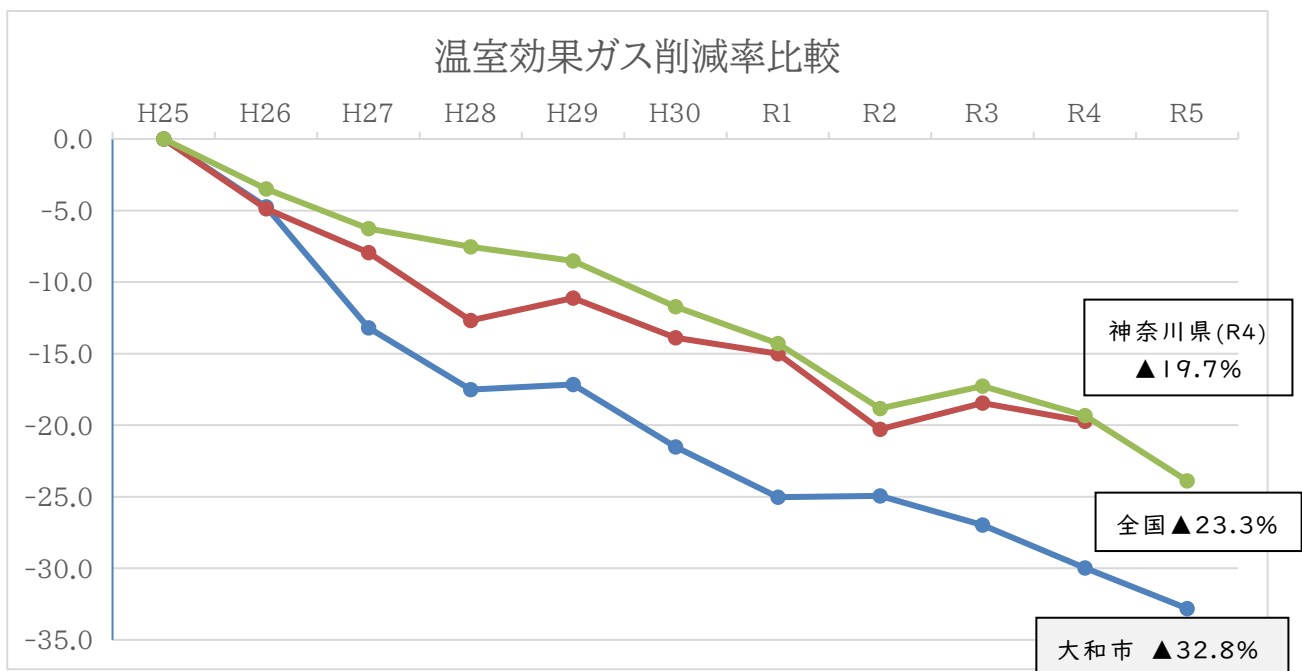
項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目 標 値
温室効果ガス排出量削減率[%]	24.9	27.0	30.0	32.8	40.0

- ※ 温室効果ガス排出量の推計は、統計資料などを用いて作業する必要があることから、把握できる排出量の情報は2年遅れとなります。
- ※ 目標値は令和4年4月に「大和市環境基本計画」の部分修正を行った際、19.5%から40.0%に変更しました。
- ※ 令和7年12月、国の「総合エネルギー統計」が1990年度にさかのぼって修正されました。この結果、本市の温室効果ガス排出量と削減率も、今回2013年度にさかのぼって修正しています。

【 本 年 度 の 評 価 】 目標の達成に向けて削減が進んでいる

【 評 価 に つ い て 】 住宅用太陽光発電設備の導入もあり、家庭部門の排出量削減が進んでいる。またプラスチックごみや繊維ごみのリサイクルが進んだことにより、廃棄物分野の排出量も減少している。

【 目 標 の 確 認 方 法 】 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和6年4月）」に基づく推計



[表] 大和市域の温室効果ガス排出量の部門・分野別内訳 単位[千 t-CO<sub>2</sub>]

項 目		平成25年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
エネルギー 起源 CO <sub>2</sub>	産業部門	554.1	315.5	330.8	286.7	291.6
	業務その他部門	348.8	264.7	257.2	257.4	262.6
	家庭部門	324.9	307.5	280.4	285.7	246.5
	運輸部門	204.0	186.2	187.9	183.0	173.2
エネルギー 起源 CO <sub>2</sub> 以外	農業分野	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	廃棄物分野	40.1	30.8	18.7	16.1	15.1
合計		1472.1	1104.9	1075.1	1030.9	989.2
温室効果ガス排出量削減率 [%] (平成25年度比)		-	24.9	27.0	30.0	32.8

※小数点第二位を四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

【参考】温室効果ガス排出量削減率 (2013年度(平成25年度)比) の全国・神奈川県との比較

温室効果ガス排出量削減率 [%]	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国	18.8	17.3	19.3	23.3
神奈川県	20.3	18.4	19.7	-
大和市	24.9	27.0	30.0	32.8

(1) 地球温暖化の防止・適応に向けた取組の推進

■産業での省エネルギーの推進

○省エネルギーを進めます。(「エネルギー」を参照してください。)

■民生での省エネルギーの推進

○省エネルギーを進めます。(「エネルギー」を参照してください。)

■再生可能エネルギーの活用

○再生可能エネルギーの活用に努めます。(「エネルギー」を参照してください。)

■廃棄物・廃熱の有効利用

○廃棄物・廃熱を有効利用します。(「エネルギー」を参照してください。)

○資源の循環と廃棄物の発生抑制を進めます。(「資源」を参照してください。)

■交通・運輸での省エネルギーの推進

○自動車交通量を低減します。(「空気」を参照してください。)

○自動車の利用方法を改善します。(「空気」を参照してください。)

■緑の保全と創生

○緑の保全と創生、緑化を進めます。(「緑」を参照してください。)

■地球温暖化防止対策の推進

○地球温暖化防止対策を地域一体となって進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指標 80【環境総務課】 温室効果ガス排出量[千 t-CO <sub>2</sub> ]	1104.9	1075.1	1030.9	989.2

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その146【環境総務課】 地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)を推進し、地球温暖化防止に努めます。	地球温暖化対策実行計画に定める対策を推進するとともに、市域及び市役所の温室効果ガス排出量を算定し、計画で定めた温室効果ガスの削減目標に対する進捗状況を市HPで公表した。	地球温暖化対策実行計画に定める対策を推進するとともに、本市の温室効果ガスの削減目標及び進捗状況等を周知する。

■気候変動への適応

○熱中症などによる健康リスクの低減を図ります。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
<p>その147【健康づくり推進課】【環境総務課】 健康教室やポスター、パンフレット等による熱中症予防の普及啓発を行うとともに、神奈川県に熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)または熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発表された際に、熱中症に対する注意喚起を実施し、熱中症の予防に取り組みます。</p>	<p>熱中症予防ポスターを、広報PRボード(6月)及び市内168か所(6月~9月)に掲示した。 熱中症予防チラシを配布した。 【7,942枚】 市HPや広報やまと、LINE、X、デジタルサイネージ、FMやまとを通して、熱中症予防について普及啓発を行った。 民生委員や児童委員等に対し、熱中症予防についての周知を行った。 熱中症予防に関する健康教育を実施した。【41回、延べ1,660人】 神奈川県に熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)が発表された際に、PSメール配信や庁内放送、防災行政無線を活用し、熱中症に関する注意喚起を実施した。 【熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)37回、 熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)0回】 市民が暑さを避け、一時的に休息できる場所として「ひと涼みスポット」を開設した(6~9月)。 【23か所】 また、ひと涼みスポットの一部を指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として指定し、HPで周知した。 【指定施設10か所】</p>	<p>熱中症予防ポスターを掲示する。 熱中症予防チラシを配布する。 市HPや広報、FMやまとを通して、熱中症予防について普及啓発する。 民生委員児童委員等に対し、熱中症予防について周知する。 熱中症予防に関する健康教育を実施する。 熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)の対応指針を策定し、神奈川県に熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)または熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発表された際に、LINE配信や庁内放送、防災行政無線を活用し、熱中症に関する注意喚起を実施する。 市民が暑さを避け、一時的に休息できる場所として「ひと涼みスポット」を提供するとともに、その一部について、熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発表された際に市民が利用できる「クーリングシェルター」に指定し、市HP等を通じて周知する。</p>
<p>その148【医療健康課】 感染症予防に向け、市民への適切な情報提供や知識の普及に努めます。</p>	<p>蚊媒介感染症を含めた各感染症の流行状況に合わせ、情報提供を実施した。 感染症の発生に備え、備蓄物品の見直しおよび入れ替えを実施した。</p>	<p>蚊媒介感染症を含めた各感染症について、市HP等を活用し、市民への情報提供等を実施する。 感染症の発生に備え、備蓄物品の更新等を実施する。</p>

○自然災害に対応した備えを充実します。(「安全」を参照してください。)

○ヒートアイランド現象を緩和します。(「都市空間」を参照してください。)

(2) オゾン層の保護・酸性雨対策の継続的な推進

■特定フロン等の排出量の削減

○オゾン層破壊物質の使用をひかえ、排出を抑制し、適切な処理をします。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その149【契約検査課】 冷蔵庫、自動車などの購入時におけるノンフロン製品の選択、購入に努めます。	購入案件ごとに仕様書を確認し、特定フロン等を排出する製品でないことを確認した。仕様書やカタログ、図面で判別できない場合は、見積取得先や販売代理店に確認を行った。	物品購入時において、ノンフロン製品以外を選択しようとしている場合は、ノンフロン製品を選択するように、推奨を継続する。

■窒素酸化物の排出抑制対策

○省エネルギーを進めます。

(「地球温暖化の防止・適応に向けた取組の推進」を参照してください。)

○再生可能エネルギーの活用に努めます。

(「地球温暖化の防止・適応に向けた取組の推進」を参照してください。)

○自動車交通対策を進めます。(「空気」を参照してください。)

○工場・事業場対策を進めます。(「空気」を参照してください。)

(3) 市民・事業者との連携・協力

■行動促進に向けた意識啓発

○地球環境保全に関する取組を促す意識啓発を進めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その150【環境総務課】 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づく各主体による取組を促します。	地球温暖化対策実行計画に定める地域脱炭素に資する市事業や望ましい行動等について、市HPや広報やまと、パネル展示、講演会等を通じて周知し、取組を促した。	地球温暖化対策実行計画に定める地域脱炭素に資する市事業や望ましい行動等について、市HPや広報やまと、FMやまと、講演会等で周知する。

### 13. 水循環

目 標 : 水と親しみのあるまち

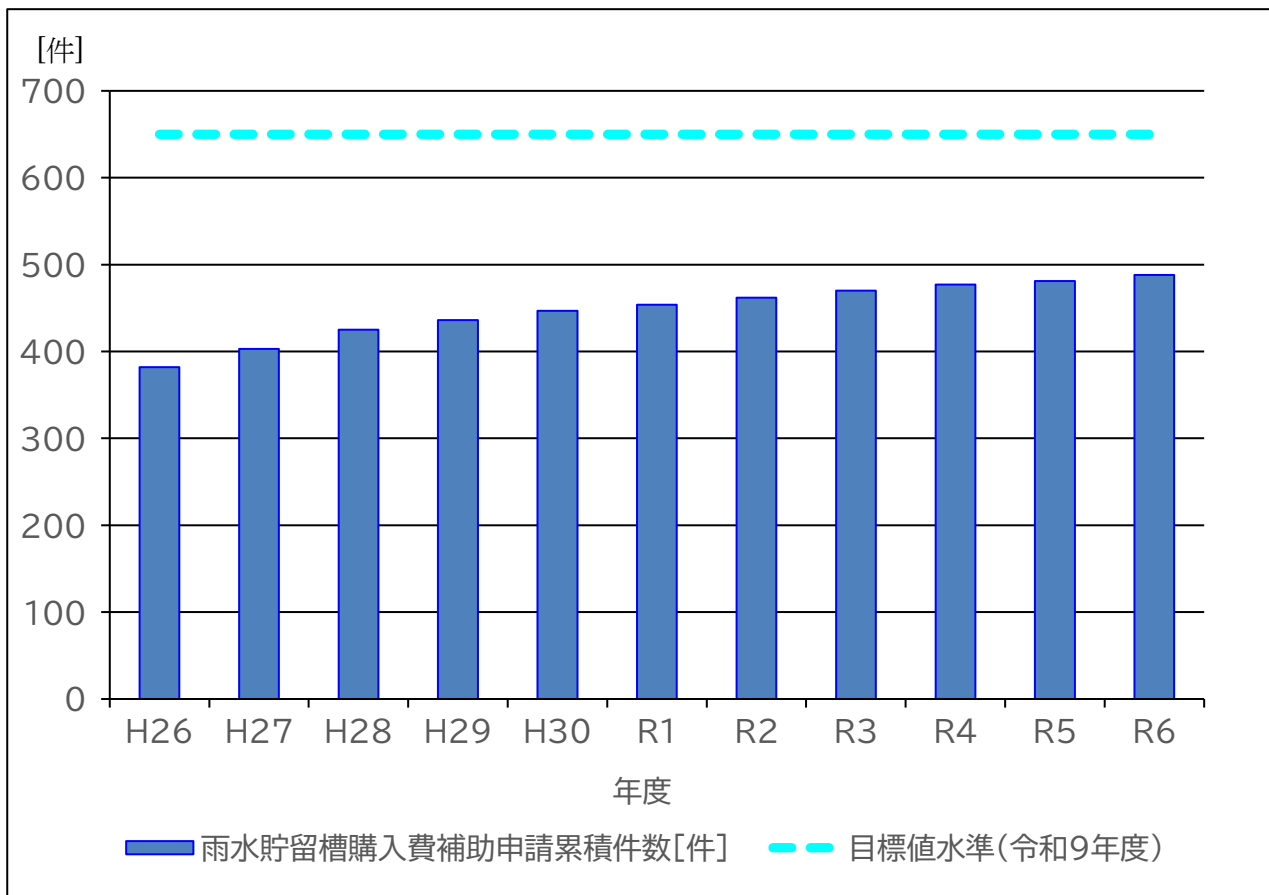
数値目標 : 雨水貯留槽購入費補助申請累計件数 650 件

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
雨水貯留槽購入費補助申請 累計件数[件]	462	470	477	481	488	650

【本年度の評価】 年当たりの申請件数が目標を達成していない。

【評価について】 近年、雨水有効利用に対する市民の関心が高まっており、問い合わせ件数も増加している状況である。しかしながら、そのすべてに対応することができず、目標達成には至らなかった。

【目標の確認方法】 雨水貯留槽購入費用補助申請件数（累計）



(1) 健全な水循環の確保

■雨水の活用

○雨水の利用を進めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その151【下水道・河川施設課】 雨水調整槽の整備を進めます。	平成29年度で終了。	
その152【下水道・河川施設課】 宅地内の雨水活用を促します。	雨水貯留槽購入費補助金交付制度により、補助金を交付した。 【補助件数7件、140,000円】	雨水貯留槽購入費補助金交付制度により、補助金を交付する。 【152,000円】
その153【下水道・河川施設課】 合流式下水道の改善とあわせ、 雨水活用を進めます。	平成25年度で終了。	

■水の使用量抑制

○水の使用量を減らせるように工夫します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標81【下水道経営課】 水道使用量(有収水量)[千m <sup>3</sup> ]	23,748.0	23,639.2	23,363.9	24,753.6	24,498.9

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その154【環境総務課】 節水を促します。	環境配慮指針に掲載し、市HPや環境に関する事業者アンケート等での周知を通じて、節水を推進した。また、小中学生が取組む「かんきょうノート」において、環境配慮行動の一つとして掲載し、行動の定着を図った。	環境配慮指針の周知及び「かんきょうノート」による学習を通じ、節水を推進する。

■水の再利用

○水を繰り返し使います。

(2) 河川の水辺環境の保全

■親水性の確保

○水辺空間の保全と創造に努めます。(「都市空間」を参照してください。)

■治水に対する取組

○河川の治水対策を実施します。(「安全」を参照してください。)

### (3) 地下水・土壌の保全

#### ■雨水の地下浸透

○住宅地や道路での雨水の浸透を進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 82【建築指導課】 宅地内雨水浸透柵設置数[個]	949	1,033	1,011	922	910
指標 83【道路整備課】 透水性舗装整備済延長[m]	247	218	136	117	0

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その155【建築指導課】 雨水浸透柵設置の指導を行います。	建築確認や位置指定道路の審査の際、雨水浸透柵の記載を確認し、雨水の地下浸透の推進は図られた。	建築物の敷地の雨水処理は、市の総合治水対策上の考えから、地下浸透を推進していく。
その155【下水道経営課】 雨水浸透柵設置の指導を行います。	開発協議において、設置指導を行い、完了件数に対して設置率100%となった。【45件】	引き続き指導を行う。
その156【公共建築課】 公共施設での雨水浸透設備の設置に努めます。	新築や改修等実施時に雨水浸透設備を設置した。 (柳橋小学校外トイレ、南林間小学校外トイレ) 【96,800円】	新築や大規模改修等実施時に雨水浸透設備を設置する。 (北部調理場、消防第6分団詰所、松風園倉庫)
その156【下水道経営課】 公共施設での雨水浸透設備の設置に努めます。	開発協議において、設置指導を行い完了件数に対して、設置率100%となった。【その155のうち1件】	引き続き指導を行う。
その157【道路整備課】 雨水の浸透に配慮した道路整備を進めます。	整備なし。	雨水の浸透に配慮した道路整備を進めます。【109,791,000円】

#### ■地下水のくみ上げ抑制

○地下水の実態を把握し、合理的に使用します。

#### ■汚染の防止

○有害物質による汚染を未然に防止します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その158【環境・公害対策課】 地下水汚染の防止について指導します。	立入した16事業所について指導した。	神奈川県生活環境の保全等に関する条例、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法に基づき、地下水汚染の未然防止等について指導する。
その159【環境・公害対策課】 土壌の汚染防止に努めます。	有害物質使用事業所16件について立入し指導・啓発を行った。また、市HPを通じて事業者や市民に対し、情報提供した。	有害物質による土壌汚染を防止するため、工場・事業所への立入時に指導・啓発を実施する。また、市HPにより、事業者、市民に対し有害化学物質に関する情報を提供する。

○地下水・土壌の汚染状況を把握します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 84【環境・公害対策課】 市内メッシュ調査での地下水 環境基準項目達成率[%]	100	100	100	100	100

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その160【環境・公害対策課】 地下水の水質測定を継続します。	継続監視調査(市内12地点で実施し、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点、六価クロムが2地点)で環境基準を超過していた。 【990,000円】	市独自及び水質汚濁防止法の測定計画に基づく地下水調査を実施する。 【1,505,020円】

#### 14. 資源

目 標 : 物質循環のなされているまち

数値目標 : 資源化率 25.7%以上

ごみ・資源を含めた総排出量に占める総資源化量の割合（資源回収・焼却灰・燃やせないごみからの資源化量を含む）

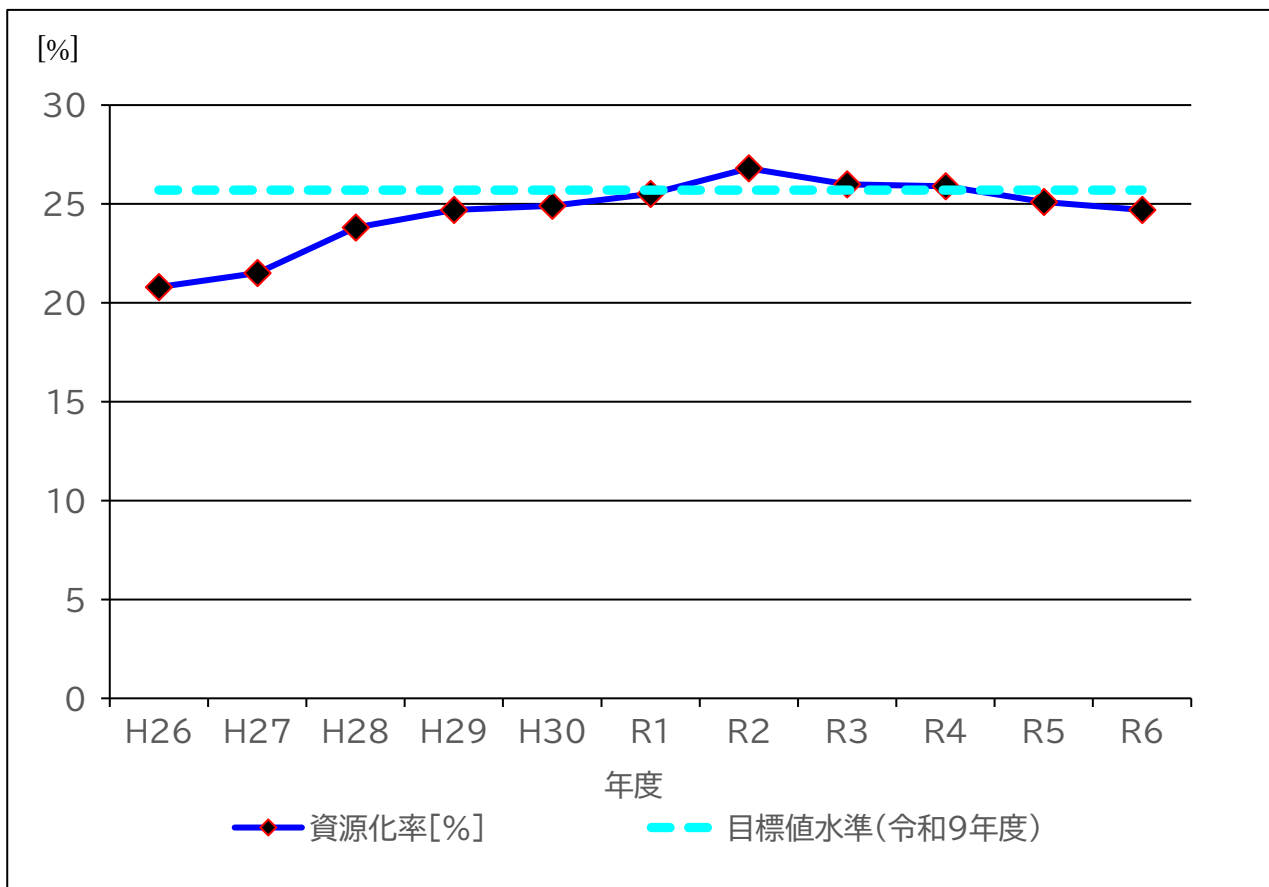
項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
資源化率[%]	26.8	26.0	25.9	25.1	24.7	25.7

【本年度の評価】 目標は未達成だった。

【評価について】 資源については、紙製容器包装・缶・ペットボトル・容器包装プラ等の各種容器包装の軽量化等によって排出量が減少しているが、ごみについては生ごみなど排出量が変わらないものが多いため、相対的に資源化率が減少した。

【目標の確認方法】 ごみの排出量及び資源化量の集計

※ 令和7年度「大和市一般廃棄物処理基本計画」改定に際して資源化率の算定方法を見直したことに伴い、目標値を32.2%から25.7%に変更しました。令和2年度から令和6年度までの資源化率も見直し後の算定方法によるものです。



目 標 : 物質循環のなされているまち

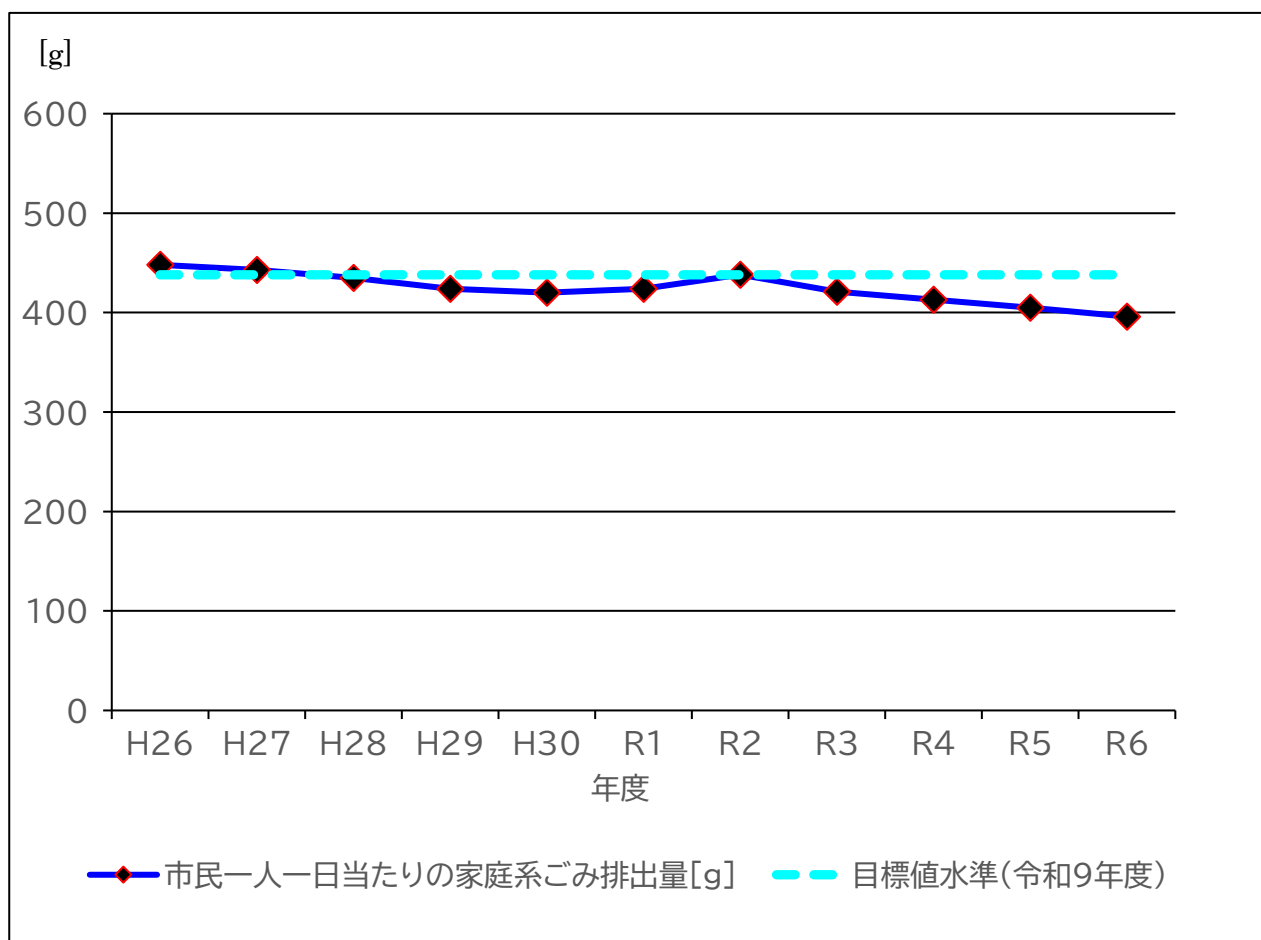
数値目標 : 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 438g 未満

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
市民一人一日当たりごみ排出量 [g]	438	421	413	405	396	438

【 本 年 度 の 評 価 】 目標を達成した。

【 評 価 に つ い て 】 パンフレット・ごみカレンダーアプリ等を活用し、ごみの減量化・資源化を啓発した結果、市民の皆様のご協力により、ごみの排出量が減少したことが考えられる。

【 目 標 の 確 認 方 法 】 ごみの排出量及び資源化量の集計



(1) ごみの適正処理

■適正な収集・運搬の推進

○適正な収集・運搬に努めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その161【資源循環推進課】 適正なごみの出し方などをPRします。	パンフレット・ごみカレンダーアプリ等を活用し、ごみの減量化・資源化を啓発した。 【718,751,000円】	パンフレット・ごみカレンダーアプリ等を活用し、ごみの減量化・資源化を啓発する。 【752,692,000円】
その162【資源循環推進課】 集合住宅等のごみ置場の適正配置に努めます。	適正なごみの排出ができるように、集合住宅等のごみの排出場所の規模・配置等を指導できた。	集合住宅のごみの排出について、指導を行う。

○効率的な収集・運搬に努めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標85【資源循環推進課】 家庭系ごみ収集量(可燃ごみ)[t]	33,967.16	33,187.74	32,787.51	32,074.79	31,631.78

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その163【資源循環推進課】 ごみ量や地域区分を考慮して収集車両を配備します。	粗大ごみ収集用車両1台を更新した。	令和6年度と同様の配備で業務を行う。
その164【資源循環推進課】 有害物の別途収集に努めます。	有害物を燃やせないごみの収集時に別途収集を行った。	燃やせないごみの収集時に別途収集するとともに、有害物の分別について啓発を行う。 【96,624,000円】

■適正な処理・処分の推進

○一般廃棄物を適正に処理します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標86【施設課】 環境管理センターごみ処理施設の排ガス中有害物質濃度					
ばいじん[g/Nm <sup>3</sup> ]	0	0	0	0	0
硫黄酸化物[ppm]	8.4	6.4	8.6	6.4	7.9
窒素酸化物[ppm]	30	25	29	30	26
塩化水素[ppm]	25	19	17	9.9	19

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その165【資源循環推進課】 衛生的かつ効率的な処理を実施し、減量化を進めます。	パンフレット・ごみカレンダーアプリ等を活用し、ごみの減量化・資源化を啓発した。 ごみは前年度比約1.90%減。 資源化率は前年度比約0.4%減。	パンフレット・ごみカレンダーアプリ等を活用し、ごみの減量化・資源化を啓発する。 【752,692,000円】
その166【施設課】 ごみ処理に伴う公害防止対策を進めます。	薬品使用量の削減・排ガス中の有害物質濃度を管理値以下に管理した。【82人日/25,355,847円】 自主管理基準値付近で有害物質濃度管理を行った。	自主管理基準値付近で有害物質濃度管理を行う。 【32,703,000円】
その167【資源循環推進課】 適正処理困難物の指定に努めます。	適正処理困難物について、パンフレット・ごみカレンダーアプリ等を活用し、ごみの減量化・資源化を啓発した。新規の適正処理困難物の指定はなかった。	適正処理困難物について、パンフレット・ごみカレンダーアプリ等を活用し、ごみの減量化・資源化を啓発する。 適正処理困難物の指定について、情報収集を行う。 【752,692,000円】

○一般廃棄物を適正に処理します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標87【施設課】 焼却灰の発生量[t]	6,734	6,567	6,494	6,169	5,951
指標88【施設課】 破碎残さの発生量[t]	0	0	0	0	0

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その168【資源循環推進課】 最終処分場の確保を進めます。	新たな資源化施策の動向について情報収集を実施したが、最終処分場の用地確保に向けた検討、調整には至っていない。	廃棄物行政やごみの処理技術の情報を収集する。
その169【施設課】 焼却灰の有効利用について検討します。	焼却灰有効利用に関する調査研究をした。【3人日/28,340円】 メーカーの技術開発状況等のヒアリングを実施した。	他都市・メーカーの技術開発状況を確認する。【3人日/33,000円】
その170【施設課】 最終処分場の適正な管理を行い、埋立完了後の対応を検討します。	最終処分場廃止に至るまでの維持管理計画に基づく水質等の調査を実施した。 【32人日/10,161,199円】	維持簡易計画に基づく水質等の調査分析を実施する。 【10,889,000円】
その171【資源循環推進課】 広域処分について検討します。	大和高座ブロックや県央都市清掃行政連絡協議会などに参加し、広域処理について検討した。	大和高座ブロックや県央都市清掃行政連絡協議会などに参加し、広域処理について検討する。 【166,000円】

○事業活動に伴って発生する廃棄物の適正な管理と処理・処分を行います。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 89【施設課】 事業系ごみの搬入量[t]	16,130	16,426	16,263	15,697	15,459
指標 90【施設課】 許可業者による事業系ごみの 収集対象事業所数[事業所]	2,109	2,115	2,242	2,176	2,304

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
(その172)【資源循環推進課】 事業活動に伴って発生する廃棄物が 適正に処理・処分されるよう指導等 を行います。	事業系ごみの適正処理について パトロールを行い、必要に応じて 適正処理・処分方法の案内や指導 を行った。	事業系ごみの適正処理について パトロールを行い、必要に応じて 適正処理・処分方法の案内や指導 を行う。【8,742,000円】

## (2) 資源循環の促進

### ■資源循環型の消費活動の促進

○無駄な消費を抑制することにより、資源の保護に努めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
(その173)【資源循環推進課】 ごみの減量化・資源化に関する意識 の啓発に努めます。	一般廃棄物処理基本計画のリサイ クル率の目標達成と、市民1人 1日当たりの家庭系ごみ排出量 の更なる削減のため、広報やま と、どこでも講座等による市民へ の啓発活動を行った。	一般廃棄物処理基本計画のリサイ クル率の目標達成と、市民1人 1日当たりの家庭系ごみ排出量 の更なる削減のため、引き続き市 民に対する啓発活動と情報提供 を行う。【9,734,000円】

○再生資源を活用した製品の製造・販売・利用に努めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
(その173・再掲)【資源循環推進 課】 ごみの減量化・資源化に関する意識 の啓発に努めます。	一般廃棄物処理基本計画のリサイ クル率の目標達成と、市民1人 1日当たりの家庭系ごみ排出量 の更なる削減のため、広報やま と、どこでも講座等による市民へ の啓発活動を行った。	一般廃棄物処理基本計画のリサイ クル率の目標達成と、市民1人 1日当たりの家庭系ごみ排出量 の更なる削減のため、引き続き市 民に対する啓発活動と情報提供 を行う。【9,734,000円】

○グリーン購入の推進に努めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
(その174)【契約検査課】 グリーン購入の積極的な調達・使用 に努めます。	大和市グリーン購入推進指針に 則り進めた。	共通消耗品の調達においては、大 和市グリーン購入推進指針に則 り進めていく。

(3) 廃棄物の減量化・資源化のさらなる推進

■廃棄物の減量化

○経済的手法の導入を進めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
(その175)【資源循環推進課】 ごみ処理費用の適正負担導入効果を 検証します。	有料指定ごみ袋制度と、戸別収集方式を導入し、ごみ排出量に応じた 処理費用の適正負担の仕組みは、市民・事業者の協力により定着して いる。	

○有機物のリサイクルを進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標91【資源循環推進課】 生ごみ処理容器累積設置基数[基]	10,439	10,548	10,621	10,687	10,751

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その176【資源循環推進課】 公共施設からの生ごみの資源化事業 を進めます。	学校給食単独調理校(8校)から 排出された調理くずや食べ残し などの生ごみを資源化した。 また、生ごみ処理機の適切な維持 管理を行うとともに、林間小につ いては生ごみの堆肥化を業者に 委託している。	学校給食単独調理校(8校)から 排出される生ごみを堆肥化する。 林間小を除く7校に設置した業 務用生ごみ処理機を適切に維持 管理するほか、林間小については 業者委託により生ごみの堆肥化 を行う。【2,814,000円】
その177【みどり公園課】 緑のリサイクルに努めます。	大規模緑地で伐採した樹木の 一部を、工作物や薪、ウッドチップ などとしてリサイクルした。 小学生を対象に、久田緑地の間伐 材を利用してペン立てを作る環 境学習教室を開催した。 【環境学習教室138,053円】	大規模緑地で伐採した樹木の 一部を、工作物や薪、ウッドチップ などとしてリサイクルする。 市内緑地の間伐材を利用した木 製玩具を製作し、イベントで活用 する。 【木製玩具製作業務委託 110,000円】
その177【資源循環推進課】 緑のリサイクルに努めます。	ガーデンシュレッダーの購入補助	は令和3年度で終了した。
その178【資源循環推進課】 一般住宅・集合住宅での生ごみ処理 容器(コンポスト等)の普及に努め ます。	市HPを利用して補助制度の周 知を行った。	市HPを利用して補助制度の周 知を図り、購入を促進する。 【2,337,000円】

■使用済み製品の再利用

○拡大生産者責任制度の構築に向けた取組を検討します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その179【資源循環推進課】 拡大生産者責任制度の構築に向けた 取組を検討します。	拡大生産者責任による廃棄物回 収が行われる仕組みが構築され よう関係機関に要望した。	機会を捉えて、制度の構築に向け た取組が行われるよう要望して いく。

○リターナブル容器を積極的に導入・使用します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 92【資源循環推進課】 分別回収における 空きビン回収量[t]（※）	49.860	43.160	36.505	32.450	27.285

※リターナブルのビン（回収し再利用する空きビン）の量

○製品の修理・不用品の交換システムの構築に努めます。

## ■ごみの資源化

○資源分別回収をさらに進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 93【資源循環推進課】 リサイクルステーション数[か所]	1,377	1,392	1,389	1,397	1,401
指標 94【資源循環推進課】 資源分別回収量[t]	13,911	13,521	13,159	12,548	12,220
指標 95【資源循環推進課】 使用済小型家電回収実績[t]	10.51	9.56	9.44	8.92	9.01
指標 96【資源循環推進課】 ごみアプリダウンロード数	10,671	10,135	10,505	9,537	10,399

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その180【資源循環推進課】 資源回収についての広報を継続し、 資源に対する意識を啓発します。	「家庭の資源とごみの分け方・出し方」パンフレット・カレンダーを全戸配布した。	転入世帯向けに「家庭の資源とごみの分け方・出し方」パンフレット・カレンダーを配布する。
その181【資源循環推進課】 ごみアプリを活用し、資源回収等の情報を広く提供します。	ごみカレンダーアプリを活用して資源回収等の情報を広く提供し、多くの市民の皆様にご活用いただいた。 【累計ダウンロード数 103,370回】	ごみカレンダーアプリを活用し、資源回収等の情報を広く提供する。 【アプリ保守点検委託予算額 1,993,000円】
その182【資源循環推進課】 リサイクルステーションを増やすなど、資源分別回収システムの改善・拡充と安定化を図ります。	リサイクルステーションの増設を、自治会や開発事業者に働きかけた。	リサイクルステーションの増設を、自治会や開発事業者に働きかける。 【報奨金予算額 76,028,000円】

○中間処理段階での資源化を一層進めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 97【資源循環推進課】 中間処理資源化量[t]	1,160	1,026	951	930	893

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その183【資源循環推進課】 資源化施設の整備を進めます。	資源化施設が円滑に稼働するよう、補修計画に沿って補修した。	資源化施設が円滑に稼働するよう、補修計画に沿って補修する。 【資源選別所等維持補修予算額 4,026,000円】

■事業活動に伴う廃棄物の減量と資源化

○事業活動に伴って発生する廃棄物を減らします。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 89 再掲【施設課】 事業系ごみの搬入量[t]	16,130	16,426	16,263	15,697	15,459
指標 98【水質管理センター】 下水汚泥の資源化量[t]	20,671	21,041	20,865	20,717	20,351

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その184【資源循環推進課】 事業活動に伴って発生する廃棄物の減量化・資源化を進めるため、排出実態の把握・指導・意識啓発などの施策を進めます。	事業系ごみの適正処理についてパトロールを行い、必要に応じて適正処理・処分方法の案内や指導を行った。	事業系ごみの適正処理についてパトロールを行い、必要に応じて適正処理・処分方法の案内や指導を行う。【8,742,000円】
その185【水質管理センター】 下水道事業に伴って発生する汚泥等の減量化・資源化を進めます。	下水汚泥をセメント原料等として資源化した。【252,332,423円】	下水汚泥をセメント原料等として資源化する。【245,153,175円】

## 15. エネルギー

目 標 : エネルギーを有効に利用するまち

数値目標 : 住宅用太陽光発電システム補助累積件数 2,500 件

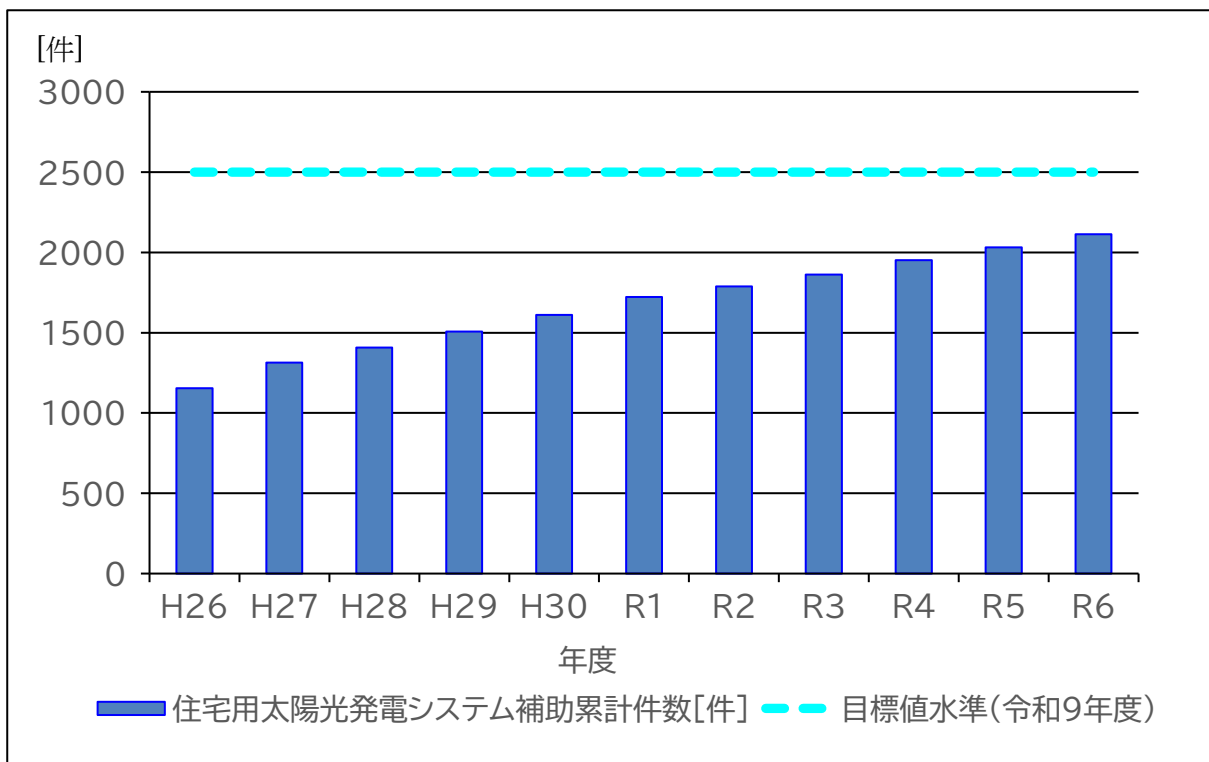
再生可能エネルギーの普及促進を目的とし、平成 21 年度から開始した住宅用太陽光発電システム補助の累積件数

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
住宅用太陽光発電システム補助累積件数[件]	1,789	1,862	1,952	2,031	2,113	2,500

【本年度の評価】 年当たりの補助件数が目標を達成していない。

【評価について】 市内で太陽光発電の導入が進んでいる(※)が、国の様々な補助金が増えている中で、本市の住宅用太陽光発電システム補助を活用しない導入が増えている。

【目標の確認方法】 住宅用太陽光発電システム補助件数(累計)



(※)参考：大和市内の太陽光導入累積件数（国「固定価格買取制度」の認定を受けたもの）

令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
4,370	4,647	4,977	5,323	5,705

資源エネルギー庁「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法情報公表用ウェブサイト」市町村別統計による。

(1) さらなる省エネルギーの推進

■産業での省エネルギーの推進

○電気使用量を節約します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指標 99【環境総務課】 電気使用量[千 MWh]	1,062.4	1,000.2	1,003.0	954.6

※産業、家庭、運輸等の各分野の広域統計値から大和市分を案分して推計。統計資料などを用いて推計することから、把握できる使用量の情報は2年遅れとなる。

○燃料使用量を節約します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指標 100【環境総務課】 都市ガス使用量[千 m <sup>3</sup> ]	52,348.1	52,004.2	50,466.5	49,617.9

※経済産業省資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」より神奈川県内の各部門消費量を従業者数、出荷額または世帯数で大和市分を按分して算出。把握できる使用量の情報は2年遅れとなる。

○省エネルギー型製品・技術（燃料電池・コージェネレーションなど）を活用します。

○建物の省エネルギー化を進めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その186【公共建築課】 【環境総務課】 公共施設の省エネルギー診断等を進め、ZEBやBEMSの導入を検討します。	保健福祉センターのLED化を実施した。	本庁舎、分庁舎、会議室棟、車庫棟、コミュニティセンター10館、小中学校、スポーツセンター、街路灯のLED化を実施する。
その187【建築指導課】 業務用ビルにおける省エネルギーへの配慮を促します。	省エネ法適合判定の申請はなかった。 住宅との複合建築物の省エネ法の届出において審査を行い、省エネ法の基準値を下回る物件はなかった。	法改正に伴い、令和7年4月から一部の新築建物が省エネ法への適合義務の対象となった（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く）。 省エネルギーに対する事項を審査し、エネルギーの効率的な利用が図られるよう指導を行う。

■民生での省エネルギーの推進

○電気使用量を節約します。

○燃料使用量を節約します。

○省エネルギー型製品・技術（燃料電池・コージェネレーションなど）を活用します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 101【環境総務課】 家庭用燃料電池システム設置件数 [件]	92	74	131	64	51

※都市ガス事業者調べ

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その188【環境総務課】 市民の省エネルギー行動を支援します。	環境配慮指針やデコ活宣言の周知及び家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置費補助制度により、省エネルギーの普及を促進した。 【家庭用燃料電池システム設置補助45件】	環境配慮指針やデコ活の周知、住宅断熱改修の補助制度により、市民の省エネルギー行動を支援する。

○建物の省エネルギー化を進めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その189【公共建築課】 省エネルギーに配慮した市営住宅を建設します。	事案発生時には積極的に省エネルギー化を図る予定としているが、該当がなかった。	事案発生時には積極的に省エネルギー化を図る。
その190【建築指導課】 新築住宅における省エネルギーへの配慮を促します。	省エネ法の届出がされた案件において、著しく不十分となる物件はなかった。	省エネ法適合判定において省エネルギーに対する事項を審査し、エネルギーの効率的な利用を図られるよう指導を行う。

■省エネ意識の普及啓発

○省エネルギーに関する意識啓発を行います。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その191【環境総務課】 省エネルギーに関する情報提供を進めます。	市HPや広報やまと、パネル展示等を通じ、省エネルギーに関する情報の提供を行った。	市HPや広報やまと、FMやまと、講演会等を通じ、省エネルギーに関する情報の提供を行う。
その192【環境総務課】 省エネルギーに関する意識の啓発に努め、市民のライフスタイルの転換を促します。	デコ活宣言を行った。デコ活宣言や環境配慮指針を市HP、広報やまとに掲載し、市民の意識啓発を行った。 家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置費補助制度により、省エネルギーの普及を促進した。 【家庭用燃料電池システム設置補助45件】	環境配慮指針やデコ活の周知、住宅断熱改修の補助制度により、市民の省エネルギーに関する意識の啓発とライフスタイルの転換を推進する。

■交通・運輸での省エネルギーの推進

○自動車交通量を低減します。(「空気」を参照してください。)

○自動車の利用方法を改善します。(「空気」を参照してください。)

## (2) 再生可能エネルギーの普及促進

### ■再生可能エネルギーの活用

○再生可能エネルギーの活用に努めます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 102【環境総務課】 公共施設への再生可能エネルギーの導入設備の累積容量[kW]	233	263	309	309	309

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その 193【環境総務課】 再生可能エネルギーの活用などに向けた普及・啓発を図ります。	太陽光発電等の補助制度により、再生可能エネルギーの普及を促進した。 【太陽光設置補助 82 件、蓄電池設置補助 54 件】	太陽光発電等の補助制度により、再生可能エネルギーの普及を促進する。
その 194【公共建築課】 【環境総務課】 公共施設において再生可能エネルギーの導入に努めます。	新築や大規模改修等の実施時には太陽光発電装置設置を予定しているが、該当がなかった。	コミュニティセンター下鶴間会館へ太陽光発電設備を導入する。また、公共施設の太陽光発電設備導入に向けた可能性調査を実施する。

### ■廃棄物・廃熱の有効利用

○廃棄物・廃熱を有効利用します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 103【施設課】 ごみ 1t 当たりの発電量[kW]	301	302	299	246	351

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その 195【施設課】 ごみ処理施設や下水道等でのエネルギーの有効利用を図ります。	焼却炉の稼働計画を作成し、効率的な発電を実施した。当初計画どおりの発電を行うことができた。 【48,984,666 円】	焼却炉の稼働計画を作成し、効率的な発電を実施する。  【53,832,421 円】
その 195【水質管理センター】 ごみ処理施設や下水道等でのエネルギーの有効利用を図ります。	焼却炉の適正かつ効率的な運転に努め、省エネを図った。	焼却炉の適正かつ効率的な運転に努め、省エネを図る。

## 16. 環境保全活動

目 標 : 環境にやさしい市民のまち

数値目標 : 市内全校のやまと みどりの学校プログラムへの参加

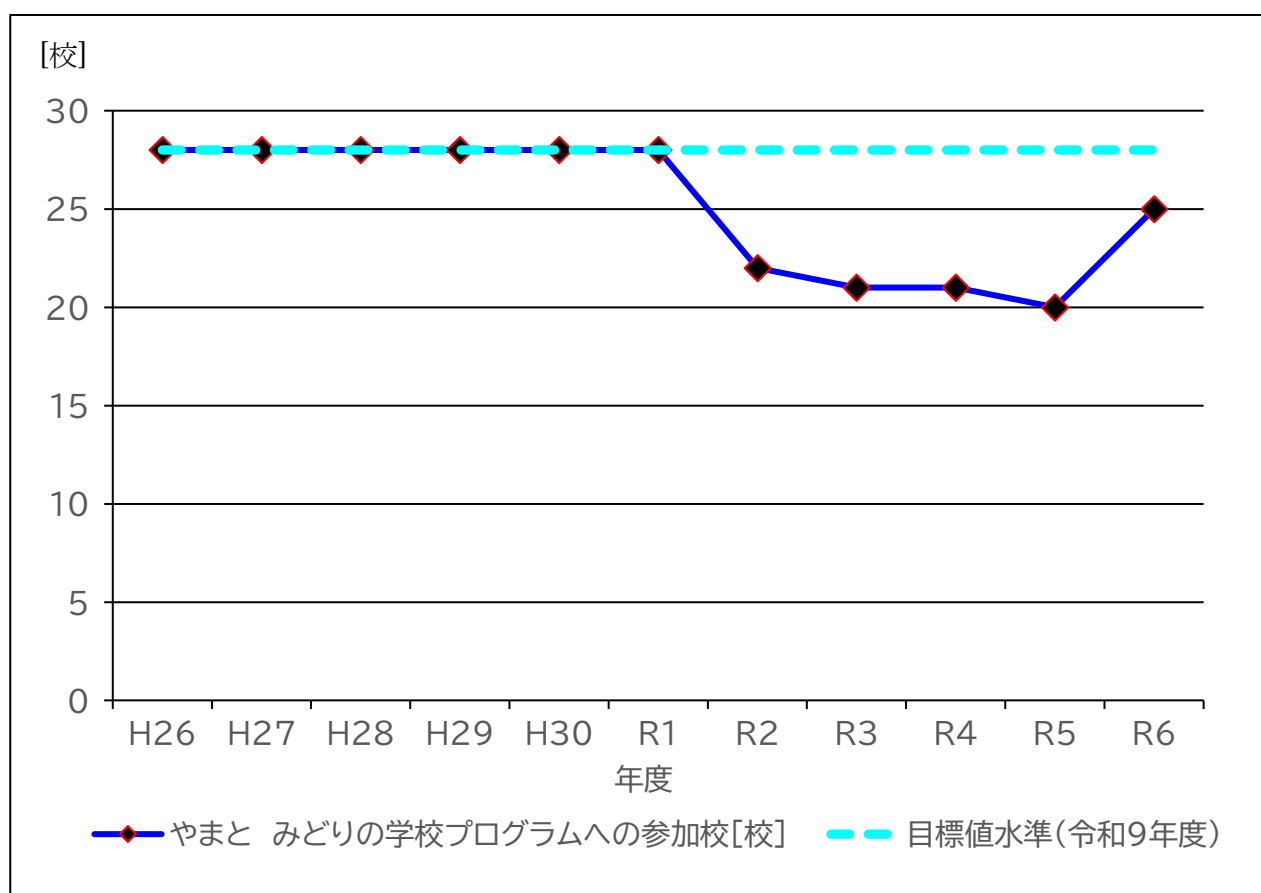
環境教育の定着を目的として市内小中学校(全28校)が「やまと みどりの学校プログラム」への参加を達成したかどうか

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
やまと みどりの学校プログラムへの参加校 [校]	22	21	21	20	25	28

【本年度の評価】 昨年度から増加したが、目標は未達成だった。

【評価について】 学校への働きかけの結果、参加校は増加し、目標に近づけた。

【目標の確認方法】 「やまと みどりの学校プログラム」のエントリー数



目 標 : 環境にやさしい市民のまち

数値目標 : 「環境に配慮したり、環境保全活動に取り組む人が多い」と感じる  
市民・事業者割合 50%

市が行う環境に関するアンケート調査結果

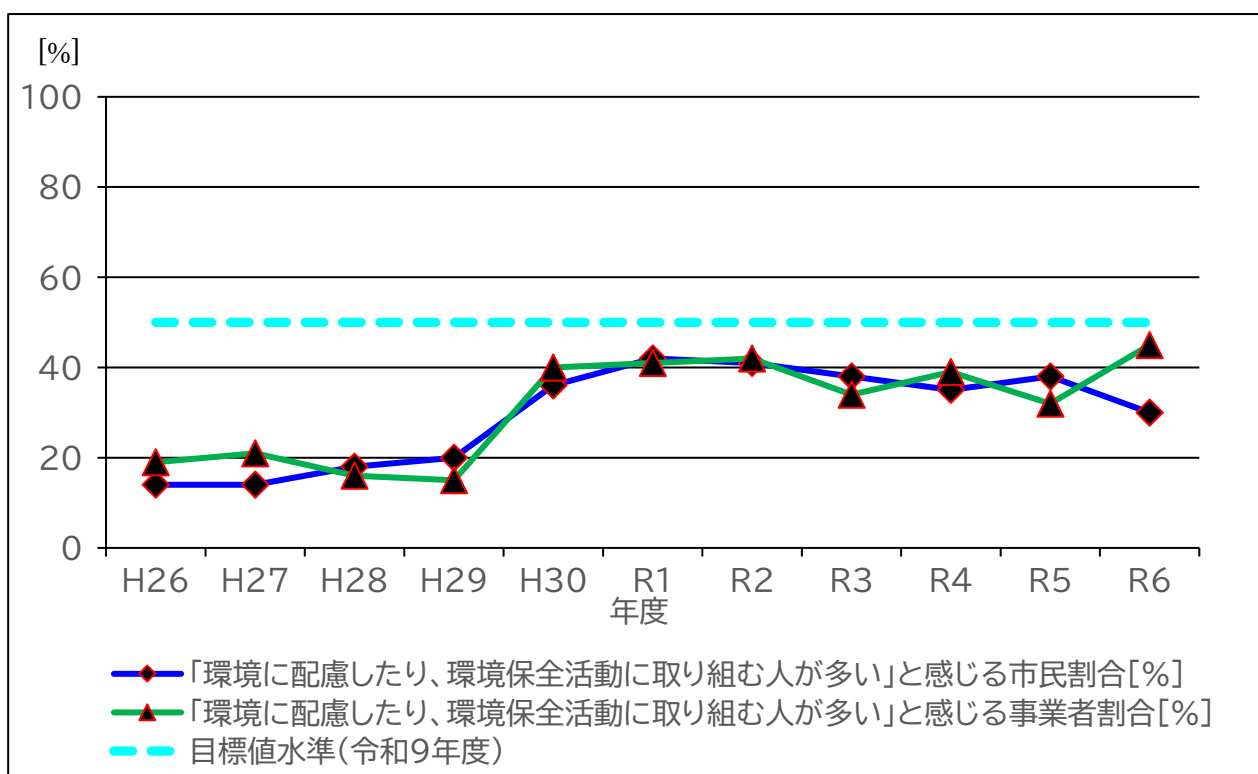
(市民の割合については、令和6年度以降は「大和市政世論調査」に  
おいて調査を実施)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目 標 値
「環境に配慮したり、環境保全活動に取り組む人が多い」と感じる市民の割合[%]	41	38	35	38	30	50
「環境に配慮したり、環境保全活動に取り組む人が多い」と感じる事業者の割合[%]	42	34	39	32	45	50

【本年度の評価】 目標は未達成で、事業者割合は増加したが、市民割合は下がった。

【評価について】 環境に配慮した事業活動が求められる中で、事業者の意識が高まっている一方、担い手不足から市内環境団体の活動が縮小する等、個人が地域で環境保全活動に取り組む機会が減少していることが考えられる。

【目標の確認方法】 市民・事業者アンケートの実施



(1) 持続可能なコミュニティづくりの推進

■環境学習の推進

○市民の環境学習の機会を増やします。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 104【図書・学び交流課】 環境講座等参加人数[人]	21	277	113	379	124

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その 196【図書・学び交流課】 指定管理者に対して環境に関する講座に係る情報提供等を実施します。	次年度事業計画策定時等に指定管理者へ情報提供等を行った。	引き続き、指定管理者に対して情報提供に努める。
その 197【環境総務課】 環境に関する学習機会の提供を図ります。	「やまと みどりの学校プログラム」で出前授業として電気自動車体験授業を行った。 【実施小学校4校】 セミのぬけがら鑑定士講習会を実施した。 【参加者43人】	「やまと みどりの学校プログラム」で出前授業を行う。 セミのぬけがら鑑定士講習会を実施する。

○学校での環境教育を充実します。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 105【環境総務課】 やまとみどりの学校プログラム 参加人員数[人]	3,222	2,127	2,672	3,619	3,250

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その 198【環境総務課】 持続可能な開発のための教育の考え方を採り入れて、学校での環境教育を支援します。	「やまと みどりの学校プログラム」を通じ、学校での環境教育を支援した。 【参加校25校(中学校7校、小学校18校)、参加児童生徒数3,250人】 市内小中学校に環境配慮行動の周知と定着を目的に作成した「かんきょうノート」を配布した。 【参加校13校(中学校9校、小学校4校)、参加児童生徒数3,722人】	「やまと みどりの学校プログラム」及び「かんきょうノート」の配布を通じて、学校での環境教育を支援する。
その 199【教育研究所】 総合的な学習の時間における実践に努めます。	依頼のあった相談に対応した。	研究所主催の研究部会において、総合的な学習の時間における環境学習について、教材開発を行う。
その 200【教育研究所】 体験的、問題解決的な学習の推進に努めます。	理科・環境学習について、相談・支援及び備品の貸し出しを行った。	環境学習について相談に応じ、必要な備品の貸出や訪問研修等の支援を行う。
その 200【指導室】 体験的、問題解決的な学習の推進に努めます。	「かんきょうノート」を活用した授業を実施したほか、理科において環境教育を行った。	「かんきょうノート」を活用した授業を実施するほか、理科において環境教育を行う。

その 201【教育研究所】 「やまと みどりの学校プログラム」を推進します。	環境総務課と協力して、「やまとみどりの学校プログラム」へのエントリーを呼びかけ、推進委員会開催、活動支援、活動報告書作成、登録証発行の支援を行った。	環境総務課と協力して、「やまとみどりの学校プログラム」への継続的な取組・定着を目指す。
---	--	---

○職場での環境教育を行います。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その 202【人財課】 職員への環境教育を行います。	「環境セミナー」を実施した。県職員2人が講師となり、職員28人が受講した。	新採用職員フォローアップ研修にて大和市の環境政策の講義を実施する。

## ■活動の推進拠点の整備

○活動の拠点となる場を提供します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その 203【図書・学び交流課】 環境に関する学習ができる場を提供します。	指定管理者ではおもちゃの修理を通して環境配慮を考える機会となる事業を年11回開催した。下和田の郷でも不要になった布を使ったものづくり体験の講座を、前年度に引き続き開催した。	指定管理者や下和田の郷を運営管理する協働事業者に対し、環境に関する講座が継続的に行われるよう情報提供を行う。
その 204【図書・学び交流課】 情報交換の場の確保に努めます。	環境に関わる講座を継続的に開催することにより、市民に情報交換の場を提供した。	引き続き情報交換の場の確保に努める。

## (2) 参加の実現

### ■参加の実現

○各主体の自主的な取組を進めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その 205【環境総務課】 環境配慮指針の普及啓発を行います。	環境配慮指針を市HP、情報公開コーナー、図書館等で公開し、環境フェアでも周知した。	市HP、情報公開コーナー、図書館等で公開するほか、イベント等を通じて、環境配慮指針の普及啓発を行う。

○環境保全団体の活動を促します。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その 206【環境総務課】 環境保全団体に関する情報提供を進めます。	市HPに掲載している環境保全団体に関する情報について、最新情報の収集・公開に努めた。	環境保全団体に関する情報を市HPで公開し、最新情報を提供できるよう収集に努める。

○地域での環境保全活動を広げます。

個別指標【担当課】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標 106【環境総務課】 環境モニタリング(※) 参加人数[人]	731	742	681	608	2,727

※市民及び事業者を対象としたアンケート。市民対象のアンケートについては、令和6年度から、「大和市政世論調査」の一環として実施

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その207【環境総務課】 環境のモニタリングを進めます。	「大和市政世論調査」を通じた環境に関する市民の意識調査及び「環境に関する事業者アンケート」を実施した。 【大和市政世論調査回収率35.7%、事業者アンケート回収率30.4%】	大和市の環境に関する市民の意識については「大和市政世論調査」を通じて、事業者の意識については「環境に関する事業者アンケート」を通じて把握する。

○地球環境を意識した活動に取り組みます。(「地球環境」を参照してください。)

### (3) 連携・協力による環境保全活動

#### ■各主体の協力による取組

○各主体が協力して環境保全活動を進めます。

市の役割【担当課】	達成状況(令和6年度)	取組計画(令和7年度)
その208【環境総務課】 各主体の参加によるイベントを開催します。	市の環境に関する取組や環境保全団体の活動を紹介する「環境フェア」を実施した。 【参加環境保全団体2団体】	環境フェアにおいて環境に関する周知活動を実施する。
その209【環境総務課】 各主体の参加による協働の仕組みを検討します。	市HPで環境保全団体の情報を提供するとともに、環境フェアへの参加を呼びかけた。	市HPで環境保全団体の情報を提供するとともに、環境フェアへの参加を呼びかける。
その210【環境総務課】 市民参加による環境調査を行います。	セミのぬけがら調査を実施した。33人の市民環境調査員と1保育園が参加し、6種5,615個のぬけがらが発見された。	市民参加によるセミのぬけがら調査を実施する。
その211【つながり推進課】 環境保全活動を行う団体の支援を行います。	市民活動団体が安心して環境保全活動に取り組めるよう、市民活動補償制度(ボランティア保険)の内容について、つながり推進課、大和市民活動センターでのパンフレット配架及び市HPでの掲載を行い、周知に努めた。制度に関する問い合わせがつながり推進課窓口や電話に定期的であり、周知の効果が出ていると考える。	市民活動補償制度(ボランティア保険)の内容について市民に周知する。
その212【環境総務課】 環境情報の収集と提供を進めます。	市HPや広報やまと、パネル展示や講演会等を通じ、環境情報の提供を行った。	市HPや広報やまと、FMやまと、講演会等を通じ、環境情報の提供を行う。

# 第3章

## 重点施策の進行状況

## 重点施策Ⅰ 地球温暖化対策の推進

### ■再生可能エネルギーの活用

構成事業 【担当課】	令和6年度の 取組の内容・成果	令和7年度の 取組計画	令和8年度以降の 取組の方向
再生可能エネルギーの 普及促進 【環境総務課】	太陽光発電等の補助制度 により、再生可能エネルギ ーの普及を促進した。 【太陽光設置補助 82 件】 【蓄電池設置補助 54 件】	太陽光発電等の補助制度 により、再生可能エネルギ ーの普及を促進する。	太陽光発電等の補助制度 により、再生可能エネルギ ーの普及を促進する。
公共施設における 再生可能エネルギー 導入の推進 【公共建築課】 【環境総務課】	新築や大規模改修等の実 施時には太陽光発電装置 設置を図る予定としていた が、該当がなかった。	コミュニティセンター下 鶴間会館へ太陽光発電設 備を導入する。 公共施設の太陽光発電設 備導入可能性調査を実施 する。	令和 8 年度から 10 年度に かけて 32 公共施設に太陽 光発電設備を導入する。
取組みの評価	おおむね計画どおり事業が実施できた。		
将来の計画に 対するコメント	交付金により、市内の住宅、公共施設への設置を加速していく。		

## ■自動車交通量の削減

構成事業 【担当課】	令和6年度の 取組の内容・成果	令和7年度の 取組計画	令和8年度以降の 取組の方向
公共交通機関の 利用促進 【まちづくり総務課】	コミュニティバス「のろっと」 及び「やまとんGO」の運行 を継続した。 【469,338,057円】 西鶴間・上草柳地域の協働 事業「のりあい」の運行を継 続した。 【41,437,000円】	コミュニティバス「のろっと」 及び「やまとん GO」の運行 を継続する。 【481,912,000円】 西鶴間・上草柳地域の協働 事業「のりあい」の運行を継 続する。 【54,983,000円】	コミュニティバス「のろっと」 及び「やまとん GO」の運行 を継続する。 西鶴間・上草柳地域の協働 事業「のりあい」の運行を継 続する。
自転車の利用促進 【環境総務課】	環境配慮指針に掲載し、 市HPや環境に関する事 業者アンケート等での周 知を通じて、自転車や徒 歩による移動を推進し た。	環境配慮指針の周知を通 じ、自転車や徒歩による移 動を推進する。	環境配慮指針の周知を通 じ、自転車や徒歩による移 動を推進する。
低公害車や 次世代自動車への 転換促進 【環境・公害対策課】	市で所有している消防車 などの特殊車両を含めた 全車両のうち、低公害車 は223台となり、低公害車 の保有率は100%となっ た。 更新の際は、次世代自動 車等への切り替えを検討 するよう、関係機関へ周 知を図った。	低公害車の割合は100%と なった。低公害車の保有 台数の調査を終了し、公 用車の更新の際は、次世 代自動車等の導入を検討 するよう、関係機関へ周 知を図る。	公用車の更新の際は、次 世代自動車等の導入を検 討するよう、関係機関へ 周知を図る。
取組みの評価	計画どおり事業が実施できた。		
将来の計画に 対するコメント	今後も、継続して取り組んでいく。		

## ■省エネルギー化の推進

構成事業 【担当課】	令和6年度の 取組の内容・成果	令和7年度の 取組計画	令和8年度以降の 取組の方向
省エネルギーに 関する意識啓発 【環境総務課】	デコ活宣言を行った。デコ活宣言や環境配慮指針を市HP、広報やまともに掲載し、市民の意識啓発を行った。 家庭用燃料電池システム（エネファーム）の設置費補助制度により、省エネルギーの普及を促進した。 【家庭用燃料電池システム設置補助 45件】	環境配慮指針やデコ活の周知、住宅断熱改修の補助制度により、市民の省エネルギーに関する意識の啓発とライフスタイルの転換を推進する。	環境配慮指針やデコ活の周知、住宅断熱改修の補助制度により、市民の省エネルギーに関する意識の啓発とライフスタイルの転換を推進する。
民間建築物の 省エネルギー化促進 【建築指導課】	省エネ法の届出において指導を行い、省エネ法の基準値より判断した場合、著しく不十分となる物件はなかった。	法改正を踏まえ、省エネ法適合判定において省エネルギーに対する事項を審査し、エネルギーの効率的な利用が図られるよう指導を行う。	省エネ法適合判定において省エネルギーに対する事項を審査し、エネルギーの効率的な利用が図られるよう指導を行う。
公共施設における 省エネルギー化推進 【公共建築課】 【環境総務課】	保健福祉センターの照明をLED化した。	本庁舎、分庁舎、会議室棟、車庫棟、コミュニティセンター10館、小中学校、スポーツセンター、街路灯のLED化を実施する。	消防施設のLED化を実施する。
取組みの評価	おおむね計画どおり事業が実施できた。		
将来の計画に対するコメント	市施設のLED化を初め、省エネを加速していく。		

## ■緑の保全とまちなかの緑化推進

構成事業 【担当課】	令和6年度の 取組の内容・成果	令和7年度の 取組計画	令和8年度以降の 取組の方向
緑の拠点、 緑のネットワークの形成 【みどり公園課】	土地所有者と引き続き保全 緑地の賃貸借契約を締結 して、令和5年度と同等の 保全緑地面積を確保し敷 地内の緑の保全と管理を行 った。 【賃貸借料 25,023,138円】 【樹木の病虫害防除、間伐 18,655,340円】 【保全緑地の管理等 104,988,000円】 深見歴史の森の一部を取 得した。 【取得に必要な手続き 2,631,500円】	土地所有者と引き続き保全 緑地の賃貸借契約を締結 して、令和6年度と同等の 保全緑地面積を確保し敷 地内の緑の保全と管理を行 う。 【賃貸借料 25,193,000円】 【樹木の病虫害防除、間伐 27,856,000円】 【保全緑地の管理等 108,179,000円】	土地所有者と引き続き保全 緑地の賃貸借契約を締結 して、今後も同等の保全緑 地面積を確保し敷地内の 緑の保全と管理を行う。
都市型緑化 (屋上緑化・壁面緑 化)の推進 【みどり公園課】	大和市開発事業の手續及 び基準に関する条例によ り、開発協議案件に対し て指導・協力依頼をした が、壁面・屋上緑化を行う 案件が無かった。 【開発協議件数 壁面0件・屋上0件】	大和市開発事業の手續及 び基準に関する条例によ り、開発協議案件に対し て指導・協力依頼をし、壁面・ 屋上緑化を推進する。 【開発協議件数 壁面・屋 上合計10件】	大和市開発事業の手續及 び基準に関する条例によ り、開発協議案件に対し て指導・協力依頼をし、壁面・ 屋上緑地を推進する。
取組みの評価	おおむね計画どおり事業が実施できた。		
将来の計画に 対するコメント	今後も、継続して取り組んでいく。		

## ■ 気候変動に適応したまちづくり

構成事業 【担当課】	令和6年度の 取組の内容・成果	令和7年度の 取組計画	令和8年度以降の 取組の方向
熱中症・感染症予防 に向けた情報提供 【健康づくり推進課】 【環境総務課】	<p>ポスター掲示やチラシ配布、市HP、広報やまと、LINE等を通じて、熱中症予防を周知・普及啓発した。</p> <p>民生委員や児童委員等に対し、熱中症予防についての周知を行った。</p> <p>熱中症予防に関する健康教育を実施した。</p> <p>【41回、延べ1,660名】</p> <p>熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）が発表された際に、PSメール配信や庁内放送、防災行政無線を活用し、熱中症に関する注意喚起を実施した。【熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）</p> <p>37回、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）0回】</p> <p>市民が暑さを避け、一時的に休息できる場所として「ひと涼みスポット」を開設した（6～9月）。</p> <p>【23箇所】</p> <p>また、ひと涼みスポットの一部を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定し、HPで周知した。</p> <p>【指定施設10か所】</p>	<p>ポスター掲示やチラシ配布、市HP、広報やまと、LINE等を通じて、熱中症予防を周知・普及啓発する。</p> <p>民生委員や児童委員等に対し、熱中症予防についての周知する。また、熱中症予防に関する健康教育を実施する。</p> <p>熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の対応指針を策定し、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）または熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された際に、LINE配信や庁内放送、防災行政無線を活用し、熱中症に関する注意喚起を実施する。</p> <p>市民が暑さを避け、一時的に休息できる場所として「ひと涼みスポット」を提供するとともに、その一部について、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された際に市民が利用できる「クーリングシェルター」に指定し、市HP等を通じて周知する。</p>	<p>ポスター掲示やチラシ配布、市HP、広報やまと、LINE等を通じて、熱中症予防を周知・普及啓発する。</p> <p>民生委員や児童委員等に対し、熱中症予防についての周知する。また、熱中症予防に関する健康教育を実施する。</p> <p>熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）または熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された際に、LINE配信や庁内放送、防災行政無線を活用し、熱中症に関する注意喚起を実施する。</p> <p>市民が暑さを避け、一時的に休息できる場所として「ひと涼みスポット」を提供するとともに、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された際に市民が利用できる「クーリングシェルター」に指定し、市HP等を通じて周知する。</p>
【医療健診課】	蚊媒介感染症を含めた各感染症の流行状況に合わせ、情報提供を実施した。	感染症について、市民への情報提供等を実施する。	感染症について、市民への情報提供等を実施する。
自然災害に対する 備えの充実 【危機管理課】	<p>防災マップを市民に提供したほか、防災講話、防災セミナー、防災協力員研修の実施やスポーツフェスタ2024の出展等により、防災に関する意識啓発を行った。</p> <p>市内11か所の100トン水槽の巡回点検を水道局とともに年2回実施し、災害時の飲料水確保に努めた。</p>	<p>防災マップを市民に提供するほか、防災講話、防災セミナー、防災協力員研修の実施により、防災に関する意識啓発を行う。</p> <p>市内11か所の100トン水槽の維持管理により、災害時の飲料水確保に努める。</p>	<p>防災マップを市民に提供するほか、防災講話、防災セミナー、防災協力員研修の実施により、防災に関する意識啓発を行う。</p> <p>市内11か所の100トン水槽の維持管理により、災害時の飲料水確保に努める。</p>
ヒートアイランド現象の 緩和 【まちづくり総務課】	オープンスペース確保の基本方針となる都市計画マスタープランの進行管理を行った。	オープンスペース確保の基本方針となる都市計画マスタープランの進行管理を行う。	オープンスペース確保の基本方針となる都市計画マスタープランの進行管理を行う。

構成事業 【担当課】	令和6年度の 取組の内容・成果	令和7年度の 取組計画	令和8年度以降の 取組の方向
ヒートアイランド現象の 緩和 【みどり公園課】	緑の広場の賃貸借契約を 更新し、オープンスペースの 確保に努めた。 【緑の広場 15 か所 16,043,310円】 市街化区域内の市民緑地 を適正に維持・管理し、風 の通り道を確保した。 大和市開発事業の手続及 び基準に関する条例によ り、開発面積に応じた緑地 の確保について適正に指 導、協力依頼することがで きた。 【開発協議件数（敷地・ 壁面・屋上） 45 件】	緑の広場の賃貸借契約を5 年ごとに更新し、オープンス ペースの確保に努める。 【緑の広場 15 か所 16,076,809円】 市街化区域内の市民緑地 を適正に維持・管理し、風 の通り道を確保する。 大和市開発事業の手続及 び基準に関する条例によ り、開発面積に応じた緑地 の確保について適正に指 導、協力依頼する。 【開発協議件数（敷地・ 壁面・屋上） 70 件】	緑の広場の賃貸借契約を5 年ごとに更新し、オープンス ペースの確保に努める。 【緑の広場 15 か所】 市街化区域内の市民緑地 を適正に維持・管理し、風 の通り道を確保する。 大和市開発事業の手続及 び基準に関する条例によ り、開発面積に応じた緑地 の確保について適正に指 導、協力依頼する。
【道路整備課】	該当の整備はなかった。	令和7年度は、保水性道 路の整備計画はない。	現場の状況を勘案し、保水 性道路の整備の検討を行 う。
取組みの評価	おおむね計画どおり事業が実施できた。		
将来の計画に 対するコメント	気候変動を踏まえ、取組を強化していく。		

## ■地球温暖化問題に対する意識啓発

構成事業 【担当課】	令和6年度の 取組の内容・成果	令和7年度の 取組計画	令和8年度以降の 取組の方向
地球温暖化対策 実行計画(区域施策編) に基づく各主体の 取組みを促進 【環境総務課】	市域及び市役所の温室効 果ガス排出量を算定し、地 球温暖化対策実行計画で 定めた温室効果ガスの削 減目標に対する進捗状況 を市HPで公表した。 地球温暖化対策実行計画 に定める地域脱炭素に資す る市事業や望ましい行動等 について、市HPや広報やま と、パネル展示、講演会等 を通じて周知し、取組みを 促した。	地球温暖化対策実行計画 に定める本市の温室効果ガ スの削減目標及び進捗状 況等を周知する。 地球温暖化対策実行計画 に定める地域脱炭素に資す る市事業や望ましい行動等 について、市HPや広報やま と、FM やまと、講演会等で 周知する。	地球温暖化対策実行計画 に定める本市の温室効果ガ スの削減目標及び進捗状 況等を周知する。 地球温暖化対策実行計画 に定める地域脱炭素に資す る市事業や望ましい行動等 について、市HPや広報やま と、FM やまと、講演会等で 周知する。
取組みの評価	計画どおり事業が実施できた。		
将来の計画に 対するコメント	より効果的な方法を検討しながら実施していく。		

## 重点施策Ⅱ 循環型社会の構築

### ■ 廃棄物の減量化・資源化の推進

構成事業 【担当課】	令和6年度の 取組の内容・成果	令和7年度の 取組計画	令和8年度以降の 取組の方向
ごみの減量化・資源化 の促進 【資源循環推進課】	パンフレット・ごみカレンダー アプリ等を活用し、ごみの減 量化・資源化を啓発した。 ごみは前年度比約 1.9% 減。資源化率は前年度比 約 0.4% 減となった。	パンフレット・ごみカレンダー アプリ等を活用し、ごみの減 量化・資源化を啓発する。 【752,692,000 円】	パンフレット・ごみカレンダー アプリ等を活用し、ごみの減 量化・資源化を啓発する。
資源循環型の 消費活動の促進 【資源循環推進課】	一般廃棄物処理基本計画 のリサイクル率の目標達成 と、市民1人1日当たりの家 庭系ごみ排出量の更なる削 減のため、広報やまと、どこ でも講座等による、市民へ の啓発活動を行った。	一般廃棄物処理基本計画 のリサイクル率の目標達成 と、市民1人1日当たりの家 庭系ごみ排出量の更なる削 減のため、引き続き市民に 対しての啓発活動と情報提 供を行う。 【9,734,000 円】	一般廃棄物処理基本計画 のリサイクル率の目標達成 と、市民1人1日当たりの家 庭系ごみ排出量の更なる削 減のため、引き続き市民に 対しての啓発活動と情報提 供を行う。
資源化施設の整備 【資源循環推進課】	資源化施設が円滑に稼働 するよう、補修計画に沿って 補修した。	資源化施設が円滑に稼働 するよう、補修計画に沿って 補修する。 【4,026,000 円】	資源化施設が円滑に稼働 するよう、補修計画に沿って 補修する。
取組みの評価	計画どおり事業が実施できた。		
将来の計画に 対するコメント	より効果的な方法を検討しながら実施していく。		

### ■ 再生資源の活用の促進

構成事業 【担当課】	令和6年度の 取組の内容・成果	令和7年度の 取組計画	令和8年度以降の 取組の方向
リサイクル製品の 情報提供 【資源循環推進課】	一般廃棄物処理基本計画 のリサイクル率の目標達成 と、市民1人1日当たりの家 庭系ごみ排出量の更なる削 減のため、広報やまと、どこ でも講座等による市民への 啓発活動を行った。	一般廃棄物処理基本計画 のリサイクル率の目標達成 と、市民1人1日当たりの家 庭系ごみ排出量の更なる削 減のため、引き続き市民に 対しての啓発活動と情報提 供を行う。 【9,734,000 円】	一般廃棄物処理基本計画 のリサイクル率の目標達成 と、市民1人1日当たりの家 庭系ごみ排出量の更なる削 減のため、引き続き市民に 対しての啓発活動と情報提 供を行う。
リサイクル製品の 利用促進 【資源循環推進課】			
取組みの評価	計画どおり事業が実施できた。		
将来の計画に 対するコメント	より効果的な方法を検討しながら実施していく。		

## 重点施策Ⅲ 緑の保全・創出

### ■骨格となる緑の保全

構成事業 【担当課】	令和6年度の 取組の内容・成果	令和7年度の 取組計画	令和8年度以降の 取組の方向
緑地の確保の推進 【みどり公園課】	土地所有者と引き続き保全緑地の賃貸借契約を締結して、令和5年度と同等の保全緑地面積を確保し敷地内の緑の保全と管理を行った。 【賃貸借料 25,023,138円】 【樹木の病害虫防除、間伐 18,655,340円】 【取得に必要な手続き 2,631,500円】 【深見歴史の森の一部の取得金額 43,085,167円】	土地所有者と引き続き保全緑地の賃貸借契約を締結し、賃貸借料を支払い、敷地内の緑の保全と管理を行う。(令和7年度は、緑地の取得予定なし) 【賃貸借料 25,193,000円】 【樹木の病害虫防除、間伐 27,856,000円】	土地所有者と引き続き保全緑地の賃貸借契約を締結し、敷地内の緑の保全と管理を行う。
取組みの評価	計画どおり事業が実施できた。		
将来の計画に対するコメント	今後も、継続して取り組んでいく。		

### ■まちなかの緑の育成

構成事業 【担当課】	令和6年度の 取組の内容・成果	令和7年度の 取組計画	令和8年度以降の 取組の方向
公共施設の緑化推進 【みどり公園課】	都市公園等の公共施設において自主的な活動を行う公園愛護会とみどりの愛護会の活動を支援することを通じ、緑化を推進した。 【公園愛護会交付金 4,400,000円】 【愛護会の花苗 2,509,545円】	新たな愛護会が登録されるよう誘導する。公園愛護会やみどりの愛護会に対し花苗を配布するなど活動を支援することにより、公共施設の良い環境形成に努める。 【公園愛護会交付金 4,510,000円】 【愛護会の花苗 3,142,000円】	新たな愛護会が登録されるよう誘導する。公園愛護会やみどりの愛護会に対して活動を支援することにより、公共施設の良い環境形成に努める。

構成事業 【担当課】	令和6年度の 取組の内容・成果	令和7年度の 取組計画	令和8年度以降の 取組の方向
住宅地・商工業地の 緑化推進 【みどり公園課】	住宅地における接道部緑化（生垣等設置）に対する助成を広報やまtoy市HP等でPRしたが、申請件数は0件であった。（本助成は令和6年度で終了） グリーンアップセンター内にみどりの相談コーナーを設け、市民からの緑化の相談に対して助言を行った。 【相談件数 367件】 工業・準工業地域の開発事業者に対し、開発面積に応じた緑化指導を行った。 【指導件数4件】 「やまとの環境をよくする会」への補助金等の活動支援を通じて、会員事業者に工業地の緑化のほか、緑化に関する普及啓発や技術習得を行ってもらうよう努めた。 【補助金 99,000円】 大和市開発事業の手続及び基準に関する条例により、開発協議案件に対し、緑地の確保について指導・協力依頼をすることができた。 【開発協議件数45件】	グリーンアップセンター内にみどりの相談コーナーを設け、市民からの緑化の相談に対して助言を行う。 【相談件数200件】 工業・準工業地域の開発事業者に対し、開発面積に応じた緑化指導を行う。 【指導件数5件】 「やまとの環境をよくする会」への補助金等の活動支援を通じて、会員事業者に工業地の緑化のほか、緑化に関する普及啓発や技術習得を行ってもらうよう努める。 【補助金 95,000円】 大和市開発事業の手続及び基準に関する条例により、開発協議案件に対し、緑地の確保について指導・協力依頼をする。 【開発協議件数70件】	工業・準工業地域の開発事業者に対し、開発面積に応じた緑化指導を行う。 「やまとの環境をよくする会」への補助金等の活動支援を通じて、会員事業者に工業地の緑化のほか、緑化に関する普及啓発や技術習得を行ってもらうよう努める。 大和市開発事業の手続及び基準に関する条例により、開発協議案件に対し、緑地の確保について指導・協力依頼をする。
都市型緑化 （屋上緑化・壁面緑化）の推進 【みどり公園課】	大和市開発事業の手続及び基準に関する条例により、開発協議案件に対して指導・協力依頼をしたが、壁面・屋上緑地を行う案件がなかった。 【開発協議件数 壁面 0件・屋上0件】	大和市開発事業の手続及び基準に関する条例により、開発協議案件に対して指導・協力依頼をし、壁面・屋上緑地を推進する。 【開発協議件数 10件】	大和市開発事業の手続及び基準に関する条例により、開発協議案件に対して指導・協力依頼をし、壁面・屋上緑地を確保する。
市民農園の拡充 【農業応援課】	市が設置する市民農園のほか、民間事業者が運営する市民農園が開設され、選択の幅が広がった。	市が設置する農園を維持していくとともに、民間事業者が開設する市民農園の区画数を考慮した上で、農園数の維持等に努める。 【4,332,000円】	市が設置する農園を維持していくとともに、民間事業者が開設する市民農園の区画数を考慮した上で、農園数の維持等に努める。
公園等整備の推進 【みどり公園課】	整備なし	開発行為により帰属される公園について、事業者と整備内容の協議を行う。	計画的に公園等の整備を推進する。
取組みの評価	おおむね計画どおり事業が実施できた。		
将来の計画に対するコメント	今後も、継続して取り組んでいく。		

## 重点施策Ⅳ 環境保全活動の推進

### ■環境に配慮する意識の形成

構成事業 【担当課】	令和6年度の 取組の内容・成果	令和7年度の 取組計画	令和8年度以降の 取組の方向
市民の環境学習の 機会の確保 【図書・学び交流課】	指定管理者ではおもちゃの修理を通して環境配慮を考える機会となる事業を年11回開催した。下和田の郷でも不要になった布を使ったものづくり体験の講座を、前年度に引き続き開催した。	指定管理者や下和田の郷を運営管理する協働事業者に対し、環境に関する講座が継続的に行われるよう情報提供を行う。	指定管理者や下和田の郷を運営管理する協働事業者に対し、環境に関する講座が継続的に行われるよう情報提供を行う。
学校での環境教育の 充実 【教育研究所】	理科・環境学習について、依頼のあった相談に対応し、支援及び備品の貸し出しを行った。環境総務課と協力して、「かんきょうノート」を活用した授業を実施したほか、「やまと みどりの学校プログラム」へのエントリーを呼びかけ、推進委員会開催、活動支援、活動報告書作成、登録証発行の支援を行った。	研究所主催の研究部会において、総合的な学習の時間における環境学習について、教材開発を行う。環境学習について相談に応じ、必要な備品の貸出や訪問研修等の支援を行う。環境総務課と協力して、「かんきょうノート」を活用した授業を実施するほか、「やまと みどりの学校プログラム」への継続的な取組・定着を目指す。	研究所主催の研究部会において開発した教材を市内小中学校の教職員向けに発表する。環境学習について相談に応じ、必要な備品の貸出や訪問研修等の支援を行う。環境総務課と協力して、「かんきょうノート」を活用した授業を実施するほか、「やまと みどりの学校プログラム」への継続的な取組・定着を目指す。
環境配慮指針の 普及啓発 【環境総務課】	環境配慮指針を市HP、情報公開コーナー、図書館等で公開し、環境フェアでも周知した。	市HP、情報公開コーナー、図書館等で公開するほか、イベント等を通じて、環境配慮指針の普及啓発を行う。	市HP、情報公開コーナー、図書館等で公開するほか、イベント等を通じて、環境配慮指針の普及啓発を行う。
取組みの評価	おおむね計画どおり事業が実施できた。		
将来の計画に対するコメント	今後も継続して取り組んでいく。		

## ■地域の美化活動の推進

構成事業 【担当課】	令和6年度の 取組の内容・成果	令和7年度の 取組計画	令和8年度以降の 取組の方向
不法投棄・ポイ捨ての 防止 【環境・公害対策課】	不法投棄防止の啓発看板 等の作成やパトロールを行 うとともに、ボランティア袋を 市民に配布し散乱ごみや不 法投棄防止のための意識 啓発を行った。 【1,184,780 円】 小学校全学年に対して環 境美化ポスターを募集し、 優秀作品の表彰及び展示 等を行い、ポイ捨て防止に 関する意識啓発を行った。 【330,275 円】	不法投棄防止の啓発看板 等の作成やパトロールを行 うとともに、ボランティア袋を 市民に配布し、散乱ごみや 不法投棄防止のための意 識啓発を図る。 【1,079,000 円】 環境美化ポスターを募集す ることで、子どもたちに美化 意識を高めてもらう。また、 最優秀作品をポスター化 し、市内公共機関などの人 が多く集まる場所に掲示す ることで市民への美化意識 啓発を行う。 【369,000 円】	不法投棄防止の啓発看板 等の作成やパトロールを行 うとともに、ボランティア袋を 市民に配布し、散乱ごみや 不法投棄防止のための意 識啓発を図る。 環境美化ポスターを募集す ることで、子どもたちに美化 意識を高めてもらう。また、 最優秀作品をポスター化 し、市内公共機関などの人 が多く集まる場所に掲示す ることで市民への美化意識 啓発を行う。
美化活動の推進 【環境・公害対策課】	年間クリーンキャンペーンと して、清掃の日、例月まち並 み清掃及び美化推進月間 を行い、市民、自治会、事 業者、団体に対して支援し た。【5,927,095 円】	年間クリーンキャンペーンと して、清掃の日、例月まち並 み清掃、美化推進月間を通 じて市民、自治会、事業者、 団体の清掃活動を支援す る。【6,749,000 円】	年間クリーンキャンペーンと して、清掃の日、例月まち並 み清掃、美化推進月間を通 じて市民、自治会、事業者、 団体の清掃活動を支援す る。
市民・事業者の 美化意識の啓発 【環境・公害対策課】	広報やまことや SNS などで 美化に関する取組みを発信 した。 若年層を含めた幅広い年 代が参加しやすい新規の 清掃イベントを開催し た。	広報やまことや SNS などで 美化に関する取組みを発信 する。 若年層を含めた幅広い年 代が参加しやすい清掃イ ベントを開催する。	広報やまことや SNS などで 美化に関する取組みを発信 する。 若年層を含めた幅広い年 代が参加しやすい清掃イ ベントを開催する。
取組みの評価	おおむね計画どおり事業が実施できた。		
将来の計画に 対するコメント	今後も継続して取り組んでいく。		

## ■各主体の協力による環境保全活動の推進

構成事業 【担当課】	令和6年度の 取組の内容・成果	令和7年度の 取組計画	令和8年度以降の 取組の方向
各主体の自主的な 取組みの推進 【環境総務課】	環境配慮指針を市HP、情報公開コーナー、図書館等で公開し、環境フェアでも周知した。	市HP、情報公開コーナー、図書館等で公開するほか、イベント等を通じて、環境配慮指針の普及啓発を行う。	市HP、情報公開コーナー、図書館等で公開するほか、イベント等を通じて、環境配慮指針の普及啓発を行う。
各主体の協力による 環境保全活動の推進 【環境総務課】	市の環境に関する取組みや環境保全団体の活動を紹介する「環境フェア」を実施した。 【参加環境保全団体 2 団体】 市HPで環境保全団体の情報を提供するとともに、環境フェアへの参加を呼びかけた。	「環境フェア」において、環境に関する周知活動を実施する。 市HPで環境保全団体の情報を提供するとともに、環境フェアへの参加を呼びかける。	「環境フェア」において、環境に関する周知活動を実施する。 市HPで環境保全団体の情報を提供するとともに、環境フェアへの参加を呼びかける。
取組みの評価	おおむね計画どおり事業が実施できた。		
将来の計画に対するコメント	今後も継続して取り組んでいく。		



# 第4章

## 資料

# 1. 環境政策等の変遷

年	大 和 市	年	国 ・ 県
昭和 29 年	大和町清掃条例公布	昭和 29 年	清掃法公布
昭和 32 年	下水道事業認可取得 大和町下水道条例公布	昭和 32 年	自然公園法公布
昭和 36 年	大和市制施行 塵芥の焼却処理開始	昭和 33 年	下水道法公布
昭和 42 年	大和市清掃公社設立（塵芥収集開始）	昭和 35 年	道路交通法公布
昭和 44 年	中部下水処理場供用開始	昭和 39 年	公害の防止に関する条例公布
昭和 45 年	都市公園条例公布	昭和 42 年	公害対策基本法公布
昭和 46 年	境川・引地川の水質調査開始 90t/24h 機械炉運転開始	昭和 43 年	大気汚染防止法、騒音規制法公布
昭和 47 年	廃棄物の処理及び清掃に関する条例公布	昭和 45 年	水質汚濁防止法など公害関係 14 法公布 県一般大気測定局設置（大和市役所）
昭和 48 年	緑化の推進、緑の保全に関する条例公布	昭和 46 年	悪臭防止法公布 環境庁発足 良好な環境の確保に関する基本条例公布
昭和 52 年	120t/24h 機械炉運転開始 集団資源回収の奨励金制度開始	昭和 47 年	自然環境保全法公布
昭和 55 年	引地台公園供用開始 公害分析室設置（大気・水質の検査開始）	昭和 50 年	ワシントン条約発効
昭和 59 年	緑のマスタープラン策定	昭和 54 年	省エネ法公布
昭和 61 年	不燃物リサイクル施設運転開始 大和市みどり基金創設	昭和 63 年	オゾン層の保護のためのウィーン条約発効 オゾン層保護法公布 県自動車排ガス測定局設置（深見台交差点）
昭和 62 年	夏休み環境教室開始	平成 2 年	地球温暖化防止行動計画策定
昭和 63 年	騒音計の貸出制度開始 北部下水処理場供用開始	平成 3 年	再生資源利用促進法公布
平成 元年	合併処理浄化槽設置事業費補助制度開始 緑のマスタープラン改定 引地川水系自然公園基本計画策定	平成 4 年	種の保存法公布
平成 2 年	生垣設置助成開始	平成 5 年	環境基本法公布 生物多様性条約発効
平成 3 年	資源分別回収をモデル地区で開始 やまとの環境をよくする会結成 かながわ都市緑化大和フェア開催	平成 6 年	環境基本計画策定
平成 4 年	廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する 条例公布 下水汚泥焼却設備の運転開始	平成 7 年	容器包装リサイクル法公布 生物多様性国家戦略策定
平成 5 年	大和市みどりのまちづくり振興財団設立 引地川草柳護岸着手	平成 8 年	環境基本条例公布
平成 6 年	グリーンアップセンターオープン 粗大ごみ収集の有料化開始 全市域で資源分別回収開始	平成 9 年	環境影響評価法公布 県環境基本計画策定 生活環境の保全等に関する条例公布
平成 8 年	120t/24h 機械炉 3 基の運転開始 住民参加型公園「なかよし公園」オープン（初）	平成 10 年	家電リサイクル法公布 地球温暖化対策推進法公布
平成 9 年	環境を守り育てる基本条例公布 自然観察センターしらかしのいえオープン ごみ搬出袋の半透明化開始	平成 11 年	化学物質排出量把握管理促進法公布
平成 10 年	親水広場整備完了 緑の基本計画策定 上和田・下和田境川緑地の保全に着手 みんなの街づくり条例公布	平成 12 年	建設リサイクル法、資源有効利用促進法、食品リサイ クル法、グリーン購入法、循環型社会形成推進基本 法公布 県環境基本計画改定 第 2 次環境基本計画策定
平成 11 年	環境基本計画策定 遊びの森整備完了 ローカルアジェンダ 21 環境配慮指針策定		
平成 12 年	特例市への移行に伴い、水質汚濁防止法等の 権限委譲		

年	大 和 市	年	国 ・ 県
平成 13 年	環境省体験的環境学習推進事業を受託	平成 13 年	環境省発足
平成 14 年	IS014001 認証取得 ごみ半減化計画策定市民環境調査員制度開始 大和市役所地球温暖化対策実行計画策定	平成 14 年	フロン回収破壊法（現・フロン排出抑制法）公布 新・生物多様性国家戦略策定 土壌汚染対策法、自動車リサイクル法、鳥獣保護法公布 県廃棄物処理計画策定
平成 15 年	事業系一般廃棄物指定ごみ袋収集開始	平成 15 年	環境保全活動・環境教育推進法（現・環境教育等促進法）公布 循環型社会形成推進基本計画策定 エネルギー基本計画策定 県地球温暖化防止実行計画策定 かながわ新エネルギービジョン策定
平成 16 年	「環境立市 大和」宣言	平成 16 年	ヒートアイランド対策大綱策定 景観法、外来生物法公布
平成 18 年	戸別収集及び家庭系有料指定ごみ袋収集開始 「その他プラスチック製容器包装」の資源回収開始	平成 17 年	京都議定書発効、京都議定書目標達成計画策定 県環境基本計画、県廃棄物処理計画改定
平成 20 年	環境基本計画改定 大和市役所地球温暖化対策実行計画改定 路上喫煙の防止に関する条例公布 大和市役所環境マネジメントシステム運用開始	平成 18 年	第 3 次環境基本計画策定 神奈川みどり計画策定 景観条例公布
平成 21 年	環境配慮指針策定 電気自動車導入 住宅用太陽光発電システムへの補助金交付開始 住宅用太陽光発電売電補助金交付開始	平成 19 年	第 3 次生物多様性国家戦略策定 第 2 次エネルギー基本計画策定 県地球温暖化防止実行計画改定
平成 22 年	グリーンニューディール基金条例公布 ポイ捨て等の防止に関する条例公布 緑の基本計画改定	平成 20 年	生物多様性基本法公布 第 2 次循環型社会形成推進基本計画策定 県廃棄物処理計画改定
平成 23 年	地球温暖化対策実行計画策定 環境配慮指針修正	平成 21 年	地球温暖化対策推進条例公布 家電エコポイント制度開始 エコカー減税開始
平成 24 年	住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付開始	平成 22 年	生物多様性国家戦略 2010 策定 県地球温暖化対策計画策定 住宅エコポイント制度開始 第 3 次エネルギー基本計画策定
平成 27 年	住宅用太陽光発電システム設置補助対象機器拡大	平成 24 年	第 4 次環境基本計画策定 生物多様性国家戦略 2012-2020 策定 小型家電リサイクル法公布 県循環型社会づくり計画策定
平成 28 年	一般廃棄物処理計画改定	平成 25 年	ヒートアイランド対策大綱改定 第 3 次循環型社会形成推進基本計画策定 再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例公布
平成 30 年	環境基本計画改定	平成 26 年	第 4 次エネルギー基本計画策定 水循環基本法、雨水の利用の推進に関する法律公布 かながわスマートエネルギー計画策定 気候変動の影響への適応計画策定
平成 31 年	環境配慮指針修正	平成 27 年	県環境基本計画改定 かながわ生物多様性計画策定 地球温暖化対策計画策定 県地球温暖化対策計画改定 パリ協定発効
		平成 28 年	県循環型社会づくり計画改定 水銀に関する水俣条約発効
		平成 29 年	かながわスマートエネルギー計画改定 気候変動適応法公布 第 4 次循環型社会形成推進基本計画策定 第 5 次エネルギー基本計画策定 第 5 次環境基本計画策定 気候変動適応計画策定
		令和元年	食品ロス削減推進法公布
		令和 2 年	「かながわ気候非常事態宣言」発表

年	大 和 市	年	国 ・ 県
令和 4 年	「大和市気候非常事態宣言」発表 地球温暖化対策実行計画改定 令和 5 年 環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (重点対策加速化事業)」に採択 令和 6 年 指定暑熱避難施設の指定・運用開始 地球温暖化対策の推進に関する協定締結	令和 3 年	地球温暖化対策計画改定 第 6 次エネルギー基本計画策定 プラスチック資源循環法公布 かながわ脱炭素ビジョン策定
令和 5 年		令和 4 年	G X 推進法公布 県食品ロス削減推進計画策定
令和 6 年		令和 5 年	気候変動適応計画改定 県プラスチック資源循環推進等計画策定
		令和 6 年	県環境基本計画改定 かながわ生物多様性計画改定 県地球温暖化対策計画改定 県循環型社会づくり計画改定 熱中症特別警戒情報の運用開始

## 2. 大和市環境審議会

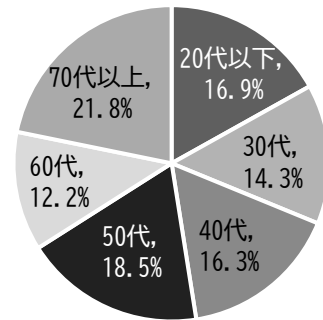
設置根拠法令等	大和市付属機関の設置に関する条例第 2 条
設置年月日	平成 10 年 2 月 1 日
所掌事務	1. 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき本市における環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。 2. 一般廃棄物の減量等に関する事項等について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。 3. 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が管理する公の施設のうち、環境共生部の所管に係る公の施設の管理について、市長に対し意見を述べること。
委員数	15 人以内(令和 8 年 1 月 1 日現在の委員数:12 人)
委員任期	2 年間(現在の委員任期:令和 6 年 5 月 18 日から令和 8 年 5 月 17 日まで)
委員の氏名	板 橋 雅 美【公募市民】 大 川 沙 耶 香【公募市民】 片 倉 忠 雄【商工会議所推薦者】 古谷田 和 子【農業協同組合推薦者】 鈴木 澄 子【公募市民】 高 野 安 弘【公募市民】 壺 井 里 英【教育関係者】 中 田 朝 夫【専門的知識者】 箱 崎 陽 一【自然環境保全団体推薦者】 橋 本 幸 生【廃棄物減量団体推薦者】 濱 田 和 博【福祉団体推薦者】 矢 板 千 英 子【公的機関職員】 ※令和 8 年 1 月 1 日現在・敬称略・五十音順・【           】内は専任区分

### 3. 環境に関する市民アンケート調査の結果(概要)

環境基本計画の進行管理及び今後の市の施策に反映させることを目的に、市民の環境に関する意識や身の回りの環境の状況についての調査を「大和市政世論調査」の調査項目として実施しました。令和6年度調査の結果(概要)は、次のとおりです。

#### (1) 実施概要

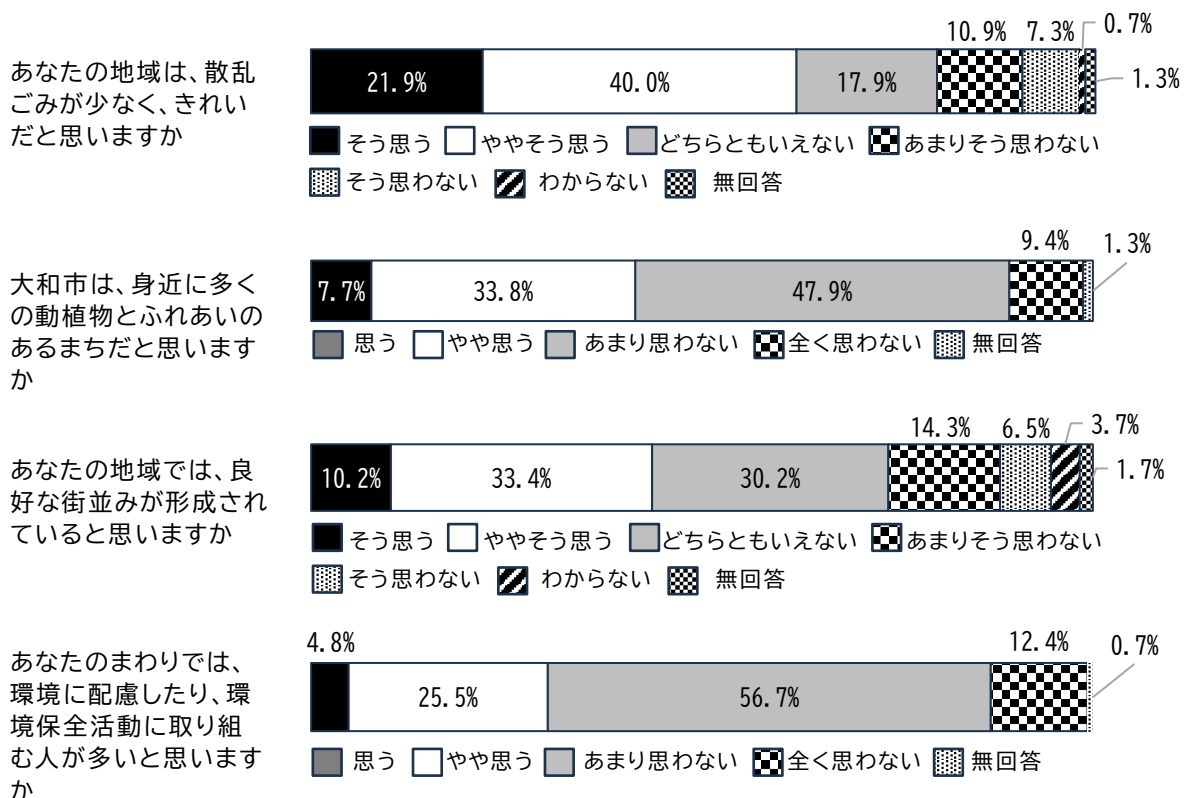
- 対象: 満16歳以上の市内在住者 7,000人(無作為抽出)
- 期間: 令和6年9月10日(火)～9月24日(火)
- 方法: 郵送配布、郵送・インターネットによる回答
- 回収数: 2,499件(回収率35.7%)



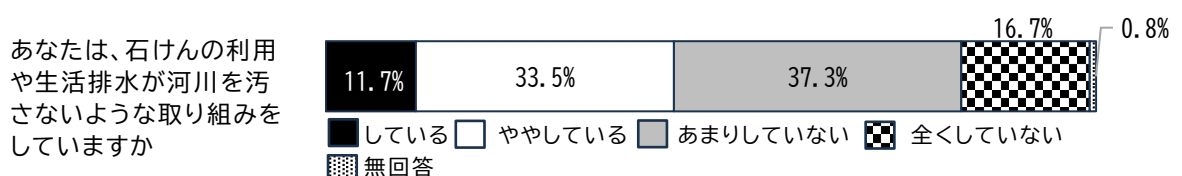
※令和5年度までは、「環境に関する市民アンケート」単体で満16歳以上の市民2,000人(住民基本台帳から無作為抽出)を対象に、同様の方法で実施していました。

#### (2) 調査結果

##### (ア) 現在の大和市の環境について



##### ② 環境に関する日頃の実践について



※(1)及び(2)は、ウエイトバック集計により、回収した調査票と実際の大和市全体の性別・年齢の偏りを補正した上での結果となっています。

「散乱ごみが少なく、きれいだと思いますか」について、「そう思う」と「ややそう思う」との回答を合わせると6割以上で、コロナ禍で中止されていた「清掃の日」等の活動再開や啓発活動の成果により高い割合になっていると考えられます。

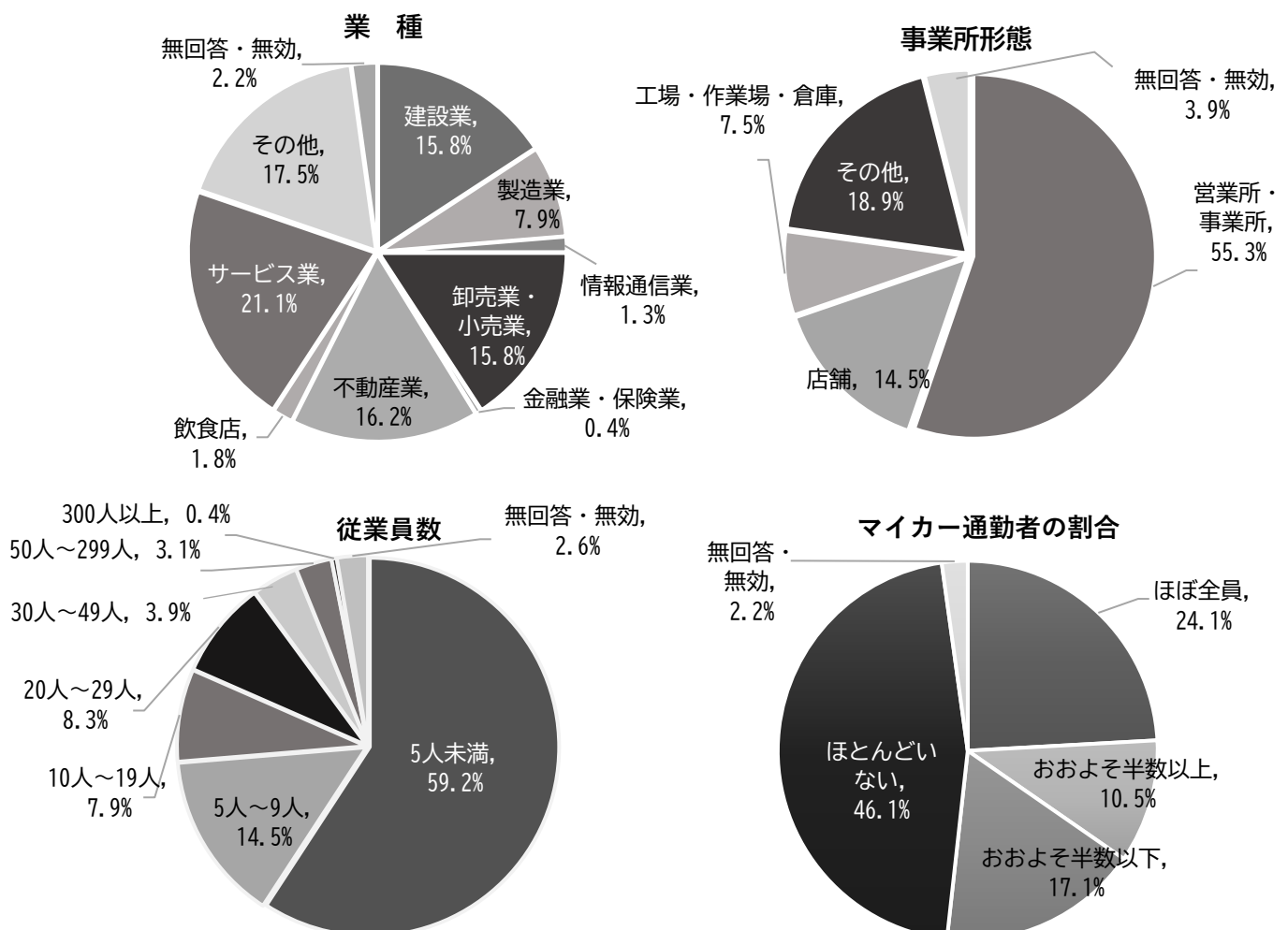
一方、「環境に配慮したり、環境保全活動に取り組む人が多いと思いますか」については、「あまり思わない」と「全く思わない」との回答を合わせると約7割となり、環境保全活動の担い手不足による市内環境団体の活動縮小等が懸念されます。

#### 4. 環境に関する事業者アンケート調査の結果(概要)

環境基本計画の進行管理及び今後の市の施策に反映させることを目的に、事業者の環境に関する意識や身の回りの環境の状況に関する調査を実施しています。令和6年度の調査の結果(概要)は、次のとおりです。

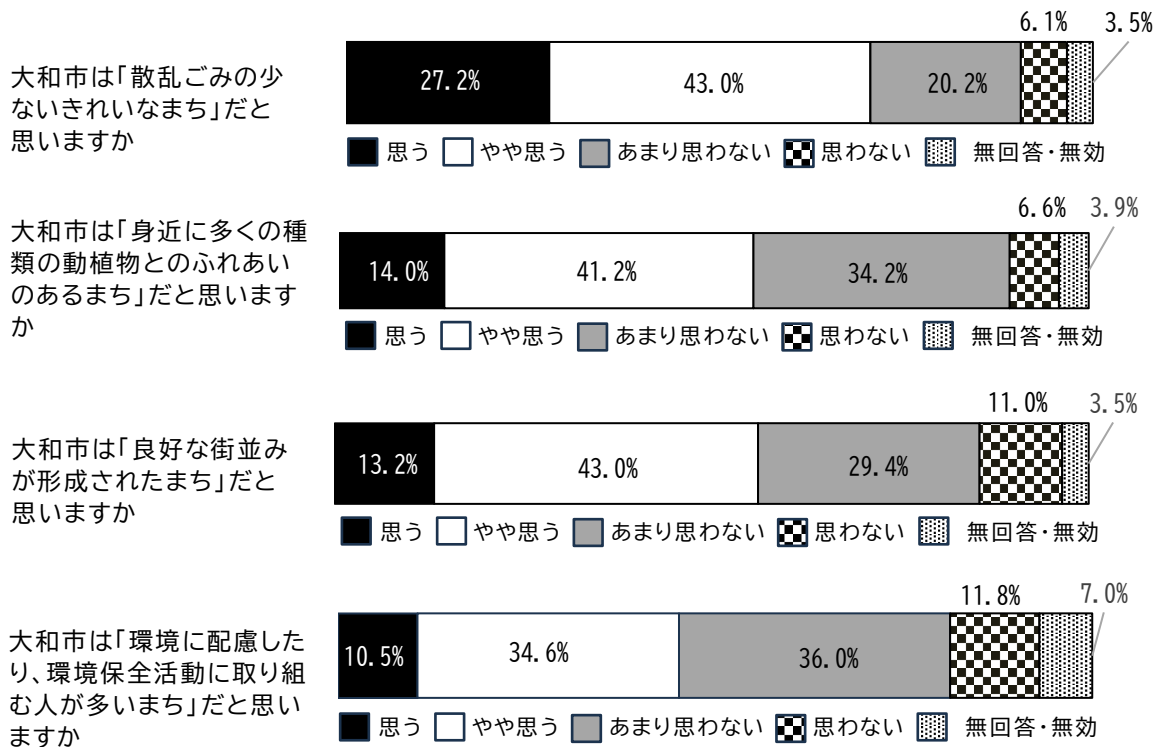
##### (1) 実施概要

- 対象:市内に住所を置く事業者751社(有効配布数、無作為抽出)
- 期間:令和6年7月1日(月)～7月31日(水)
- 方法:郵送配布、郵送・インターネットによる回答
- 回収数:228社(回収率30.4%)
- 回答者の内訳等:



(2) 調査結果

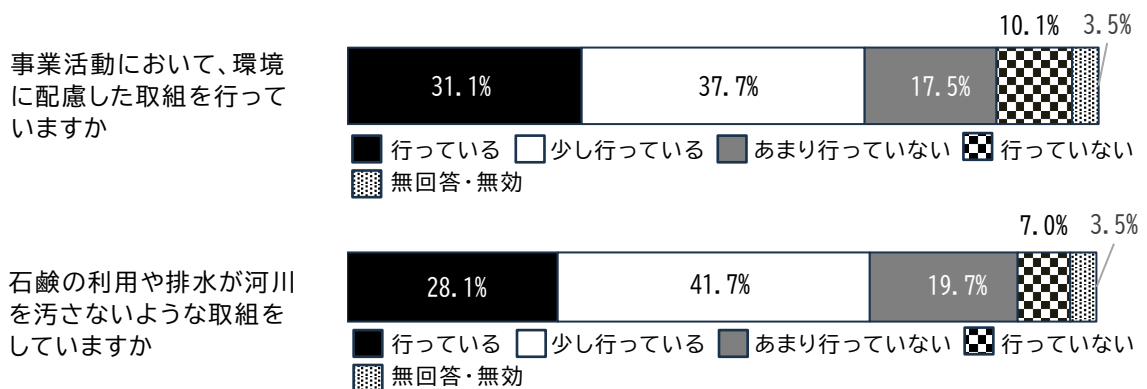
① 現在の大和市の環境について



「散乱ごみの少ないきれいなまち」だと「思う」と「やや思う」の回答を合わせると7割以上となり、市民アンケート同様、コロナ禍で中止されていた「清掃の日」等の活動再開や啓発活動の成果により高い割合になっていると考えられます。

また、「身近に多くの種類の動植物とのふれあいのあるまち」と「良好な街並みが形成されたまち」についても、「思う」と「やや思う」との回答を合わせると5割以上になっています。

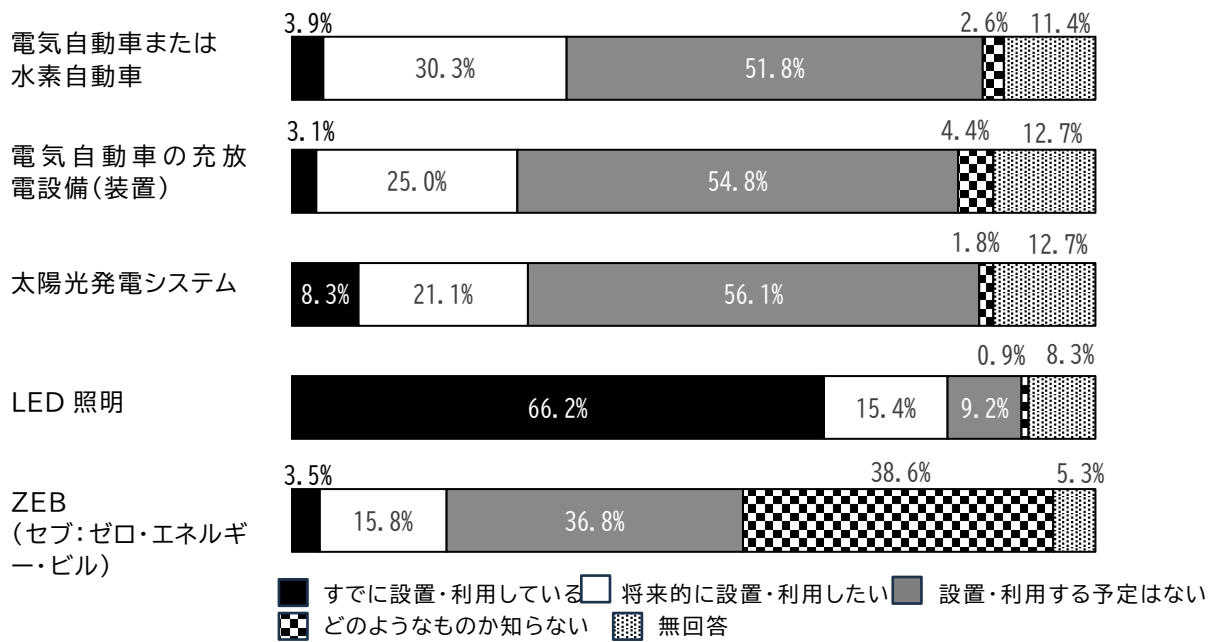
② 環境に関する日頃の取組について



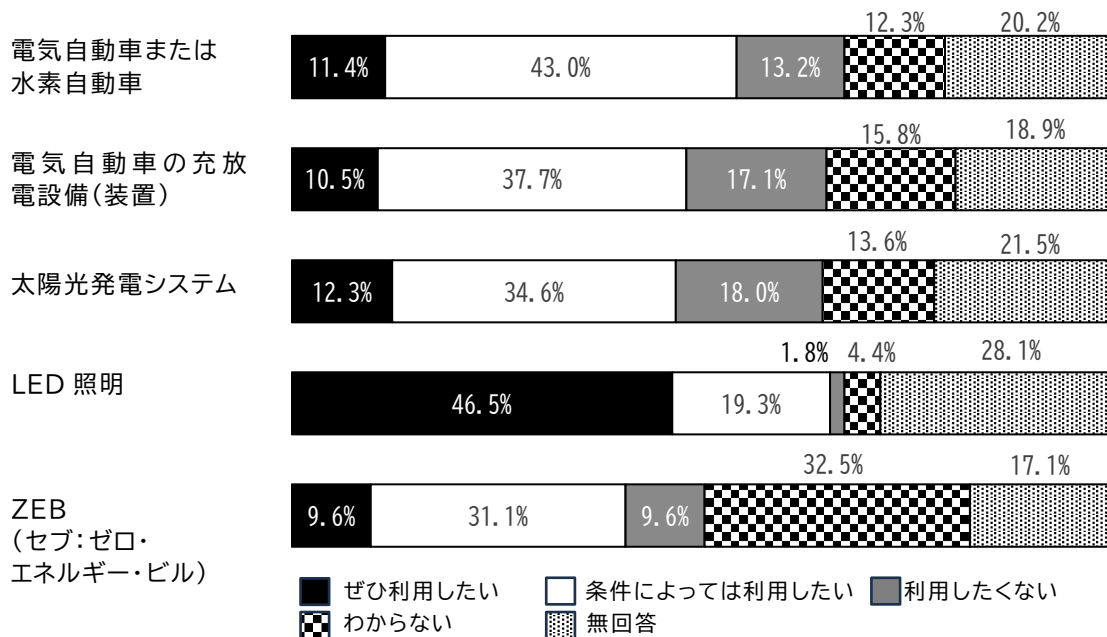
いずれの項目についても、「行っている」と「少し行っている」の回答を合わせると7割近くになり、近年、環境に配慮した事業活動が求められる中で、多くの事業者が高い意識を持って取り組んでいることが分かります。

③ 再生可能エネルギー・省エネルギー機器の設置や利用について

1) 以下の機器の設置や利用がありますか。または、将来的に設置や利用を考えていますか。



2) 以下の機器の設置や利用についての補助があるとしたら、利用したいですか。



LED についてはすでに設置している割合が 66.2%と定着が進んでいる一方で、ZEB は「どのようなものか知らない」が4割近くに及んでおり、ZEB の認知度向上が課題であると考えられます。電気自動車または水素自動車、充電設備、太陽光発電システムについては、「すでに設置・利用している」と「将来的に設置・利用したい」を合わせると全体の 3 割前後となりますが、補助があることによって設置・利用の意向が5割前後に高まっています。

## 5. 大和市環境を守り育てる基本条例

平成9年12月22日公布  
条例第21号

私たちのまち大和は、境川とその流れの源を大和に発する引地川に囲まれ、水と緑の豊かな自然環境に恵まれるとともに、市域の中央を走る鉄道や道路による交通の便利な神奈川の中核都市として発展してきた。

しかし、人口の集中、産業の拡大などによる都市としての発展に伴い、自動車の排出ガスによる大気の汚染、身近な自然である緑の減少、廃棄物の増大など都市生活型の環境問題が深刻化してきており、加えて、基地をめぐる様々な問題も存在している。

さらに、私たちの日常生活や事業活動を通じての利便さや豊かさの追求により、地球の温暖化、オゾン層の破壊など、環境問題は地球規模へと拡大し、将来の世代に重大な影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っている。

このように、私たちは、自然生態系の微妙な均衡の中で、限りある良好な環境の恵みを受ける一方、私たちの日常生活や事業活動による影響は、この自然生態系の復元力を超えるまでに拡大してきた。

しかしながら、この健全で恵み豊かな環境の恵沢は、将来にわたって維持されなければならない。

私たちは、ここに改めて望ましい大和のまちや環境の姿、すなわち「自然の恵みを取り入れた、健康に生活できる、一生を安心して暮らせるふるさと」の実現を目指し、連帯して努力していかなければならない。

このような認識の下、環境について深く理解するために学び、これまでの生活及び事業活動並びにそれらに連なる体系を見直し、並びに人、動物、植物などすべての生命の基盤である良好な環境の保全及び創造をしていくことに継続して取り組むため、ここに、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来のすべての市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境の有限性を認識することによって、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる、循環を基調とした社会を構築することを目的として行われなければならない。
  - 3 環境の保全等は、市民、事業者及び市のそれぞれの公平な役割分担の下に協力し、自主的かつ積極的に行われなければならない。
  - 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての市民にとって、良好な環境を確保する上での重要な自らの問題でもあることから、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

### (市民の責務)

- 第4条 市民は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

### (事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、及び自然環境を適正に保全する措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源等の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
  - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、市域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、市域を超えた広域的な取組を要する施策を策定し、及び実施するときは、国及び他の地方公共団体と協力し、その施策の推進に努めなければならない。

(施策の方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項が達成されるよう努めるものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭を未然に防止すること。

(2) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、水辺、樹林、農地等を適正に保全し、生態系に配慮した身近な自然を創出すること。

(3) 潤いと安らぎのある安全で快適な都市環境を創造するため、水と緑を生かした都市施設の整備及び地域の特性を生かした都市景観の形成を促進し、並びに歴史的文化的遺産の保全及び活用を図ること。

(4) 環境の美化を推進するとともに、環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進すること。

(5) 国、他の地方公共団体その他の関係行政機関及び市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)と連携し、市域の自然的社会的条件に応じた地球環境保全を推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向その他必要な事項について定めなければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境への配慮指針の策定)

第9条 市は、環境基本計画に基づき、市民、事業者及び市がそれぞれの役割に応じて環境に配慮した行動をするための指針を策定するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関して理解を深め、並びに環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めなければならない。

(自発的な活動の促進)

第11条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、第10条に規定する環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進を図るため、環境の保全等に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

(年次報告書)

第13条 市長は、毎年、環境の現況及び環境基本計画に基づく施策の進行状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(監視、調査等の実施)

第14条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、調査等の実施に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協働して環境の保全等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

附 則 一抄一

(施行期日)

この条例は、平成10年2月1日から施行する。

## 6. 大和市環境基本計画

本計画は、「大和市環境を守り育てる基本条例」に定められた様々な施策を、柔軟な連携を保ちつつ、すべての主体の公平な役割分担の下に、将来を展望しながら総合的、計画的に推進し、市が実施する境の保全と創造に関する施策の基本的な方向を示すとともに、市民、事業者に期待される取組を明らかにするものです。

### (1) 計画の基本理念

#### <環境の恵みの享受と次世代への継承>

きれいな空気や水をもつ良好な環境は、私たちに自然と触れて得られる人間性の回復や心身の休養といった恵みをもたらしてくれます。この良好な環境を守り、将来の市民へと引き継いでいきます。

#### <持続的に発展する循環を基調とした社会の構築>

自然生態系の復元力には限りがあることを認識し、人と自然が共生した、環境への負荷の少ない、持続的に発展することができる、循環を基調とした社会の構築を目指します。

#### <市民、事業者、市の協働>

環境の保全と創造は、市民、事業者、市が、それぞれの公平な役割分担の下に協力し、自主的かつ積極的に行っていきます。

#### <地球環境保全の推進>

地球規模の環境問題は、人類共通の課題であると同時に、私たち市民一人ひとりにとっての問題でもあります。日常生活や事業活動のあらゆる場面で、地球環境の保全を積極的に進めていきます。

### (2) 計画の期間

本計画は、望ましい環境像の実現に向けて、長期的な視点での取組を目指しますが、そのステップとして平成30年度(2018年度)から令和9年度(2027年度)までの10年を計画期間とします。

なお、他の計画との整合や取組の進捗状況などとの調整、環境問題を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

### (3) 計画の対象範囲

環境問題の空間的・時間的な広がりを踏まえ、社会のニーズや市民の意識の変化に対応し、必要な施策を講じられるように、生活環境や自然環境など身近な環境の保全と創出をはじめとし、安全で快適な都市環境基盤の整備、さらには、地球環境問題までを見渡してそれぞれの要素を設定します。

これらの個別の環境課題への取組を、各主体の環境保全活動によって支えられる、環境への負荷の少ない循環型社会の構築という視点より束ねます。

## 7. 用語集

英数字
-----

### BEMS

Building Energy Management System の略で、事務所ビル等における省エネルギーを目的に、電力の需要と供給をモニターし、コントロールするシステムのことです。情報技術を活用してエネルギーの使用状況をリアルタイムに表示したり、室内の明るさや温度・湿度などをセンサーで把握したりして、照明や空調の最適運転を行います。同様のシステムに、住宅向けの HEMS、工場向けの FEMS、地域全体向けの CEMS があります。

### BOD(生物学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略で、水中の有機物を微生物が一定時間内に分解する際に消費される酸素の量をいいます。BOD が大きいほど、浄化に多くの酸素が必要で、それだけ水中に有機物があることになり、河川などの水の汚れを表わす代表的な指標となっています。

### COP(締約国会議)

Conference of Parties の略で、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されています。最も多く耳にする COP は1992年の地球サミット(国連環境開発会議)で採択された国連気候変動枠組条約のものですが、生物多様性条約や砂漠化対処条約などにも COP があります。

### dB(デシベル)

騒音や振動の強さなどを示す尺度として用いられ、環境基準や各種の規制値もデシベル表示で定められています。デシベルが用いられる理由の一つとして、人体の外世界の刺激に対する感じ方(小さな刺激なら少しの違いにも敏感ですが、刺激が大きくなると多少変化しても気づきにくいこと)が、デシベル表示と相性がよいことがあげられます。

### FIT・FIP 制度

再生可能エネルギーの普及のため、国の導入した制度です。FIT制度は「固定価格買取制度」とも呼ばれ、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定期間買い取ることを国が約束する制度です。FIP 制度は Feed In Premium の略で、再生可能エネルギーで発電した電気を、市場価格で販売する際、一定の補助(プレミアム)が付加される制度です。いずれも、かかる費用の一部は、電気を使用する消費者が賦課金という形で負担しています。

### IPCC(気候変動に関する政府間パネル)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設置された組織です。世界中の科学者の協力の下、出版された文献(科学誌に掲載された論文等)に基づいて定期的に報告書を作成しています。

### ISO14000シリーズ/ISO14001

ISO14000シリーズは、ISO(国際標準化機構)が定めた環境マネジメントシステムをはじめとする環境に関する一連の国際規格です。その中の一つである ISO14001は、環境マネジメントシステムの規格に適合していることを表明するために必要な要求事項を示した仕様書のようなものです。

### KES(京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)

Kyoto Environmental management system Standard の略で、京都議定書の発祥地、京都から発信された環境マネジメントシステムです。シンプルかつ低コストで取り組めるシステムで、特定非営利活動法人 KES 環境機構が審査・登録を行っています。

### LAeq(等価騒音レベル)

不規則かつ大幅に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内の騒音レベルエネルギーを時間平均したものです。騒音に対する人の生理的・心理的反応とも比較的よく対応することから、環境騒音を評価する指標として多くの国で採用されています。

### Lden

騒音の程度をエネルギー積分によって評価する指標の一つで、わが国では、航空機騒音の評価指標として用いられています。時間帯補正等価騒音レベルともいい、夕方や夜間の騒音に重み付けしたものとなっています。

## NLP

Night Landing Practice の略で、航空機の夜間着陸訓練のことです。

## PM2.5(微小粒子状物質)

大気中に浮遊している  $2.5\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}$  は1ミリの千分の1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM:  $10\mu\text{m}$  以下の粒子) よりも小さいものを指します。PM2.5 は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系・循環器系への影響が心配されています。

## ppm

濃度を表す単位で、100 万分の 1 を 1ppm といいます。例えば  $1\text{m}^3$  の大気中に  $1\text{cm}^3$ 、もしくは  $1\text{kg}$  の水に  $1\text{mg}$  の物質が含まれる場合が 1ppm です。

## PRTR(化学物質排出移動量届出制度)

Pollutant Release and Transfer Register の略で、特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(「化管法」または「PRTR 法」)に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び事業所外への移動量を事業者が自ら把握し国に届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度です。

## PTIO 法

大気中の窒素酸化物濃度を簡易に測定する方法の一つです。 $\text{NO}_2$  と  $\text{NO}_x$  を捕集するための吸収薬を含ませたろ紙一対を  $1.5\text{m}$  の高さに固定し、一定期間大気に暴露したあとに測定します。

## SDGs(持続可能な開発目標)

Sustainable Development Goals の略で、2015年9月にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた行動計画を示す17の目標と169のターゲットのことです。

## Sv (シーベルト)

放射線を受けたときの身体への影響の度合いを表す単位で、数字が大きいほど大きな影響があることを表します。

## TEQ(毒性等量)

Toxic Equivalency Quantity の略で、毒性の異なるダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も強い毒性を有する 2,3,7,8-TCDD(4 塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)の量に換算していることを示す記号です。

## ZEB・ZEH

Net Zero Energy Building の略で、断熱や採光性などを工夫してエネルギー消費量を減らす一方で、太陽光発電等でエネルギーをつくり、見かけ上のエネルギー使用量をゼロにしたビルのことです。また、同様の考え方を一般住宅に当てはめたものをZEH(Net Zero Energy House)と呼んでいます。

## 3R

「ごみを出さない」(リデュース: Reduce)、「一度使って不要になった製品等を再び使う」(リユース: Reuse)、「ごみを資源として再生利用する」(リサイクル: Recycle)という廃棄物処理や再生利用の優先順位のことを、それぞれの頭文字をとって「3R」と呼んでいます。

## 6つの森

市の緑の拠点となる6つの緑地のことで、具体的には、泉の森(泉の森+ふれあいの森)、歴史の森(深見歴史の森)、野鳥の森(上和田野鳥の森+谷戸頭・谷戸緑地)、つるまの森(つるま自然の森)、久田の森(久田緑地)、中央の森をいいます。

あ

## アダプトプログラム

「里親制度」と訳され、市民が道路、公園・緑地等、公共施設の里親となり、土地管理者との契約に基づき、維持管理や活用を行っていくボランティア活動のことです。

## 一酸化炭素

炭素が燃焼する際、酸素が不十分な環境で不完全燃焼が起こると発生する気体で、人体に極めて有害です。

## 一定限度以上の航空機騒音

航空機騒音のうち、70dB以上が5秒以上継続している騒音を一定限度以上として定めています。

## 雨水浸透枳

屋根などで集めた雨水をそこから地中にしみこませる「ます」のことをいい、底をコンクリートでふさがず、砕いた石などを詰め込んであります。雨水の流出を抑制するとともに、地下水のかん養などの効果が期待できます。

## 雨水調整槽

下水道に接続して、雨水を一時的に貯留することで流量を調整する施設です。

## 雨水貯留槽

屋根に降った雨水を雨どいを通して引き入れ、一時的に溜める装置のことで、庭木の水撒きや洗車、また災害時には消火用水や生活用水に利用できます。

## エコアクション 21

主に中小企業向けとして、環境省が策定した環境マネジメントシステムの認証・登録制度です。要求事項が簡略化されており、認証取得費用も安価であるため、環境マネジメントシステムの国際標準規格である ISO14001に比べ、取組みやすいものとなっています。

## エコステージ

中小企業でも導入しやすい環境マネジメントシステムの一つです。環境改善を手段として経営改善を実現する「環境経営」のサポートを目的としています。一般社団法人エコステージ協会が評価・認証を行っています。

## エコドライブ

急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど、燃料の無駄の少ない運転や、燃費の良い車種の選択、相乗りなど、省エネルギーと排気ガスの低減に役立つ運転の総称です。

## エコマーク

広くは、商品の環境面での情報を提供し、消費者が環境に配慮して選択できるように、商品につけるマークのことをいいます。日本のエコマークは、製造、使用、廃棄等による環境への負荷が相対的に少ない商品や、それ自体で環境保全効果を持つ商品が対象とされています。

## エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

一般に「省エネ法」とも呼ばれ、2050年カーボンニュートラル目標に向け、非化石エネルギーを含めたすべてのエネルギーを対象として、エネルギーを使用する工場等、輸送、建築物及び機械器具等において、エネルギーの合理化と非化石エネルギーの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律です。

## オープンスペース

河川や緑地・都市公園など、一般の人々の出入りが自由な解放された空間です。

## オゾン層

オゾン濃度が比較的高い成層圏のことで、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護する働きがあります。

## 温室効果ガス

地球の温度は、太陽の日射により流入するエネルギーと、暖められた地表面が赤外線として宇宙へ放射するエネルギーのバランスによって定まりますが、温室効果ガスは、赤外線を宇宙に逃がさず、地表の温度を上昇させます。人間活動による大気中濃度の増加が問題視されている温室効果ガスとしては、二酸化炭素のほか、メタンや亜酸化窒素、HFC(ハイドロフルオロカーボン)、PFC(パーフルオロカーボン)、SF<sub>6</sub>(六ふっ化硫黄)があげられます。

### カーシェアリング

予め登録した会員だけが利用できる自動車を貸し出しするシステムで、主に、短時間の利用を目的としています。また、車を財産として所有するのではなく経費として捉えることによって、公共交通手段等とのコスト比較意識が働き、過剰な自動車の利用を抑制する働きがあるといわれます。

### ガーデンシュレッダー

庭木の剪定枝・落葉等を粉碎チップ化する機械のことです。

### 街区公園

主に街区内に居住している人が利用することを目的として設置される、最も身近な公園です。

### 拡大生産者責任制度

生産者が、製品の生産・使用・廃棄・リサイクルまで責任を負うという考え方にに基づき、生産者が使用済製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担する制度です。

### 合併処理浄化槽

し尿浄化槽の一種で、し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に対し、し尿とその他の生活排水を一緒に処理することができる浄化槽です。

### 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

神奈川県が、工場及び事業場の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための処置その他環境保全上の支障を防止するために、必要な事項を定めた条例です。

### 環境基準

人の健康の保護と生活環境の保全のために維持されることが望ましい基準で、取組を進める上での行政上の目標として法令により定められるものです。大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について、環境上の条件（大気中の汚染物質の濃度など）として定められています。

### 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

一般に「環境教育等促進法」とも呼ばれ、生命を尊ぶことや循環型社会の形成などを基本理念とし、協働による環境保全の取組の推進などについて規定しています。

### 環境定期(券)制度

地球温暖化の防止や大気汚染の改善を図るため、通勤・通学定期券をお持ちの方が週末等にマイカーの代わりに公共交通機関を利用する際、同行する家族等も運賃の割引等の特典を受けられる制度で、バス会社等が各々実施しているものです。

### かんきょうノート

本市独自の取組で、環境を大切にすいくつかの行動(環境配慮行動)を1週間にわたり実践、記録し、それにより削減できる二酸化炭素の量を示したシートで、二酸化炭素排出量の少ない暮らしを実感してもらうことを目的に、作成・配布しているものです。

### 環境負荷(環境への負荷)

「大和市環境を守り育てる基本条例」では、「人の活動により環境に加えられる原因であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定義しています。人間活動の結果としてもたらされ、直接に、あるいは集積・蓄積して、様々な環境悪化を引き起こす、排出物質や自然の改変などをいいます。

### 環境放射線

生活環境中にある放射線のことです。宇宙や大地、食べ物等を通じて受ける自然放射線と、レントゲン撮影や原子力利用により作り出される人工放射線に分類されます。

### 環境保全型農業

化学肥料や農薬の使用量を減らし、できる限り環境への負荷を低減するよう配慮した農業・農法のことです。たい肥を使った有機農業等が一般的に普及しています。

## 環境マネジメントシステム

企業など組織の活動の環境面を管理するためのシステムで、そのための方針や体制、手続等の仕組みのことです。

## 環境リスク

人間活動による環境への負荷が、環境中の経路を通じ、人の健康への被害や生態系の破壊などの悪影響を及ぼすおそれのことです。不確実な環境問題に対して、「悪影響が起りうる不確かさの程度」と「起こった場合の影響の大きさの程度」の両面から、科学的知見に基づいた評価を行うことで、被害等を未然に防止しようとする考え方の基礎となるものです。

## 基幹公園

市民の日常生活に密着し、計画的に配置される基本的な公園です。比較的小規模で住区を基本にした公園（街区公園・近隣公園・地区公園）から、都市の全体像を形成するようなスケールの大きな公園（総合公園・運動公園）まであります。

## 気候変動適応

気候変動の影響によって深刻化する局地的な豪雨や洪水、渇水や土砂災害、熱中症や感染症による健康被害等に対し、防災対策や予防措置をとることで、リスクの最小化を図ることで、気候変動を抑えるには、原因となる温室効果ガス排出量を削減する「緩和」が最も重要ではありますが、効果が表れるには長い時間がかかるため、こうした「適応」の考え方が不可欠となっています。

## 気候変動枠組条約

地球温暖化を防止するための国際的な枠組みを定めた条約です。1994年3月に発効され、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としています。なお、気候変動は、地球温暖化とほぼ同じ意味で用いられることが多く、本条約では、「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生じるもの」と定義されています。

## 協働

市民、事業者、市といった、利害関係の異なる主体が、環境問題などの課題に対し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、共通の認識を持って、相互に協力・連携していくことです。

## 共同輸配送

複数の事業者が共同で輸送、または配送を行うことをいい、これにより、輸送効率が高まり、車両数や走行量の削減につながります。

## クリーンキャンペーン

「ごみが捨てられにくい、きれいなまち並み」を維持するために、市民、事業者等の協力を得て、年間を通して本市が推進する地域美化活動です。

## グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

## 経営耕(作)地

農林業を営む事業者が耕作している農地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）のことで、自ら所有して耕作している自作地と、他から借りて耕作している借入耕地があります。

## 景観形成方針

大和市景観計画において、本市の景観の望ましい姿を示し、建築物の建築等、工作物の建設等及びその他景観形成に関わる行為において配慮すべき事項を定めたものです。本市の景観形成方針には、全市共通のものに加え、商業地、複合市街地、住宅地、田園・緑地といった土地利用の特性に応じたものがあります。

## 下水汚泥

下水処理場では、下水に含まれる有機物質を微生物の呼吸により空気中に二酸化炭素として放出させるほか、有機物質を食べた微生物を沈殿分離することで、水をきれいにしています。下水汚泥は、こうした微生物やその死骸、付着物などのほか、流入した下水から沈殿などにより取り除いたごみや固形物質などによる、下水処理の過程で発生する汚泥のことです。

## 結節点

交通結節点ともいい、人や物の輸送において、複数の交通手段が接続する場所です。

## 健康都市やまと総合計画

本市がその事務を処理するにあたって、総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定されるもので、将来に向けての基本的な方向を示す基本構想などから構成されています。

## 健康都市やまと都市計画マスタープラン

まちづくりの主体である市民、企業、行政がコンセプトを共有し、どのような方向でまちづくりに取り組むかを示すことを目的とした計画です。都市計画法第18条の2に位置づけられた都市計画制度としてのマスタープランであり、「市の都市計画に関する基本的な方針」の性格を有するものです。

## 現状趨勢ケース

本計画では、温室効果ガス排出量の将来推計において、地球温暖化防止に向けた新たな追加対策を講じない場合のことでです。

## 原単位

1世帯あたりの電力使用量、製造品出荷額あたりの温室効果ガス排出量など、世帯での消費や、工場等での生産に必要なエネルギー量のことであり、エネルギーに関する効率を表す指標です。

## 建築協定

良好な環境のまちづくりを促進するために、住民の発意で締結するもので、区市町村が条例で定める区域内における建築物を対象として、建築基準法に基づき、敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備などに関する基準を定めるものです。

## 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

建築物のエネルギー消費量が著しく増加していることを背景に定められた法律で、住宅以外の一定規模以上の建築物に対して、エネルギー消費性能基準への適合を義務づけています。

## 公園愛護会

本市が管理する公園、緑地等において、自主的に清掃や管理等を行っている団体で、市に登録したものです。登録することにより、活動状況に応じた交付金が支払われます。

## 光化学オキシダント

自動車や工場などが排出した炭化水素や窒素酸化物などの大気汚染物質に、太陽の紫外線が反応(光化学反応)して生成される大気汚染ガス(オゾンなどから構成されるオキシダント)のことをいいます。目のチカチカや喉の痛み、植物への被害などの影響をもたらします。

## 光化学スモッグ

光化学オキシダントが、大気中に霧状に滞留したものです。

## 交通政策基本法

国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという認識の下に、「豊かな国民生活の実現」、「国際競争力の強化」、「地域の活力の向上」、「大規模災害への対応」など、政府が推進する交通に関する施策についての基本理念を定めた法律です。

## 合流式下水道

汚水と雨水を同一の管きよで排除する下水道のことです。別々の管きよで排除する分流式下水道に比べ、整備にかかる費用が安いことが特長です。晴天時には下水は全て処理場へ送られますが、雨天時にはポンプ場や雨水吐で、一定量を超える下水が河川に放流されてしまうことがあります。

## コージェネレーション

石油や都市ガスなどのエネルギー源から、熱と電気など複数のエネルギーを併せて発生させるシステムです。廃熱も利用できることから、エネルギーを有効に利用できます。

## コミュニティバス

公共交通機関が運行していない地域や、運行していても利用が不便な地域の解消を図るため、市町村等が自ら運営または事業者へ委託して運行するバスです。

## コンポスト

生ごみや落ち葉、あるいは脱水した下水汚泥とわらやもみがらなどを、空気を通してながら発酵させて作られる堆肥で、有機肥料や土壌の改良などの用途に使えます。

## さ

### サーマルリカバリー

廃棄物を素材や部品など物として再生させるのではなく、燃焼させることにより、熱や電力として物質の持つエネルギーを回収するものです。

### 再生可能エネルギー

地中から取り出される石油や石炭などの化石燃料は、量に限りがあり使った分だけ減っていきます。これに対し、太陽光・太陽熱、風力、水力、地熱、波力、潮力などの自然エネルギーは半永久的に、植物や動物の排泄物等を発酵させて取り出すバイオマスは循環的に利用できます。これらを総称し、再生可能エネルギーといいます。

### 酸性雨

二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)や窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)などの酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象のことで、生態系への悪影響や建造物・文化財などへの被害を与えることが問題となっています。

### 次世代自動車

窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少なく(または全く排出しない)、燃費性能が優れている環境にやさしい自動車です。燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(EV)、天然ガス自動車(NGV)、ハイブリッド自動車(HEV)などが該当します。

### 持続可能な開発目標

→SDGs

### 指定暑熱避難施設

熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則の基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定し、熱中症特別警戒アラート発表時に開放します。

本市では、同様の取組みとして独自に「大和市熱中症予防ひと涼みスポット」を運営してきたことから、それぞれの機能を兼ねた「ひと涼みスポット(クーリングシェルター)」として運用しています。

### 自転車活用推進法

自転車が二酸化炭素等を発生せず、災害時においては機動的であることや、自動車依存の低減による健康増進・交通混雑の緩和等の経済的・社会的効果を持つことなどを踏まえ、自転車の活用を総合的・計画的に推進することを目的とした法律です。

### 市民緑地制度

都市内の民有地の緑を確保し、市民に公園機能の提供を行うことを目的に設けるものです。この制度では、地方公共団体等が樹林地等の所有者と契約し、施設を整備・管理して、住民に公開します。この場合、土地所有者には一定の優遇措置が与えられます。

### 循環型社会

資源を循環的に利用することによって、天然資源の消費を抑え、環境への負荷ができる限り低減される社会です。

### 使用済小型家電

不燃ごみとして廃棄されていた小型家電製品のうち、携帯電話、デジタルカメラなどのように、金・銀・白金などの貴金属や有用金属を含むものです。「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)に基づき、回収後に再資源化が図られています。

### 親水性護岸

河川や海辺などの水による浸食から岸を守る機能を持ち、人々が水に親しみ楽しめるように配慮した土木構造物で、緩傾斜型、階段型、捨石型などのタイプがあります。

### 水質汚濁防止法

工場・事業場等の排水や地下浸透の規制とともに、生活排水対策の推進などによって、公共用水域及び地下水

の水質悪化を防止することを目的とした水質汚濁対策の基本となる法律です。

### 水洗化人口

排水設備の整備やくみ取り便所の改造により、下水道に接続した水洗化世帯の人口を意味しています。

### 清掃の日

大和市クリーンキャンペーンの一環で、自治会連絡協議会との共催により、年一回、市民参加の下で、市内の一斉清掃を行う日です。

### 生物学的酸素要求量

→BOD

### 生物多様性

生物の豊かさを表す言葉で、遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルの3つの段階の多様性があります。

### 生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として定められた法律です。

### セットバック

建築物の位置をそろえ良好な空間を創出するなどの目的で、壁面などの工作物を一定の位置まで後退して設けることをいいます。

### 全窒素濃度

河川水・地下水・湧水中に溶け込んだ窒素化合物は、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、溶存性窒素、懸濁性有機性窒素といった様々な形で存在しています。これらを合計した量を全窒素量と呼び、全窒素濃度はその水中の濃度のことです。

### 全リン濃度

窒素と同様に、水中のリン化合物も、有機化合物または無機化合物など様々な形で存在しており、それらを合計した量を全リン量と呼び、全リン濃度はその水中の濃度のことです。

### 創エネルギー

エネルギーを節約する省エネルギーに対し、自治体や企業、一般家庭が自らエネルギーを創り出す考え方・方法のことです。家庭では、太陽光発電や、ガスから取り出した水素で発電しながらお湯も沸かすエネファームなどの燃料電池が主流です。

### 騒音規制法

工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する騒音を規制するとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めた騒音対策の基本となる法律です。

## た

### ダイオキシン類

炭素と塩素を含む有機化学物質の一種で、合わせて210種類からなる化学物質群の総称です。ある範囲の条件下での燃焼や化学物質の製造過程などから不純物として発生します。動物実験により、強い急性毒性を持つことが明らかになっているほか、人に対する発がん性や奇形を発生させる可能性(催奇形性)が疑われています。毒性が種類によって異なるため、量を表わす際には、最も毒性の強い種類に換算した「TEQ」という単位が用いられます。

### 大気汚染防止法

工場・事業場から排出されるばい煙や、自動車排出ガスを規制し、国民の健康を保護することなどを目的とした大気汚染対策の基本となる法律です。

### 多自然川づくり

河川等の土木工事において、自然環境の保全・復元を目指した整備手法のことです。

## 脱炭素

気候変動の影響を最小限にするため、温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることです。かつては、温室効果ガス排出量を大幅に削減する低炭素社会が目標となっていました。2021年の地球温暖化対策推進法の改正で、2050年に温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指すカーボンニュートラルが基本理念として法定化されました。

## 単独処理浄化槽

し尿浄化槽の一種で、し尿とその他の生活排水を一緒に処理する合併処理浄化槽に対し、し尿だけしか処理できない浄化槽のことです。

## 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第8条に基づき国が策定する総合計画です。2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととし、その中期的目標として2030年までに二酸化炭素排出量46%削減(2013年度比)、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとし、その達成に向けた対策・施策を明示したものとなっています。

## 地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策推進法第21条に基づき地方自治体が国の計画を勘案して策定する計画です。その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画である「区域施策編」と、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減等の措置に関する計画である「事務事業編」があります。

## 地区計画

地区レベルで、その特性にふさわしい良好な市街地の整備を図ろうとするもので、その居住者の利用する道路、公園、広場といった施設の配置や規模、建築物の形態、用途、敷地等に関する事項を総合的な計画として、市町村が地区住民の意向を反映しながら策定する都市計画です。

## 窒素酸化物

NO(一酸化窒素)とNO<sub>2</sub>(二酸化窒素)等の総称であり、これらをあわせてNO<sub>x</sub>(ノックス)とも略称されます。呼吸器系に対する有害性があり、酸性雨や光化学オキシダントなどの大気汚染の原因ともなります。自動車や工場等からの排出ガスが発生源で、燃料中の窒素分のほか、空気中の窒素が、燃焼により酸素と結びついて発生します。

## 低周波音

周波数が、100Hz以下の低い音をいい、船やバス、トラックなどのエンジン音などに多く含まれます。低周波音によって不快感や圧迫感などの人への影響や、窓や戸の揺れ、がたつきなどで、建具への影響がでる場合があります。

## 透水性舗装

雨水がしみこみやすいように、すきまの多い混合物を用いて道路を舗装することです。雨水の流出抑制とともに、街路樹の保護育成、水ハネがなくなるなど歩行性の向上、地下水へのかん養などの効果、また、路面の隙間が音を吸収することで、自動車騒音の低減にも効果がみられます。

## 特定外来生物

本来、その地域に生育・生息していない生き物のうち、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき指定された生物種のことです。外来生物の侵入により本来の生態系が壊され、元々その地域に生育・生息する生き物が、絶滅などの危機にさらされています。

## 特定建設作業

建設工事の作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業で、法律により内容が定められています。事前の届出が必要で、敷地境界での騒音や振動の基準値、作業日時が規制されています。

## 特定フロン

特にオゾン層を破壊する力の強い5種類のフロンのことです。モントリオール議定書により、日本などの先進国では製造を全廃しましたが、既に製品中に使用されている場合があります。

## 都市公園

都市公園法による、地方公共団体等が設置する公園や緑地などをいいます。

## 都市計画マスタープラン

→健康都市やまど都市計画マスタープラン

## な

### 生ごみ処理容器

家庭から出る生ごみなどを減容したり、たい肥化したりして処理する容器のことです。

### 二酸化硫黄

硫黄酸化物の一種の大気汚染物質で、呼吸器系に対する有害性があり、また、酸性雨の原因ともなります。化石燃料中の硫黄分が、燃焼により酸素と結びついて発生します。

### 二酸化炭素

現在の地球の大気中におよそ 0.037% 存在し、地表の温度を上昇させる温室効果を持つガスの一つです。日本での主な発生源には化石燃料の燃焼のほか、セメントの製造や廃棄物の焼却があります。無色無臭で、炭酸ガスとも呼ばれます。

### 二酸化窒素

→窒素酸化物

### 熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)

気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に、環境省が発表するものです。熱中症の危険性に対する「気づき」を促すもので、普段以上の熱中症予防行動実践を目的として運用されます。

### 熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)

気温が特に著しく高くなり熱中症による人の健康に対する重大な被害が生じるおそれのある場合に、環境省が発表するものです。発表された地域では、自発的な熱中症予防行動の実施、また、家族や周囲の人々においては見守りや声かけ等の共助や、公助の行動をとることを目的として運用されます。

## は

### ばい煙

大気汚染防止法に基づく規制の対象となる硫黄酸化物、ばいじん及び窒素酸化物などの有害物質をいいます。

### 排水性舗装

アスファルト表面に細かいすきまを設けて路面に溜まった水を排水する構造により、水はねや水しぶきを緩和し、安全対策効果を高めた舗装です。タイヤと路面の摩擦音を吸収するなど、騒音低減効果もあります。

### 破碎残さ

大和市環境管理センターでは、埋立や輸送などの後処理を容易にするため、不燃ごみ・粗大ごみを中間処理の一過程として破碎していますが、この破碎された廃棄物のことを破碎残さといいます。

### バリアフリー

障害のないという意味で、加齢に伴う身体機能の低下や、身体障害の有無などにかかわらず、誰もが障害を感じない施設づくり、都市づくりをバリアフリーと呼んでいます。障害者は、本来その人自身が障害を持っているのではなく、施設や都市のあり方により、障害を受けてしまっているという考え方にに基づきます。

### パリ協定

温室効果ガス削減の国際的枠組みとして、2015年12月フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された協定のことです。21世紀後半には、温室効果ガス排出量を森林・海洋等による吸収量とバランスさせること、気温上昇を産業革命前と比べて2℃より低く抑え、1.5℃未満に抑えるための取組を推進すること、各国が2018年までに温室効果ガス削減のための計画を提出し、5年ごとに進捗を点検することなどが主な内容で、2016年11月4日に発効しました。

### ヒートアイランド(現象)

都市部にてできる局地的な高温域のことで、冷房などの空調、比熱の大きいコンクリートやアスファルトによる熱吸収、窓の反射の輻射熱などにより温度が上がってしまう現象です。

## ビオトープ

ドイツ語の「生命」と「場所」を合成した言葉が普及したもので、野生の動植物や微生物が生きている空間をいいます。有機的にネットワークすることにより、生物の移動に貢献し、地域生態系全体の質の向上に寄与します。野生生物が生息可能な環境状況を積極的に復元・創造していくという意味あいでも用いられます。

## 光害(ひかりがい)

道路灯や防犯灯などが明るくて眠れない、街灯によって農作物が生育不良を起こす、屋外施設の照明により星が見えない等、照明の設置方法や配光が不適切で、景観や周辺環境への配慮が不十分なために起こるさまざまな影響のことです。

## 微小粒子状物質

→PM2.5

## ふるさと軸

市の東西を流れる境川、引地川と緑地で構成された2本の軸(幅広のゾーン)をいい、貴重な自然資源であると同時に郷土景観を形づくっています。一方、小田急線を中心とした軸をやまと軸としています。

## 粉じん

物の破砕・選別などの機械的処理や堆積に伴って発生し、大気中に飛散する物質です。

## 防災マップ

本市では、広域避難場所、避難生活施設、医療救護所等、防災に関わりの大きい施設や洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域などを記載しています。

## 保水性舗装

雨水を吸収・蒸散させ、舗装面の温度を抑えることにより、ヒートアイランド現象を抑制する舗装のことです。吸収能力以上の余分な雨水は地中に浸透されるため、豪雨時などに起こる下水や河川の氾濫の防止や、植生・地中生態の改善、地下水の涵養などの効果があります。

## 保全緑地

一般的に地域の自然を保全するために残すべき緑地の総称で、「大和市緑の基本計画」や本計画では、久田緑地などの大規模緑地を指しています。

## 保存生垣

大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例に基づき、保存の対象として指定されている生垣です。

## 保存樹木

大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例に基づき、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れている樹木で、保存の対象として指定されている樹木です。

## 保存樹林

大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例に基づき、保存の対象として指定されている樹林地です。主に市街化区域内に残存する小規模な樹林地を念頭にしています。

## ま

## 街づくり協定

地域の住民同士が話し合い、合意をして自ら締結する街づくりのルールで、大和市みんなのまちづくり条例に基づき、市が認定します。建築物の色彩、高さ、用途に加え、壁面の後退距離、塀の種類なども定めることができ、その地域の住民などが組織するまちづくり委員会が中心となって運営します。

## 街づくり賞

優れた景観づくりに寄与していると認められる施設デザインや景観づくりの活動・提案、快適な空間づくりに貢献した事例等を毎年表彰するものです。

## 水循環基本法

水が人類共通の財産であることを踏まえ、健全な水循環の維持・回復に向けた施策を包括的に推進していくため、国が平成26年に定めた法律で、国による水循環基本計画の策定などを規定しています。

### 緑のカーテン

アサガオ、ヘチマ、ゴーヤなどのつる性の植物でつくる自然のカーテンです。ベランダや軒下に生育させて、真夏の強い日差しを避けることで、過度な冷房を控え、温室効果ガス排出量の削減に寄与することが期待されています。

### 緑のネットワーク

河川などの自然の緑や、公園・緑地等の点在する緑の間にある道路・水路等を緑化することによって、昆虫や小動物が行き来できる緑の連続性が確保されている空間です。

### メッシュ調査

ある調査において、対象地域を一定間隔で正方形の網目状(メッシュ)に区切り、それぞれのメッシュでデータ等を収集する調査手法です。

## や

### やまと エコアクション 21

環境に配慮した事業活動に取り組んでいただくため、市内事業者向けに本市が環境省のガイドラインに基づいて設けた独自のシステムです。

### 大和市一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第3条第2項の規定に基づき策定された、本市の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となる計画です。

### 大和市環境配慮指針

大和市環境基本計画に基づき、環境に配慮した具体的な実践行動を示したものです。暮らしやすく魅力あふれる本市の環境づくりに向け、一人ひとりが環境配慮型のライフスタイルやビジネススタイルを見つけ、切り替えていくための「きっかけ」を整理した内容となっています。

### 大和市総合計画

→健康都市やまと総合計画

### 大和市総合交通施策

徒歩や自転車、鉄道・バス・タクシーなどの公共交通、その他の交通サービスなどによる人中心の移動ネットワークの形成に向けて、まちづくりとの連携を図りつつ、総合的な交通施策を推進するための計画です。

### 大和市ポイ捨て等禁止条例

ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくりを推進するため、本市が独自に定めた条例で、公共の場所等でごみ箱など決められた回収容器以外の場所に物を捨てることと、犬の飼い主がふんを放置することを禁止しています。

### 大和市みどりの愛護会

市内の公共空地、施設などにおいて、花の植栽等を行う団体で、市に登録したものです。登録することにより、市などによる情報提供や花苗の提供等の支援を受けることができます。

### 大和市緑の基本計画

都市緑地法に基づき、緑地の適正な保全・整備や緑化の推進等について、様々な取組を計画的に進めていくために定めた計画です。

### やまと自転車憲章

手軽に乗れ、環境に優しく、健康的で身近な交通手段である自転車を有効に活用し、一人ひとりが健(すこ)やかで康(やす)らかな生活を送ることができるまちを目指して定めたものです。

### やまと みどりの学校プログラム

市内の小中学校における環境教育を推進し、環境保全に関する自発的な実践活動が行われるよう、その活動を支援する仕組みとして、本市が独自に設けたプログラムです。

## 有害化学物質

環境を経由して、人の健康または動植物の生息・生育に有害な作用を及ぼす化学物質の総称です。

## 有収水量

水道の給水量のうち、料金収入を伴った水量をいいます。浄水場より供給される水のうち、漏水などにより有効に利用されず失われた分は除かれます。

## 誘導用床材

視覚障がい者などを安全に誘導するため、建物等の床に敷設するブロックです。

## ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力によらず、誰にとっても利用しやすいよう、利用者本位、人間本位の考え方でデザインすることを指し、その対象は、ハード(都市施設や製品など)からソフト(教育や文化、サービスなど)まで多岐にわたります。

ら

## ライフサイクルアセスメント

製品などがもたらす環境への潜在的な悪影響を、資源の調達・製造・流通・使用・リサイクル・廃棄といった、そのライフサイクルを通じ、関連する過程を含めて、総合的に推定・評価しようとする手法です。

## ラダーパターン

ラダーとは「はしご」のことで、本計画では、都市間交通を担うはしご状の幹線道路を指します。

## リターナブル容器

中身を生産販売するボトラー等において再充てんされる容器のこと。ビールビンをはじめ、洗浄と再使用の容易なビン容器で採用されていることが多く、生きビンと呼ばれます。ビールビンなどでは、生産者が容器を資産として管理し、容器代を含めて商品の価格を設定して回収システムを構築しています。

## 緑地保全地区

都市の緑地を保全するために指定する地区で、無秩序な市街化や公害・災害の防止効果があるもの、伝統的文化的意義を持つもの、風致景観が優れるなど地域住民の生活環境確保に必要なものなどが対象となります。





大和市気候非常事態宣言ロゴマーク

## やまとの環境

大和市環境基本計画年次報告書  
令和7年度版（令和6年度実績）

発行 大和市

監修 大和市環境共生部環境総務課

神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号

電話046-263-1111（代表）